

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う
金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令

目次

本則

○ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）（第一条関係）	1
○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第二条関係）	4
○ 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）（第三条関係）	50
○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第四条関係）	72
○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）（第五条関係）	127
○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）（第六条関係）	133
○ 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）（第七条関係）	137
○ 証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第七十八号）（第八条関係）	138
○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）（第九条関係）	139
○ 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）（第十条関係）	184
○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）（第十一条関係）	190
○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）（第十一条関係）	192
○ 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）（第十一条関係）	194
○ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）（第十一条関係）	196
○ 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）（第十一条関係）	198

○	中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）（第十一条関係）	200
○	財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）（第十一条関係）	202
○	銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）（第十二条関係）	204
○	長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）（第十三条関係）	207
○	信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）（第十四条関係）	212
○	中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）（第十五条関係）	217
○	協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）（第十六条関係）	219
○	保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）（第十七条関係）	222
○	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）（第十八条関係）	228
○	附則	234
○	保険業法施行規則の一部を改正する命令（平成十年総理府・大蔵省令第四十五号）（附則第七条関係）	240

○ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）（第一条関係）

改 正 案	現 行
（新株予約権証券に準ずる有価証券等） 第十四条の二 法第二条第六項第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。 一 新株予約権付社債券 二 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 2 法第二条第六項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するものとする。 （金融商品取引業から除かれるもの） 第十六条 令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 九の二 （略） 十 法第二条第八項第十五号に掲げる行為のうち、当該行為を行う者（以下この号において「対象行為者」という。）が金融商品取引業者等との間で投資一任契約を締結し、当該契約に基づき、当該行為に係る同項第十五号イからハまでに掲げる権利（以下この号において「対象権利」という。）を有する者（以下この号において「対象権利者」という。）のため運用を行う権限の全部を委	（新設） （金融商品取引業から除かれるもの） 第十六条 令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 九の二 （略） 十 法第二条第八項第十五号に掲げる行為のうち、当該行為を行う者（以下この号において「対象行為者」という。）が金融商品取引業者等との間で投資一任契約を締結し、当該契約に基づき、当該行為に係る同項第十五号イからハまでに掲げる権利（以下この号において「対象権利」という。）を有する者（以下この号において「対象権利者」という。）のため運用を行う権限の全部を委

託するものであつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの
 イ 対象権利に係る契約その他の法律行為（以下この号において
 「出資契約等」という。）において、次に掲げる事項の定めが
 あること。

- (1) 対象権利者のため運用を行う権限の全部を委託する旨及び
 当該金融商品取引業者等の商号又は名称（当該金融商品取引
 業者等が適格投資家向け投資運用業（法第二十九条の五第一
 項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。）を行うこ
 とにつき法第二十九条の登録を受けた者であるときは、その
 旨を含む。）

(2)・(3) (略)

ロ (略)

ハ 出資契約等及び当該投資一任契約において、当該金融商品取
 引業者等は、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十八条
 第一号若しくは第三号又は第二百二十九条第一項第一号若しくは
 第三号に掲げる行為に該当するものを除き、個別の取引ごとに
全ての対象権利者に当該取引の内容及び当該取引を行うこととす
る理由の説明（(2)において「取引説明」という。）を行い、当
該全ての対象権利者の同意（次に掲げる事項の全ての定めがあ
る場合において行う取引にあつては、(1)の同意を含む。）を得
なければ自己、その取締役若しくは執行役又はその運用を行う
他の運用財産（法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財
産をいう。）との間における取引を行うことを内容とした運用

託するものであつて、次に掲げる要件のすべてに該当するもの
 イ 対象権利に係る契約その他の法律行為（以下この号において
 「出資契約等」という。）において、次に掲げる事項の定めが
 あること。

- (1) 対象権利者のため運用を行う権限の全部を委託する旨及び
 当該金融商品取引業者等の商号又は名称

(2)・(3) (略)

ロ (略)

ハ 出資契約等及び当該投資一任契約において、当該金融商品取
 引業者等は、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十八条
 第一号若しくは第三号又は第二百二十九条第一項第一号若しくは
 第三号に掲げる行為に該当するものを除き、個別の取引ごとに
すべての対象権利者に当該取引の内容及び当該取引を行うことと
する理由の説明（(2)において「取引説明」という。）を行い、
当該すべての対象権利者の同意（次に掲げる事項のすべての定
めがある場合において行う取引にあつては、(1)の同意を含む。）
を得なければ自己、その取締役若しくは執行役又はその運用
を行う他の運用財産（法第三十五条第一項第十五号に規定する
運用財産をいう。）との間における取引を行うことを内容とし

(1) 及び(2)において「自己取引等」という。)を行うことができない旨の定めがあること。 (1) <u>全ての対象権利者の半数以上</u> (これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上) であつて、かつ、<u>全ての対象権利者の有する対象権利の四分の三</u> (これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合) 以上に当たる多数の同意を得た場合には自己取引等を行うことができる旨 (2) (略) 二〇へ (略) 十一〇十六 (略) 二〇四 (略)	た運用 (1) 及び(2)において「自己取引等」という。)を行うことができない旨の定めがあること。 (1) <u>すべての対象権利者の半数以上</u> (これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上) であつて、かつ、<u>すべての対象権利者の有する対象権利の四分の三</u> (これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合) 以上に当たる多数の同意を得た場合には自己取引等を行うことができる旨 (2) (略) 二〇へ (略) 十一〇十六 (略) 二〇四 (略)
---	---

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第二条関係）

改正案	現行
（定義） 第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 十三 （略） （削る） 十四 十四の三 （略） 十四の四 外国会社届出書 法第五条第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社届出書をいう。 十五 十七の四 （略） 十八 有価証券報告書 法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する有価証券報告書をいう。 十八の二 十九の三 （略） 十九の四 外国会社臨時報告書 法第二十四条の五第十五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する	（定義） 第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 十三 （略） 十三の二 指定格付機関 格付機関のうち、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものを用いる。 十四 十四の三 （略） （新設） 十五 十七の四 （略） 十八 有価証券報告書 法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。 十八の二 十九の三 （略） （新設）

外国会社臨時報告書をいう。

二十〇三六 (略)

(特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続等)

第二条の六 (略)

2 (略)

3 第一項各号に掲げる書類が日本語又は英語をもつて記載したものではないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

(有価証券通知書)

第四条 (略)

2 (略)

3 前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものではないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

4 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 (略)

二 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者であつて、次に掲げる者

イ 当該有価証券の発行者の子会社（法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この号及び第十一号の四第二号において同じ。）又は主要株主（法第六十三条第一項に規定す

二十〇三六 (略)

(特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続等)

第二条の六 (略)

2 (略)

3 第一項各号に掲げる書類が日本語又は英語をもつて記載したものではないときは、その訳文を付さなければならない。

(有価証券通知書)

第四条 (略)

2 (略)

3 前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものではないときは、その訳文を付さなければならない。

4 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 (略)

二 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者であつて、次に掲げる者

イ 当該有価証券の発行者の子会社（法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この号及び第十一号の二第二号において同じ。）又は主要株主（法第六十三条第一項に規定す

る主要株主をいう。第十一条の四第二号において同じ。） ロ 当該有価証券の発行者の役員（法第二十一条第一項第一号に規定する役員をいう。以下この号及び第十一条の四第二号において同じ。）又は発起人（当該発行者の役員又は株主のいずれにも該当しない期間が五年を超える発起人を除く。以下この号及び同条第二号において同じ。） ハ・ニ（略） 三・四（略） 五 法第二十六条第三号に規定する契約に基づき取得した新株予約権証券又は当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することにより取得した有価証券に係る有価証券の売出しを行う金融商品取引業者等（同号に規定する契約を行う引受人に該当するものに限る。） 5（略） （外国会社の代理人） 第七条 外国会社は、有価証券の募集又は売出しに関し、法第五条第一項又は第六項の規定により有価証券届出書又は外国会社届出書を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するもの（第十四条の二第一項第三号において「代理人」という。）を定めなければならない。 2（略）	る主要株主をいう。第十一条の二第二号において同じ。） ロ 当該有価証券の発行者の役員（法第二十一条第一項第一号に規定する役員をいう。以下この号及び第十一条の二第二号において同じ。）又は発起人（当該発行者の役員又は株主のいずれにも該当しない期間が五年を超える発起人を除く。以下この号及び同条第二号において同じ。） ハ・ニ（略） 三・四（略） （新設） （外国会社の代理人） 第七条 外国会社は、有価証券の募集又は売出しに関し、法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するもの（第十四条の二第一項第三号において「代理人」という。）を定めなければならない。 5（略） 2（略）
---	--

3 外国会社は、次に掲げる書類を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するものを定めなければならない。 一 法第二十四条第一項又は第三項の規定による有価証券報告書 二 九 (略) 十 法第二十四条の五第十五項の規定による外国会社臨時報告書 十一 (略) 十二 (略) (有価証券届出書等の記載の特例) 第九条 法第五条第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書並びに法第十三条第二項ただし書及び第二十三条の十二第七項(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。 一 八 (略) (組込方式による有価証券届出書) 第九条の三 (略) 2 法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定め	3 外国会社は、次に掲げる書類を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するものを定めなければならない。 一 法第二十四条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)又は第三項の規定による有価証券報告書 二 九 (略) (新設) 十 (略) 十一 (略) (有価証券届出書の記載の特例) 第九条 法第五条第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三条第二項ただし書(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。 一 八 (略) (組込方式による有価証券届出書) 第九条の三 (略) 2 法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定め
--	---

るものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める有価証券報告書とする。

一 内国会社 第三号様式又は第四号様式により作成し、財務局長等に提出した有価証券報告書

二 外国会社（法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出した外国会社以外のものに限る。） 第八号様式又は第九号様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書

三 外国会社（前号に掲げる外国会社以外のものに限る。） 法第二十四条第八項の規定により関東財務局長に提出した外国会社報告書

3

前二項の規定にかかわらず、有価証券届出書を提出しようとする者が株式移転（当該者の最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日前二年三月内に行われたものに限る。）により設立された株式移転設立完全親会社（会社法第七百七十三条第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、当該株式移転により株式移転完全子会社（会社法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。以下同じ。）となつた会社（以下この項において「当該株式移転完全子会社」という。）のうち、当該株式移転の日の前日において法第五条第四項各号に掲げる要件を全て満たしていた会社（以下この項及び第十条第一項第二号ハにおいて「適格株式移転完全子会社」という。）が当該株式移転の日前に提出した直近の

るものは、内国会社にあつては第三号又は第四号様式、外国会社にあつては第八号又は第九号様式により作成し、財務局長等に提出した有価証券報告書とする。

3

前二項の規定にかかわらず、有価証券届出書を提出しようとする者が株式移転（当該者の最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日前二年三月内に行われたものに限る。）により設立された株式移転設立完全親会社（会社法第七百七十三条第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、当該株式移転により株式移転完全子会社（会社法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。以下同じ。）となつた会社（以下この項において「当該株式移転完全子会社」という。）のうち、当該株式移転の日の前日において法第五条第四項各号に掲げる要件を全て満たしていた会社（以下この項及び第十条第一項第二号ハにおいて「適格株式移転完全子会社」という。）が当該株式移転の日前に提出した直近の

有価証券報告書（適格株式移転完全子会社が二以上ある場合は最初に提出されたもの）の提出日から当該有価証券届出書を提出しようとする日までの期間とし、法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、当該期間中において適格株式移転完全子会社及び当該株式移転設立完全親会社が提出した有価証券報告書（前項に規定するものに限る。）とすることができる。

一・二 （略）

4 （略）

（参照方式による有価証券届出書）

第九条の四 （略）

2 ～ 4 （略）

5 法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

一・二 （略）

三 有価証券届出書を提出しようとする者が、指定外国金融商品取引所に上場されている株券を発行しており、かつ、当該者の発行済株券について、外国金融商品市場（法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）における基準時価総額が千億円以上であること。

四 （略）

（外国会社届出書の提出要件）

の有価証券報告書（適格株式移転完全子会社が二以上ある場合は最初に提出されたもの）の提出日から当該有価証券届出書を提出しようとする日までの期間とし、法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、当該期間中において適格株式移転完全子会社及び当該株式移転設立完全親会社が提出した有価証券報告書（前項に規定するものに限る。）とすることができる。

一・二 （略）

4 （略）

（参照方式による有価証券届出書）

第九条の四 （略）

2 ～ 4 （略）

5 法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

一・二 （略）

三 有価証券届出書を提出しようとする者が、指定外国金融商品取引所に上場されている株券を発行しており、かつ、当該者の発行済株券について、外国金融商品市場における基準時価総額が千億円以上であること。

四 （略）

第九条の六 法第五条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、届

出書提出外国会社（同項に規定する届出書提出外国会社をいう。以下同じ。）が同条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出書に代えて外国会社届出書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

2 法第五条第六項第二号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 外国金融商品市場を開設する者
- 二 外国金融商品市場に準ずるものとして外国に開設された店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。第十四条の十四の二第一項第二号において同じ。）の性質を有する市場を開設する者

（外国会社届出書の提出等）

第九条の七 法第五条第六項の規定により外国会社届出書を提出しようとする届出書提出外国会社は、同項第一号に掲げる書類（第七号の五様式により作成したものに限る。）、同項第二号に掲げる書類及びその補足書類（同条第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する補足書類をいう。第十一条の三第二項第一号及び第十二条第一項第二号において同じ。）三通を関東財務局長に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

2 法第五条第七項に規定する書類に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる様式の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。	一 第七号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 企業情報」の「第2 企業の概況」の「1 主要な経営指標等の推移」及び「3 事業の内容」 ロ 「第二部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「4 事業等のリスク」 ハ 「第一部 企業情報」のうち、イ及びロに掲げる項目以外の項目であつて、届出書提出外国会社が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目 二 第七号の四様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第三部 発行者情報」の「第2 企業の概況」の「1 主要な経営指標等の推移」及び「3 事業の内容」 ロ 「第三部 発行者情報」の「第3 事業の状況」の「4 事業等のリスク」 ハ 「第三部 発行者情報」のうち、イ及びロに掲げる項目以外の項目であつて、届出書提出外国会社が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目 法第五条第七項に規定する書類に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定め
3	益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定め

るものは、前項各号に掲げる様式による有価証券届出書に記載すべき事項（第七号様式にあつては「第一号様式」、第七号の四の様式にあつては「第二号様式」及び「第三号様式」並に「第四号様式」に記載すべき事項を除く。次項第二号において「発行者情報」という。）であつて、当該書類に記載されていない事項（同項第一号において「不記載事項」という。）のうち、前項各号に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの（当該事項を英語によつて記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。

4 法第五条第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 不記載事項（第二項各号に定める事項を除く。）を日本語又は英語によつて記載したもの
- 二 発行者情報と当該事項に相当する外国会社届出書の記載事項との対照表

（有価証券届出書の添付書類）

第十条 法第五条第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号から第八号までにおいて引用する場合を含む。）に定める書類を有価証券届出書

（有価証券届出書の添付書類）

第十条 法第五条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号から第七号までにおいて引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書

に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出
がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができ
る。

一 (略)

二 第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ 前号イに定める書類（第十七条第一項ただし書の規定により
、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない
場合に限る。）

ロ 前号ロからトまでに定める書類

ハ (略)

三 第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ 第一号イに定める書類（第十七条第一項ただし書の規定によ
り、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていな
い場合に限る。）

ロ 第一号ロからトまでに定める書類

ハ (略)

ニ 当該有価証券届出書の提出者が第九条の四第四項の規定によ
り法第五条第四項第一号の要件を満たしている場合には、前号
ハに定める書面

ホ・ヘ (略)

三の二 第二号の四様式により作成した有価証券届出書 第一号に
定める書類

三の三 第二号の五様式により作成した有価証券届出書

に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出
がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができ
る。

一 (略)

二 第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ 前号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により
、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない
場合に限る。）

ロ 前号ロからトまでに掲げる書類

ハ (略)

三 第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ 第一号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定によ
り、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていな
い場合に限る。）

ロ 第一号ロからトまでに掲げる書類

ハ (略)

ニ 当該有価証券届出書の提出者が第九条の四第四項の規定によ
り法第五条第四項第一号の要件を満たしている場合には、前号
ハに掲げる書面

ホ・ヘ (略)

三の二 第二号の四様式により作成した有価証券届出書 第一号に
掲げる書類

三の三 第二号の五様式により作成した有価証券届出書

イ 第一号に定める書類	ロ (略)	三の四 第二号の六様式により作成した有価証券届出書 前号に定める書類	三の五 第二号の七様式により作成した有価証券届出書 第三号の三に定める書類	四 第七号様式により作成した有価証券届出書	イ 第一号に定める書類	ロ ト (略)	五 第七号の二様式により作成した有価証券届出書 (第九条の三第二項第二号に掲げる者が作成したものに限り。)	イ 第二号イ及びロに定める書類	ロ (略)	ハ 前号ロ、ハ及びホからトまでに定める書類	五の二 第七号の二様式により作成した有価証券届出書 (第九条の三第二項第三号に掲げる者が作成したものに限り。)	イ 第一号ロ及びハに定める書類	ロ 第四号ロ、ハ及びホからトまでに定める書類	ハ 前号ロに定める書類	六 第七号の三様式により作成した有価証券届出書 (第九条の三第二項第二号に掲げる者が作成したものに限り。)	イ 第三号に定める書類	ロ 第四号ロ、ハ及びホからトまでに定める書類
-------------	-------	------------------------------------	---------------------------------------	-----------------------	-------------	---------	---	-----------------	-------	-----------------------	---	-----------------	------------------------	-------------	---	-------------	------------------------

イ 第一号に掲げる書類	ロ (略)	三の四 第二号の六様式により作成した有価証券届出書 前号に掲げる書類	三の五 第二号の七様式により作成した有価証券届出書 第三号の三に掲げる書類	四 第七号様式により作成した有価証券届出書	イ 第一号に掲げる書類	ロ ト (略)	五 第七号の二様式により作成した有価証券届出書	イ 第二号イ及びロに掲げる書類	ロ (略)	ハ 前号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類 (新設)	六 第七号の三様式により作成した有価証券届出書	イ 第三号に掲げる書類	ロ 当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての
-------------	-------	------------------------------------	---------------------------------------	-----------------------	-------------	---------	-------------------------	-----------------	-------	----------------------------	-------------------------	-------------	-------------------------------

ハ 第五号ロに定める書類	六の二 第七号の三様式により作成した有価証券届出書（第九条の三第二項第三号に掲げる者が作成したものに限り。）
イ 第一号ロ及びハに定める書類	三 第二項第三号に掲げる者が作成したものに限る。）
ロ 第三号ハからヘまでに定める書類	イ 第一号ロ及びハに定める書類
ハ 第四号ロ、ハ及びホからトまでに定める書類	ロ 第三号ハからヘまでに定める書類
ニ 第五号ロに定める書類	ハ 第四号ロ、ハ及びホからトまでに定める書類
七 第七号の四様式により作成した有価証券届出書	ニ 第五号ロに定める書類
イ 第三号の三に定める書類	七 第七号の四様式により作成した有価証券届出書
ロ 第四号ロからトまでに定める書類	イ 第三号の三に定める書類
ハ 外国会社届出書	ロ 第四号ロからトまでに定める書類
イ 第一号ロ及びハに定める書類	ハ 外国会社届出書
ロ 第四号ロ、ハ及びホからトまでに定める書類	イ 第一号ロ及びハに定める書類
ハ 第三号の三口に定める書類（第八条第一項第五号に掲げる場合に限る。）	ロ 第四号ロ、ハ及びホからトまでに定める書類
ニ 第五号ロに定める書類	ハ 第三号の三口に定める書類（第八条第一項第五号に掲げる場合に限る。）
2 次各号に掲げる書類には、当該各号に定める翻訳文を付さなければならぬ。	ニ 第五号ロに定める書類
一 第一項第四号、第五号、第六号及び第七号に定める書類であつて日本語により記載されていないもの	2 次各号に掲げる書類には、当該各号に定める翻訳文を付さなければならぬ。
二 第一項第五号の二、第六号の二及び第八号に定める書類であつて日本語又は英語により記載されていないもの	一 第一項第四号、第五号、第六号及び第七号に定める書類であつて日本語により記載されていないもの
三 第一項第四号から第七号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものではないときは、その訳文を付さなければならない。	二 第一項第五号の二、第六号の二及び第八号に定める書類であつて日本語又は英語により記載されていないもの
法律専門家の法律意見書	ハ 第四号ロ、ハ及びホからトまでに掲げる書類（新設）
七 第七号の四様式により作成した有価証券届出書	法律専門家の法律意見書
イ 第三号の三に掲げる書類	七 第七号の四様式により作成した有価証券届出書
ロ 第四号ロからトまでに掲げる書類（新設）	イ 第三号の三に掲げる書類
2 第一項第四号から第七号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものではないときは、その訳文を付さなければならない。	ロ 第四号ロからトまでに掲げる書類（新設）

による翻訳文

(有価証券届出書の自発的訂正)

第十一条 提出した有価証券届出書又はその添付書類につき、法第七条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により訂正届出書を提出すべきものとして内閣府令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一 三 (略)

(外国会社訂正届出書の提出要件)

第十一条の二 法第七条第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。)において準用する法第五条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、届出書提出外国会社が訂正届出書に代えて外国において開示(同項第二号に規定する外国において開示をいう。第十七条の八及び第十八条の四において同じ。)が行われている当該訂正届出書に類する書類であつて英語で記載されたもの(次条第一項において「外国会社訂正届出書」という。)を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(外国会社訂正届出書の提出等)

第十一条の三 第九条の七の規定は、届出書提出外国会社が外国会社

(有価証券届出書の自発的訂正)

第十一条 提出した有価証券届出書又はその添付書類につき、法第七条(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により訂正届出書を提出すべきものとして内閣府令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一 三 (略)

(新設)

(新設)

訂正届出書を提出する場合について準用する。

2 法第七条第二項において準用する法第五条第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項を日本語によつて記載したものとする。

- 一 訂正の対象となる外国会社届出書及びその補足書類の提出日
- 二 訂正の理由
- 三 訂正の箇所及びその内容

（目論見書の作成を要しない有価証券の売出し）

第十一条の四 法第十三条第一項（法第二十三条の十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。ただし、当該有価証券の売出しに関し、令第二十条第一項に規定する安定操作取引を行う場合は、この限りでない。

一 （略）

二 次に掲げる有価証券の売出しに該当しないもの

イ 二 （略）

ホ 法第二条第六項第三号に規定する契約に基づき新株予約権証券を取得し、又は当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することにより有価証券を取得した金融商品取引業者等（同号に規定する契約を行う引受人に該当するものに限る。）が行う当該新株予約権証券又は当該有価証券に係る有価証券の売出し

（目論見書の作成を要しない有価証券の売出し）

第十一条の二 法第十三条第一項（法第二十三条の十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。ただし、当該有価証券の売出しに関し、令第二十条第一項に規定する安定操作取引を行う場合は、この限りでない。

一 （略）

二 次に掲げる有価証券の売出しに該当しないもの

イ 二 （略）

（新設）

(目論見書の作成を要しない新株予約権証券の募集に係る日刊新聞紙掲載事項)	
第十一条の五	法第十三条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
一	当該新株予約権証券に関して法第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定による届出を行った日
二	前号に規定する届出に係る法第二十七条の三十の二に規定する電子開示手続（法第二十七条の三十の四の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）の提出により当該手続を行った場合を含む。）を行うために使用した法第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織のうち当該電子開示手続によりファイルに記録された事項と同一の事項の公衆の縦覧に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧することができもの
三	当該新株予約権証券の発行に関する問合せを受けるための発行者の連絡先

第十二条	法第十三条第二項第一号イ(1)（法第二十七条において準用
-------------	-------------------------------------

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容)	
第十二条	法第十三条第二項第一号イ(1)（法第二十七条において準用

する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定及び第二十一条第二項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一 (略)

二 外国会社

イ、ニ (略)

ホ 外国会社届出書及びその補足書類の記載事項のうち、イに定める事項に相当する事項

ヘ 外国会社届出書及びその補足書類の記載事項のうち、二に定める事項に相当する事項

(発行価格等の公表の方法)

第十四条の二 法第十五条第五項及び第二十三条の第十二第七項(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一、三 (略)

2 (略)

(新株予約権証券に準ずる有価証券等)

第十四条の二の二 法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定及び第二十一条第二項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一 (略)

二 外国会社

イ、ニ (略)

(新設)

(新設)

(発行価格等の公表の方法)

第十四条の二 法第十五条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一、三 (略)

2 (略)

(新設)

一 新株予約権付社債券	二 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの	2 法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するものとする。
(発行登録書の添付書類)	第十四条の四 (略)	2 (略)
3 第一項第二号及び前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。	(発行登録通知書の記載内容等)	第十四条の十一 (略)
2 (略)	3 前項第二号に定める書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。	4・5 (略)
(発行登録追補書類の添付書類)	第十四条の十二 (略)	2 前項第二号に定める書類が日本語をもつて記載したものでないと
(発行登録書の添付書類)	第十四条の四 (略)	2 (略)
3 第一項第二号及び前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。	(発行登録通知書の記載内容等)	第十四条の十一 (略)
2 (略)	3 前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。	4・5 (略)
(発行登録追補書類の添付書類)	第十四条の十二 (略)	2 前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないと

きは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

(特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等)

第十四条の十四の二 法第二十三条の十三第三項各号に掲げる行為を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、次項各号又は第三項各号に掲げる事項を告知しなければならない。

一 (略)

二 店頭売買有価証券市場において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等を行う場合 当該店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会を介して行う方法その他の当該認可金融商品取引業協会の定める規則において定める方法

三 (略)

2・3 (略)

(外国会社における有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第十五条の二の二 (略)

2・6 (略)

7 第三項及び第五項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

きは、その訳文を付さなければならない。

(特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等)

第十四条の十四の二 法第二十三条の十三第三項各号に掲げる行為を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、次項各号又は第三項各号に掲げる事項を告知しなければならない。

一 (略)

二 店頭売買有価証券市場(法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下この号において同じ。)において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等を行う場合 当該店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会を介して行う方法その他の当該認可金融商品取引業協会の定める規則において定める方法

三 (略)

2・3 (略)

(外国会社における有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第十五条の二の二 (略)

2・6 (略)

7 第三項及び第五項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

第十六条 (略)

25 (略)

6 第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

(有価証券報告書の添付書類)

第十七条 (略)

2 前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、第十六条第五項第二号に掲げる書類を除きその日本語による翻訳文を付さなければならない。第十六条第五項第二号に掲げる書類又はその要約についてその日本語による翻訳文を国内の株主、債権者その他関係者に対し送付している場合においても、当該日本語による翻訳文を付さなければならない。

(外国会社報告書の提出要件)

第十七条の二 (略)

(削る)

第十六条 (略)

25 (略)

6 第一項第二号及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(有価証券報告書の添付書類)

第十七条 (略)

2 前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、第十六条第五項第二号に掲げる書類を除きその訳文を付さなければならない。第十六条第五項第二号に掲げる書類又はその要約についてその訳文を国内の株主、債権者その他関係者に対し送付している場合においても、当該訳文を付さなければならない。

(外国会社報告書の提出要件)

第十七条の二 (略)

2 法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 外国金融商品市場（法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。次号において同じ。）を開設する者
- 二 外国金融商品市場に準ずるものとして外国に開設された法第六十七條第二項に規定する店頭売買有価証券市場の性質を有する市

（外国会社報告書の提出等）

第十七条の三（略）

2 法第二十四条第九項に規定する外国会社報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第八号様式及び第九号様式のうち、次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。

一 「第一部 企業情報」の「第2 企業概況」の「1 主要な経営指標の推移」及び「3 事業の内容」

二 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「4 事業のリスク」

3 法第二十四条第九項に規定する外国会社報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第八号様式又は第九号様式による有価証券報告書に記載すべき事項（次項第二号において「発行者情報」という。）であつて、当該外国会社報告書に記載されていない事項（同項第一号において「不記載事項」という。）のうち、前項に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの（当該事項を英語によつて記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。

4 法第二十四条第九項に規定するその他内閣府令で定めるものは、

場を開設する者

（外国会社報告書の提出等）

第十七条の三（略）

2 法第二十四条第九項に規定する外国会社報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第八号様式及び第九号様式のうち、次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。

一 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「4 事業のリスク」及び「7 財政状態、経営政策及びキャッシュ・フローの状況の分析」

二 「第一部 企業情報」の「第6 経理の状況」の「1 財務情報」

3 法第二十四条第九項に規定する外国会社報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第八号様式又は第九号様式による有価証券報告書に記載すべき事項であつて、当該外国会社報告書に記載されていない事項のうち、前項各号に掲げる項目に記載すべき事項を日本語によつて記載したものとする。

4 法第二十四条第九項に規定するその他内閣府令で定めるものは、

次に掲げるものとする。

一 不記載事項（第二項に定める事項を除く。）を日本語又は英語によつて記載したもの

二 発行者情報と当該事項に相当する外国会社報告書の記載事項との対照表

三 五（略）

5 前項第三号及び第四号に掲げる書面が日本語又は英語によつて記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

（外国会社報告書の提出期限の承認の手続等）

第十七条の四（略）

2 五（略）

7 第三項各号に掲げる書類及び第五項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語又は英語によつて記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

（外国会社訂正報告書の提出要件）

第十七条の八 法第二十四条の二第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社が訂正報告書に代えて外国において開示が行われている当

次に掲げるものとする。

一 第八号様式又は第九号様式による有価証券報告書に記載すべき事項のうち、外国会社報告書に記載されていない事項（前項に規定するものを除く。）を日本語又は英語によつて記載したもの

二 当該有価証券報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国会社報告書の記載事項との対照表

三 五（略）

5 前項第三号及び第四号に掲げる書面が日本語又は英語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（外国会社報告書の提出期限の承認の手続等）

第十七条の四（略）

2 五（略）

7 第三項各号に掲げる書類及び第五項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語又は英語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（外国会社訂正報告書の提出要件）

第十七条の八 法第二十四条の二第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社が訂正報告書に代えて外国において開示（同項に規定する

該訂正報告書に類する書類であつて英語で記載されたもの（次条第一項において「外国会社訂正報告書」という。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（外国会社訂正報告書の提出等）

第十七条の九 第十七条の三（第四項第三号及び第四号を除く。）の規定は、報告書提出外国会社が外国会社訂正報告書を提出する場合について準用する。

2 （略）

（確認書の記載内容等）

第十七条の十 （略）

2 外国会社が提出する確認書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語によつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

一・二 （略）

3・4 （略）

（外国会社確認書の提出等）

外国において開示をいう。第十八条の四において同じ。）が行われている当該訂正報告書に類する書類であつて英語で記載されたもの（次条第一項において「外国会社訂正報告書」という。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（外国会社訂正報告書の提出等）

第十七条の九 第十七条の三第一項及び第四項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、報告書提出外国会社が外国会社訂正報告書を提出する場合について準用する。

2 （略）

（確認書の記載内容等）

第十七条の十 （略）

2 外国会社が提出する確認書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一・二 （略）

3・4 （略）

（外国会社確認書の提出等）

第十七条の十二 (略)

2・3 (略)

4 第十七条の三第四項第三号から第五号までの規定は、法第二十四条の四の二第六項において準用する法第二十四条第八項の規定により外国会社が外国会社確認書を提出する場合について準用する。

(外国会社訂正確認書の提出要件)

第十七条の十三 法第二十四条の四の三第三項(法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、訂正確認書(法第二十四条の四の三第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。))において準用する法第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項に規定する訂正確認書をいう。以下この条において同じ。)を提出しなければならない外国会社が当該訂正確認書に代えて外国会社訂正確認書(法第二十四条の四の三第三項において準用する法第二十四条第八項に規定する外国会社訂正確認書をいう。次条第一項において同じ。)を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

第十七条の十二 (略)

2・3 (略)

4 第十七条の三第四項(第一号及び第二号を除く。)及び第五項の規定は、法第二十四条の四の二第六項において準用する法第二十四条第八項の規定により外国会社が外国会社確認書を提出する場合について準用する。

(外国会社訂正確認書の提出要件)

第十七条の十三 法第二十四条の四の三第三項(法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、訂正確認書(法第二十四条の四の三第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。))において準用する法第七条、第九条第一項及び第十条第一項に規定する訂正確認書をいう。以下この条において同じ。)を提出しなければならない外国会社が当該訂正確認書に代えて外国会社訂正確認書(法第二十四条の四の三第三項において準用する法第二十四条第八項に規定する外国会社訂正確認書をいう。次条第一項において同じ。)を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(外国会社訂正確認書の提出等) 第十七条の十四 第十七条の三第四項(第五号に係る部分に限る。) 及び第十七条の十二の規定は、法第二十四条の四の三第三項において準用する法第二十四条第八項の規定により外国会社が外国会社訂正確認書を提出する場合について準用する。 2 (略)	(外国会社訂正確認書の提出等) 第十七条の十四 第十七条の三第四項(第五号に係る部分に限る。) 及び第十七条の十二第一項の規定は、法第二十四条の四の三第三項において準用する法第二十四条第八項の規定により外国会社が外国会社訂正確認書を提出する場合について準用する。 2 (略)
(四半期報告書の記載内容等) 第十七条の十五 (略) 2 (略)	(四半期報告書の記載内容等) 第十七条の十五 (略) 2 (略)
3 外国会社が提出する四半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による<u>翻訳文</u>を付さなければならない。 一・二 (略)	3 外国会社が提出する四半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その<u>訳文</u>を付さなければならない。 一・二 (略)
(四半期報告書の提出期限の承認の手続等) 第十七条の十五の二 (略) 2・5 (略) 6 第三項各号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による<u>翻訳文</u>を付さなければならない。	(四半期報告書の提出期限の承認の手続等) 第十七条の十五の二 (略) 2・5 (略) 6 第三項各号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その<u>訳文</u>を付さなければならない。
(外国会社四半期報告書の提出等)	(外国会社四半期報告書の提出等)

第十七条の十七 (略)

2 法第二十四条の四の七第七項に規定する外国会社四半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第九号の三様式のうち、次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。

一 「第一部 企業情報」の「第2 企業の概況」の「1 主要な経営指標等の推移」及び「2 事業の内容」

二 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「1 事業等のリスク」

3 法第二十四条の四の七第七項に規定する外国会社四半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第九号の三様式による四半期報告書に記載すべき事項（次項第二号において「発行者情報」という。）であつて、当該外国会社四半期報告書に記載されていない事項（同項第一号において「不記載事項」という。）のうち、前項に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの（当該事項を英語によつて記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。

4 法第二十四条の四の七第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 不記載事項（第二項に定める事項を除く。）を日本語又は英語によつて記載したもの

第十七条の十七 (略)

2 法第二十四条の四の七第七項に規定する外国会社四半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第九号の三様式のうち、次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。

一 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」

二 「第一部 企業情報」の「第6 総理の状況」の「1 四半期財務情報」

3 法第二十四条の四の七第七項に規定する外国会社四半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第九号の三様式による四半期報告書に記載すべき事項であつて、当該外国会社四半期報告書に記載されていない事項のうち、前項各号に掲げる項目に記載すべき事項を日本語によつて記載したものとする。

4 法第二十四条の四の七第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第九号の三様式による四半期報告書に記載すべき事項のうち、外国会社四半期報告書に記載されていない事項（前項に規定するものを除く。）を日本語又は英語によつて記載したもの

二 発行者情報と当該事項に相当する外国会社四半期報告書の記載事項との対照表 5 第十七条の三第四項第三号から第五号までの規定は、法第二十四条の四の七第六項の規定により報告書提出外国会社が外国会社四半期報告書を提出する場合について準用する。	二 第九号の三様式による四半期報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国会社四半期報告書の記載事項との対照表 5 第十七条の三第四項(第一号及び第二号を除く。)及び第五項の規定は、法第二十四条の四の七第六項の規定により報告書提出外国会社が外国会社四半期報告書を提出する場合について準用する。
(外国会社四半期訂正報告書の提出等) 第十七条の十九 第十七条の三第四項(第五号に係る部分に限る。) 及び第十七条の十七の規定は、報告書提出外国会社が外国会社四半期訂正報告書を提出する場合について準用する。	(外国会社四半期訂正報告書の提出等) 第十七条の十九 第十七条の三第四項(第五号に係る部分に限る。) 及び第十七条の十七第一項の規定は、報告書提出外国会社が外国会社四半期訂正報告書を提出する場合について準用する。
2 (略) (半期報告書の記載内容等) 第十八条 (略) 2 外国会社が提出する半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。 一・二 (略)	2 (略) (半期報告書の記載内容等) 第十八条 (略) 2 外国会社が提出する半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。 一・二 (略)
(外国会社半期報告書の提出等) 第十八条の三 (略) 2 法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載さ	(外国会社半期報告書の提出等) 第十八条の三 (略) 2 法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載さ

れている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第十号様式のうち、次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。

- 一 「第一部 企業情報」の「第2 企業の概況」の「1 主要な経営資源等の概要」及び「2 事業の内容」
- 二 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「4 事業等のリスク」

3 法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第十号様式による半期報告書に記載すべき事項（次項第二号において「発行者情報」という。）であつて、当該外国会社半期報告書に記載されていない事項（同項第一号において「不記載事項」という。）のうち、前項に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの（当該事項を英語によつて記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。

4 法第二十四条の五第八項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 不記載事項（第二項に定める事項を除く。）を日本語又は英語によつて記載したもの

二 発行者情報と当該事項に相当する外国会社半期報告書の記載事項との対照表

れている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第十号様式のうち、次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。

- 一 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「1 業績等の概要」
- 二 「第一部 企業情報」の「第6 経理の状況」の「1 中間財務情報」

3 法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第十号様式による半期報告書に記載すべき事項であつて、当該外国会社半期報告書に記載されていない事項のうち、前項各号に掲げる項目に記載すべき事項を日本語によつて記載したものとする。

4 法第二十四条の五第八項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 第十号様式による半期報告書に記載すべき事項のうち、外国会社半期報告書に記載されていない事項（前項に規定するものを除く。）を日本語又は英語によつて記載したもの

二 第十号様式による半期報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国会社半期報告書の記載事項との対照表

5 第十七条の三第四項第三号から第五号までの規定は、法第二十四条の五第七項の規定により報告書提出外国会社が外国会社半期報告書を提出する場合について準用する。	5 第十七条の三第四項（第一号及び第二号を除く。）及び第五項の規定は、法第二十四条の五第七項の規定により報告書提出外国会社が外国会社半期報告書を提出する場合について準用する。
（外国会社半期訂正報告書の提出等） 第十八条の五 第十七条の三第四項（第五号に係る部分に限る。）及び第十八条の三の規定は、報告書提出外国会社が外国会社半期訂正報告書を提出する場合について準用する。	（外国会社半期訂正報告書の提出等） 第十八条の五 第十七条の三第四項（第五号に係る部分に限る。）及び第十八条の三第一項の規定は、報告書提出外国会社が外国会社半期訂正報告書を提出する場合について準用する。
2 （略）	2 （略）
（臨時報告書の記載内容等）	（臨時報告書の記載内容等）
第十九条 （略）	第十九条 （略）
2 ～ 5 （略）	2 ～ 5 （略）
6 前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。ただし、報告書提出外国会社が外国会社臨時報告書を提出する場合であつて前二項に掲げる書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。	6 前二項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。
7 ～ 11 （略）	7 ～ 11 （略）
（外国会社臨時報告書の提出）	（新設）
第十九条の二の二 法第二十四条の五第十五項に規定する内閣府令で定める場合は、臨時報告書を提出する理由が日本語で記載されてい	

る場合その他報告書提出外国会社（法第二十四条第八項に規定する報告書提出外国会社をいう。次項において同じ。）が臨時報告書に代えて外国会社臨時報告書を提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。 2 法第二十四条の五第十五項の規定により外国会社臨時報告書を提出しようとする報告書提出外国会社は、第十号の二様式により、外国会社臨時報告書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。	
（親会社等状況報告書の記載内容等） 第十九条の五 （略） 2 （略） 3 外国親会社等が提出する親会社等状況報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。 一・二 （略）	（親会社等状況報告書の記載内容等） 第十九条の五 （略） 2 （略） 3 外国親会社等が提出する親会社等状況報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。 一・二 （略）
（外国親会社等に係る親会社等状況報告書の提出期限の承認の手続等） 第十九条の六 （略） 2 6 （略） 7 第三項及び第五項に掲げる書類が日本語によつて記載したもので	（外国親会社等に係る親会社等状況報告書の提出期限の承認の手続等） 第十九条の六 （略） 2 6 （略） 7 第三項及び第五項に掲げる書類が日本語によつて記載したもので

ないときは、その日本語による<u>翻訳文</u>を付さなければならない。 (外国親会社等状況報告書の提出等) 第十九条の八 (略) 2 (略) 3 法第二十四条の七第五項において準用する法第二十四条第九項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 第十号の三様式による親会社等状況報告書に記載すべき事項のうち、外国親会社等状況報告書に記載されていない事項を日本語又は英語によつて記載したもの(前項に定める事項が記載されていない場合は、日本語によつて記載したものに限る。) 二五 (略) 4 前項第三号及び第四号に掲げる書面が日本語又は英語によつて記載したものでないときは、その日本語又は英語による<u>翻訳文</u>を付さなければならない。	ないときは、その<u>訳文</u>を付さなければならない。 (外国親会社等状況報告書の提出等) 第十九条の八 (略) 2 (略) 3 法第二十四条の七第五項において準用する法第二十四条第九項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 第十号の三様式による親会社等状況報告書に記載すべき事項のうち、外国親会社等状況報告書に記載されていない事項を日本語又は英語によつて記載したもの(前項に規定する事項が記載されていない場合は、日本語によつて記載したものに限る。) 二五 (略) 4 前項第三号及び第四号に掲げる書面が日本語又は英語によつて記載したものでないときは、その<u>訳文</u>を付さなければならない。
--	---

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第二条関係）

改正案		現行
第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (10) (略) (11) 株式の引受け a ～ c (略) d この届出書に係る株券の募集について、当該株券が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号二に掲げる株券等に該当することにより、<u>提出会社を親法人等（法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。以下この様式において同じ。）又は子法人等（同条第4項に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（金商業等府令第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。）とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該株券の引受けに係る金商業等府令第153条第1項第4号二に規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。</u> (12) 新規発行新株予約権証券 a ～ d (略) e 「割当日」の欄には、会社法第238条第1項第4号に規定する割当日（同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行う場合は、<u>同法第278条第1項第3号に掲げる当該新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日</u>）を記載すること。 f ～ p (略) q 「新株予約権証券の引受け」については、(11) に準じて記載すること。ただし、法第2条第6項第3号に掲げる方法による新株予約権証券（同号に規定する新株予約権証券をいう。以下このqにおいて同じ。）の引受けの場合は、次の（a）から（t）までに定めるところにより記載すること。 （a）元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。 （b）「引受けの条件」の欄には、引受けの態様、引受人に支払う手数料、引受人が会社から新株予約権証券を取得する際の対価の金額等を記載すること。 なお、算式表示の場合には、引受人に支払う手数料、引受人が会社から新株予約権証券を取得する際の対価の金額等は当該算式に基づいて記載すること。 （c）「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権（法第2条第6項第3号に規定する新株予約権をいう。以下このqにおいて同じ。）の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること。 （d）「引受人の氏名又は名称」、住所、「引受新株予約権数」又は「引受けの条件」を記載しない届出書を提出する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。 （e）この届出書に係る新株予約権証券の募集について、当該新株予約権証券が金商業等府令第153条第1項第4号二に掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等と		第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (10) (略) (11) 株式の引受け a ～ c (略) d この届出書に係る株券の募集について、当該株券が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号二に掲げる株券等に該当することにより、<u>提出会社の親法人等（法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。以下この様式において同じ。）又は子法人等（同条第4項に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。）を主幹事会社（金商業等府令第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。）とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該株券の引受けに係る金商業等府令第153条第1項第4号二に規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。</u> (12) 新規発行新株予約権証券 a ～ d (略) e 「割当日」の欄には、会社法第238条第1項第4号に規定する割当日を記載すること。 f ～ p (略) q 「新株予約権証券の引受け」については、(11) に準じて記載すること。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)

する金融商品取引業者を主幹会社とした場合には、その旨、提出会社と主幹会社との関係の具体的な内容、当該新株予約権証券の引受けに係る同号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするための具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。 <u>(f)</u> 引受人が引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合に、会社が発行者である株券等（法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下この（f）において同じ。）に係る引受人の株券等保有割合（同条第4項に規定する株券等保有割合をいう。以下この（f）において同じ。）が100分の5を超えるときは、その旨及び提出書提出日の5日（目曜日及び令第14条の5に規定する休日の日数は、算入しない。）前の目における会社が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合を注記すること。 (13) ～ (14) (略) (15) 社債の引受け及び社債管理の委託 a ～ f (略) g この届出書に係る社債券の募集について、当該社債券が金商業等府令第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹会社とした場合には、その旨、提出会社と主幹会社との関係の具体的な内容、当該社債券の引受けに係る同号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の商号又は名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするための具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。 (16) ～ (87) (略)	
	(新設) (13) ～ (14) (略) (15) 社債の引受け及び社債管理の委託 a ～ f (略) g この届出書に係る社債券の募集について、当該社債券が金商業等府令第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社の親法人等又は子法人等を主幹会社とした場合には、その旨、提出会社と主幹会社との関係の具体的な内容、当該社債券の引受けに係る同号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の商号又は名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするための具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。 (16) ～ (87) (略)

改 正 案		現 行	
第二号の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (略) (1) (略) (2) 追加情報 a (略) (a) 法第7条第1項前段に規定する重要な事項の変更があった場合又は第11条第1号若しくは第2号に掲げる事情が生じた場合 (b) ・ (c) (略) b ～ g (略) (3) ・ (4) (略)		第二号の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (略) (1) (略) (2) 追加情報 a (略) (a) 法第7条前段に規定する重要な事項の変更があった場合又は第11条第1号若しくは第2号に掲げる事情が生じた場合 (b) ・ (c) (略) b ～ g (略) (3) ・ (4) (略)	

改 正 案	
第二号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (略) (1) ～ (5) (略) (6) 株式の引受け a ～ c (略) d この届出書に係る株券の募集について、当該株券が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、<u>提出会社</u>を親法人等（法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。以下この様式において同じ。）又は子法人等（同条第4項に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。）とする金融商品取引業者を主幹<u>事会社</u>（同令第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。）とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該株券の引受けに係る同令第153条第1項第4号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。 (7) ～ (10-2) (略) (10-4) 貸借対照表 最近事業年度末現在における貸借対照表を掲げること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る貸借対照表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る貸借対照表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。 ただし、1年を1事業年度とする会社（特定事業会社及び連結財務諸表を作成していない会社に限る。（10-5）において同じ。）が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。））。以下この（10-4）において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。 a 最近事業年度の次の事業年度（以下この（10-4）並びに（10-5）のb及びcにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下この（10-4）において「第1四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下この（10-4）において「第2四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間 b・c (略) (10-5) その他 a・b (略) (削る) c (略)	第二号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (略) (1) ～ (5) (略) (6) 株式の引受け a ～ c (略) d この届出書に係る株券の募集について、当該株券が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、<u>提出会社</u>の親法人等（法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。以下この様式において同じ。）又は子法人等（同条第4項に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。）を主幹事会社（同令第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。）とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該株券の引受けに係る同令第153条第1項第4号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。 (7) ～ (10-2) (略) (10-4) 貸借対照表 最近事業年度末現在における貸借対照表を掲げること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る貸借対照表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る貸借対照表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。 ただし、1年を1事業年度とする会社（特定事業会社及び連結財務諸表を作成していない会社に限る。（10-5）において同じ。）が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。））。以下この（10-4）において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。 a 最近事業年度の次の事業年度（以下この（10-4）並びに（10-5）のb及びdにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下この（10-4）において「第1四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下この（10-4）において「第2四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間 b・c (略) (10-5) その他 a・b (略) <u>c 提出会社が特定事業会社である場合には、第二号様式記載上の注意（74）のc.に準じて記載すること。</u> d (略)

<u>d</u> (略) <u>e</u> <u>d</u>に規定する事項を記載する場合には、最近事業年度における各四半期会計期間に係る<u>d</u>の (d) に掲げる項目の金額 (各四半期会計期間に係る<u>d</u>の (d) に掲げる項目の金額に準じて算出したもの) について、各四半期会計期間の順に記載すること。 <u>f</u> (略) (11) ~ (14) (略)	<u>e</u> (略) <u>f</u> <u>e</u>に規定する事項を記載する場合には、最近事業年度における各四半期会計期間に係る<u>e</u>の (d) に掲げる項目の金額 (各四半期会計期間に係る<u>e</u>の (d) に掲げる項目の金額に準じて算出したもの) について、各四半期会計期間の順に記載すること。 <u>g</u> (略) (11) ~ (14) (略)
---	---

改 正 案	
第二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (10) (略) (11) 株式の引受け a ～ c (略) d この届出書に係る株券の募集について、当該株券が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、<u>提出会社を親法人等（法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。以下この様式において同じ。）又は子法人等（同条第4項に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（金商業等府令第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。）とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該株券の引受けに係る金商業等府令第153条第1項第4号ニに規定する発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。</u> (12) 新規発行新株予約権証券 a ～ d (略) e 「割当日」の欄には、会社法第238条第1項第4号に規定する割当日（同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行う場合は、同法第278条第1項第3号に掲げる当該新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日）を記載すること。 f ～ p (略) q 「新株予約権証券の引受け」については、(11) に準じて記載すること。ただし、法第2条第6項第3号に掲げる方法による新株予約権証券（同号に規定する新株予約権証券をいう。以下このqにおいて同じ。）の引受けの場合は、次の(a)から(f)までに定めるところにより記載すること。 (a) 元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。 (b) 「引受けの条件」の欄には、引受けの態様、引受人に支払う手数料、引受人が会社から新株予約権証券を取得する際の対価の金額等を記載すること。 なお、算式表示の場合には、引受人に支払う手数料、引受人が会社から新株予約権証券を取得する際の対価の金額等は当該算式に基づいて記載すること。 (c) 「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権（法第2条第6項第3号に規定する新株予約権をいう。以下このqにおいて同じ。）の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること。 (d) 「引受人の氏名又は名称」、 「住所」、 「引受新株予約権数」又は「引受けの条件」を記載しないて届出書を提出する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。 (e) この届出書に係る新株予約権証券の募集について、当該新株予約権証券が金商業等府令第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹事会社とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該新株予約権証券の引受けに係る同号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提	第二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (10) (略) (11) 株式の引受け a ～ c (略) d この届出書に係る株券の募集について、当該株券が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、<u>提出会社の親法人等（法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。以下この様式において同じ。）又は子法人等（同条第4項に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。）を主幹事会社（金商業等府令第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。）とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該株券の引受けに係る金商業等府令第153条第1項第4号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。</u> (12) 新規発行新株予約権証券 a ～ d (略) e 「割当日」の欄には、会社法第238条第1項第4号に規定する割当日を記載すること。 (12) 新規発行新株予約権証券 a ～ d (略) e 「割当日」の欄には、会社法第238条第1項第4号に規定する割当日を記載すること。 f ～ p (略) q 「新株予約権証券の引受け」については、(11) に準じて記載すること。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)

出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。 <u>(f) 引受人が引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合に、会社が発行者である株券等（法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下この（f）において同じ。）に係る引受人の株券等保有割合（同条第4項に規定する株券等保有割合をいう。以下この（f）において同じ。）が100分の5を超えることになるときは、その旨及び届出書提出日の5日（日曜日及び令第14条の5に規定する休日の日数は、算入しない。）前の日における会社が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合を注記すること。</u> (13) ～ (14) (略) (15) 社債の引受け及び社債管理の委託 a ～ f (略) g この届出書に係る社債券の募集について、当該社債券が金商業等附令第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、<u>提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹事会社とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該社債券の引受けに係る同号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の商号又は名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。</u> (16) ～ (59) (略)	(新設) (13) ～ (14) (略) (15) 社債の引受け及び社債管理の委託 a ～ f (略) g この届出書に係る社債券の募集について、当該社債券が金商業等附令第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、<u>提出会社の親法人等又は子法人等を主幹事会社とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該社債券の引受けに係る同号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の商号又は名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。</u> (16) ～ (59) (略)
---	---

改 正 案		現 行
第七号様式 【表紙】 【提出書類】 (記載上の注意) (1) ～ (13) (略) (14) 新株予約権証券の募集 a ～ d (略) e 「割当日」の欄には、会社法第38条第1項第4号に規定する割当日（同法第27条に規定する新株予約権無償割当てを行う場合は、同法第278条第1項第3号に掲げる当該新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日）を記載すること。 f ～ p (略) q. 「新株予約権証券の引受け」については、(13)に準じて記載すること。ただし、法第2条第6項第3号に掲げる方法による新株予約権証券（同号に規定する新株予約権証券をいう。以下このqにおいて同じ。）の引受けの場合は、次の(a)から(e)までに定めるところにより記載すること。 (a) 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。 (b) 「引受けの条件」の欄には、引受けの態様、引受人に支払う手数料、引受人が会社から新株予約権証券を取得する際の対価の金額等を記載すること。 なお、算式表示の場合には、引受人に支払う手数料、引受人が会社から新株予約権証券を取得する際の対価の金額等は当該算式に基づいて記載すること。 (c) 「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権（法第2条第6項第3号に規定する新株予約権をいう。以下このqにおいて同じ。）の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること。 (d) 「引受人の氏名又は名称」、「住所」、「引受新株予約権数」又は「引受けの条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。 (e) 引受人が引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合に、会社が発行者である株券等（法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下この(e)において同じ。）に係る引受人の株券等保有割合（同条第4項に規定する株券等保有割合をいう。以下この(e)において同じ。）が100分の5を超えることになるときは、その旨及び届出書提出日の5日（日曜日及び令第14条の5に規定する休日の日数は、算入しない。）前の日における会社が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合を注記すること。 (15) ～ (69) (略)		第七号様式 【表紙】 【提出書類】 (記載上の注意) (1) ～ (13) (略) (14) 新株予約権証券の募集 a ～ d (略) e 「割当日」の欄には、会社法第38条第1項第4号に規定する割当日を記載すること。 f ～ p (略) q. 「新株予約権証券の引受け」については、(13)に準じて記載すること。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (15) ～ (69) (略)

改正案		現行
第七号の二様式		第七号の二様式
【表紙】		【表紙】
【提出書類】		【提出書類】
有価証券届出書		有価証券届出書
(略)		(略)
(記載上の注意)		(記載上の注意)
(略)		(略)
(1)		(1)
法律意見		法律意見
有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）に係る募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書の内容を要約して記載すること。		有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）に係る募集又は売出しが適法であること及び届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書の内容を要約して記載すること。
(2)		(2)
(略)		(略)
(3)		(3)
追完情報		追完情報
a		a
(4) の a の有価証券報告書又は e の外国会社報告書の提出日以後届出書の提出日までの間にあって、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。		(4) の (a) の有価証券報告書の提出日以後届出書の提出日までの間にあって、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。
(a)		(a)
法第 7 条第 1 項前段に規定する重要な事項の変更があった場合又は第 11 条第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事情が生じた場合		法第 7 条前段に規定する重要な事項の変更があった場合又は第 11 条第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事情が生じた場合
(b) ・ (c)		(b) ・ (c)
(略)		(略)
b		b
(4) の a の有価証券報告書又は e の外国会社報告書の提出日以後届出書提出日までの間にあって資本金の増減があった場合には、その旨及びその金額を記載すること。		(4) の (a) の有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間にあって資本金の増減があった場合には、その旨及びその金額を記載すること。
c		c
(4) の a の有価証券報告書又は e の外国会社報告書の提出日以後届出書提出日までの間にあって、当該有価証券報告書又は外国会社報告書及びその補足書類に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。		(4) の (a) の有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間にあって、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
なお、当該有価証券報告書又は外国会社報告書及びその補足書類に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。		なお、当該有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。
d		d
(略)		(略)
(4)		(4)
組込情報		組込情報
次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。		次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。
a		(a)
最近事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類		最近事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類
b		(b)
a の有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に四半期報告書又は半期報告書を提出している場合にあっては、当該四半期報告書又は半期報告書		(a) の有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に四半期報告書又は半期報告書を提出している場合にあっては、当該四半期報告書又は半期報告書
c		(c)
a の有価証券報告書又は b の四半期報告書若しくは半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書		(a) の有価証券報告書又は (b) の四半期報告書若しくは半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書
d		(d)
a の有価証券報告書の「第一部 企業情報」の「第 1 本国における法制等の概要」の 1 から 3 までは、当該報告書及びその補足書類並びにこれら報告書に係る訂正報告書である場合にあっては、当該報告書及びその補足書類並びにこれら報告書に係る訂正報告書		(a) の有価証券報告書の「第一部 企業情報」の「第 1 本国における法制等の概要」の 1 から 3 までは、当該報告書及びその補足書類並びにこれら報告書に係る訂正報告書
e		(e)
a から c までの書類が外国会社報告書及びその補足書類、外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの報告書に係る訂正報告書である場合にあっては、当該報告書及びその補足書類並びにこれら報告書に係る訂正報告書		a から c までの書類が外国会社報告書の注意 (7) の b により記載されている場合又は「第 8 本邦における提出会社の株式事務等の概要」が同様式記載上の注意 (39) の c により記載されている場合には、直前に提出されたこれらの基準事業年度に係る有価証券報告書における当該記載部分（最近事業年度が基準事業年度である場合を除く。）
f		f
a の書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号様式及び第九号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第 17 条の 3 第 2 項各号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文		a の書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号様式及び第九号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第 17 条の 3 第 2 項各号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文
h		h
e の書類（外国会社報告書及びその補足書類を除く。）を提出している場合にあっては、g の書類に準じた書類		e の書類（外国会社報告書及びその補足書類を除く。）を提出している場合にあっては、g の書類に準じた書類
(5)		(5)
(略)		(略)

改 正 案		現 行
第七号の三様式 【表紙】 【提出書類】 第一部・第二部 (略) 第三部【参照情報】(2) 第1【参照書類】 (略) 1～3 (略) 4【外国会社報告書及びその補足書類】 事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 関東財務局 長に提出 5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】 事業年度 第 期(第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出 6【外国会社臨時報告書】 4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本屆出書提出日 (平成 年 月 日) までに、外国会 社臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出 7 (略) 第2【参照書類の補完情報】(3) 第3 (略) 第四部・第五部 (略) (記載上の注意) (略) (1) (略) (2) 参照情報 a 臨時報告書又は外国会社臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、 第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付 記すること。 b (略) c 参照書類としての有価証券報告書又は外国会社報告書の提出日以後有価証券届出書提出日までの 間において、当該有価証券報告書又は外国会社報告書及びその補足書類に記載された「事業等のリス ク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりや すく記載すること。 d 参照書類としての有価証券報告書又は外国会社報告書及びその補足書類に将来に関する事項が記 載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出 日現在において判断した事項である旨を記載すること。 (3) 参照書類の補完情報 a 参照書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項 のうち、第八号様式及び第九号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なもの と認める項目 (第17条の3第2項各号に掲げる項目以外の項目に限る。)に記載すべき事項に相当する 事項の日本語による翻訳文を記載すること。 b 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社四半期報告書及びその補 足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合 にあつては、aに準じて記載すること。		第七号の三様式 【表紙】 【提出書類】 第一部・第二部 (略) 第三部【参照情報】(2) 第1【参照書類】 (略) 1～3 (略) (新設) (新設) (新設) (新設) 第2【参照書類の補完情報】 第3 (略) 第四部・第五部 (略) (記載上の注意) (略) (1) (略) (2) 参照情報 a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第19条第2項各号若しく は第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。 b (略) c 参照書類としての有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価 証券報告書に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及 びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d 参照書類としての有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関 する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨 を記載すること。 (新設)

改 正 案	現 行
第七号の五様式 【表紙】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【会社名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】 【代理人の住所又は所在地】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 【届出の対象とした募集（売出）金額】 【安定操作に関する事項】 【縦覧に供する場所】 【証券情報】（2） （記載上の注意） （1） 一般的事項 （2） 証券情報 日本語により提出する場合に使用する様式の記載に準じて記載すること。 第七号様式第一部（第8条第1項第5号に掲げる場合に該当する場合は、第七号の四様式第一部及び第二部）に準じて記載すること。	(新設)

改 正 案		現 行
第十号の二様式 【表紙】 【提出書類】 臨時報告書 (略) 1 (略) 2 【報告内容】 (6) (記載上の注意) (1) ～ (4) (略) (5) 法第24条の5第15項の規定により外国会社臨時報告書を提出する場合には、提出書類の名称を「外国会社臨時報告書」とすること。 (6) 法第24条の5第15項の規定により外国会社臨時報告書を提出する場合には、報告内容について英語により記載すること。		第十号の二様式 【表紙】 【提出書類】 臨時報告書 (略) 1 (略) 2 【報告内容】 (記載上の注意) (1) ～ (4) (略) (新設) (新設)

改 正 案		現 行
第十号の三様式 【表紙】 【提出書類】 親会社等状況報告書 (略) (記載上の注意) (略) (1)・(2) (略) (3) 計算書類等の記載に代えて、当該計算書類等を報告書に添付することができる。この場合において、当該計算書類等が日本語によって記載されたものでないときは、その日本語による翻訳文を添付すること。		第十号の三様式 【表紙】 【提出書類】 親会社等状況報告書 (略) (記載上の注意) (略) (1)・(2) (略) (3) 計算書類等の記載に代えて、当該計算書類等を報告書に添付することができる。この場合において、当該計算書類等が日本語によって記載されたものでないときは、その記立を添付すること。

改 正 案		現 行
第十四号様式 【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】 第一部 (略) 第二部 【参照情報】 (9) 第1 【参照書類】 (略) 1 ～ 3 (略) 4 【外国会社報告書及びその補正書類】 事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 関東財務局長に提出 5 【外国会社四半期報告書及びその補正書類並びに外国会社半期報告書及びその補正書類】 事業年度 第 期第 四半期 (第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出 6 【外国会社臨時報告書】 4の外国会社報告書及びその補正書類提出後、本発行登録書提出日 (平成 年 月 日) までに、外国会社臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出 7 (略) 第2 【参照書類の補完情報】 (10) 第3 (略) 第三部 【保証会社等の情報】 (11) (記載上の注意) (1) ～ (8) (略) (9) 参照情報 a 臨時報告書又は外国会社臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれかの規定に基づいて提出したのかを付記すること。 b (略) c 参照書類としての有価証券報告書若しくは四半期報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社四半期報告書若しくは外国会社半期報告書 (以下このc及びdにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d (略) (10) 参照書類の補完情報 a 参照書類が外国会社報告書及びその補正書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号様式及び第九号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目 (第17条の3第2項各号に掲げる項目以外の項目に限る。)に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。 b 参照書類に外国会社報告書及びその補正書類の訂正報告書並びに外国会社四半期報告書及びその補正書類並びに外国会社半期報告書及びその補正書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあつては、aに準じて記載すること。 (11) (略)		第十四号様式 【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】 第一部 (略) 第二部 【参照情報】 (9) 第1 【参照書類】 (略) 1 ～ 3 (略) (新設) (新設) (新設) (新設) 4 (略) 第2 【参照書類の補完情報】 第3 (略) 第三部 【保証会社等の情報】 (10) (記載上の注意) (1) ～ (8) (略) (9) 参照情報 a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれかの規定に基づいて提出したのかを付記すること。 b (略) c 参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書若しくは半期報告書 (以下このc及びdにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d (略) (新設) (10) (略)

改 正 案		現 行
第十四号の四様式 【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】 発行登録書 (略) 第一部 (略) 第二部 【参照情報】 第1 【参照書類】 (略) 1～3 (略) 4 【外国会社報告書及びその補足書類】 事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 関東財務局 長に提出 5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】 事業年度 第 期第 四半期 (第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出 6 【外国会社臨時報告書】 4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本発行登録書提出日 (平成 年 月 日) までに、外 国会社臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出 7 (略) 第2・第3 (略) (記載上の注意) (略)		第十四号の四様式 【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】 発行登録書 (略) 第一部 (略) 第二部 【参照情報】 第1 【参照書類】 (略) 1～3 (略) (新設) (新設) (新設) (略) 4 (略) 第2・第3 (略) (記載上の注意) (略)

改 正 案		現 行
第十五号様式 【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】 発行登録追補書類 (略) 第一部・第二部 (略) 第三部【参照情報】(7) 第1【参照書類】 (略) 1～3 (略) 4【外国会社報告書及びその補足書類】 事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出 5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】 事業年度 第 期第 四半期(第 期中)(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出 6【外国会社臨時報告書】 4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本発行登録追補書類提出日(平成 年 月 日)までに、外国会社臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出 7 (略) 第2【参照書類の補完情報】(8) 第3 (略) 第四部【保証会社等の情報】(9) (記載上の注意) (1)～(6) (略) (7) 参照情報 a 臨時報告書又は外国会社臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。 b (略) c 参照書類としての有価証券報告書若しくは四半期報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社四半期報告書若しくは外国会社半期報告書(以下このc及びdにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後発行登録追補書類提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d (略) (8) 参照書類の補完情報 a 参照書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号様式及び第九号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目(第17条の3第2項各号に掲げる項目以外の項目に限る。)に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。 b 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあつては、aに準じて記載すること。 (9) (略)		第十五号様式 【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】 発行登録追補書類 (略) 第一部・第二部 (略) 第三部【参照情報】(7) 第1【参照書類】 (略) 1～3 (略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 4 (略) 第2【参照書類の補完情報】 第3 (略) 第四部【保証会社等の情報】(8) (記載上の注意) (1)～(6) (略) (7) 参照情報 a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。 b (略) c 参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書若しくは半期報告書(以下このc及びdにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後発行登録追補書類提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d (新設) (略) (8) (略)

○ 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）（第三条関係）

改正案	現行
（特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続等） 第一条の六（略） 2 発行者が外国債等の発行者である場合における令第二条の十二の四第一項に規定する所有者の数は、申請のあつた日の属する会計年度又は事業年度（以下「会計年度等」という。）の直前会計年度等の末日及び直前会計年度等の開始の日前二年以内に開始した会計年度等の末日において当該外国債等の保管の委託を受けている金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等という。第二条第三項及び第八条の四において同じ。）の有する当該外国債等の所有者の名簿に記載されている者（非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十三条の二第四項において同じ。）を除く。）の数とする。 3 第一項各号に掲げる書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。 （有価証券通知書） 第二条（略） 2 有価証券通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない	（特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続等） 第一条の六（略） 2 発行者が外国債等の発行者である場合における令第二条の十二の四第一項に規定する所有者の数は、申請のあつた日の属する会計年度又は事業年度（以下「会計年度等」という。）の直前会計年度等の末日及び直前会計年度等の開始の日前二年以内に開始した会計年度等の末日において当該外国債等の保管の委託を受けている金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等という。第二条第三項及び第八条の二において同じ。）の有する当該外国債等の所有者の名簿に記載されている者（非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十三条の二第四項において同じ。）を除く。）の数とする。 3 第一項各号に掲げる書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。 （有価証券通知書） 第二条（略） 2 有価証券通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

一～三 (略)

3・4 (略)

(代理人)

第四条 外国債等の発行者は、有価証券の募集又は売出しに関し、法第二十七条において準用する法第五条第一項又は第六項の規定により有価証券届出書又は外国者届出書（法第二十七条において準用する法第五条第八項に規定する外国会社届出書をいう。以下同じ。）を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を有するもの（第十一条の二第一項第三号において「代理人」という。）を定めなければならない。

2 外国債等の発行者は、有価証券の募集又は売出しに関し、法第二十七条において準用する法第二十三条の三第一項の規定による発行登録書又は法第二十七条において準用する法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該発行登録又は当該発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

3 (略)

。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一～三 (略)

3・4 (略)

(代理人)

第四条 外国債等の発行者は、法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を有するもの（第十一条の二第一項第三号において「代理人」という。）と定めなければならない。

2 外国債等の発行者は、法第二十七条において準用する法第二十三条の三第一項の規定による発行登録書又は法第二十七条において準用する法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該発行登録又は当該発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

3 (略)

(有価証券届出書の記載内容等)

第五条 法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする外国債等の発行者は、第二号様式により有価証券届出書三通を作成し、関東財務局長（金融庁長官）による法第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の五第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書若しくは訂正報告書又は法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令に応じてこれらの書類を提出する場合は、金融庁長官。第十一条の三、第十一条の七、第十一条の八、第十一条の十第一項、第十三条第一項、第十四条の四第一項及び第十六条の三を除き、以下同じ。）に提出しなければならない。

(有価証券届出書等の記載の特例)

第六条 法第二十七条において準用する法第五条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書並びに法第十三条第二項ただし書及び第二十三条の十二第七項に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一・二 (略)

(有価証券届出書の記載内容等)

第五条 法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする外国債等の発行者は、第二号様式により有価証券届出書三通を作成し、関東財務局長（金融庁長官）による法第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の五第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書若しくは訂正報告書又は法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令に応じてこれらの書類を提出する場合は、金融庁長官。第十一条の三、第十一条の七、第十一条の八、第十一条の十第一項、第十三条第一項、第十四条の四第一項及び第十六条の二を除き、以下同じ。）に提出しなければならない。

(有価証券届出書の記載の特例)

第六条 有価証券届出書につき、法第二十七条において準用する法第五条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(組込方式による有価証券届出書) 第六条の二 法第二十七条において準用する法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。	2 法第二十七条において準用する法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める有価証券報告書とする。	一 外国債等の発行者(法第二十七条において準用する法第二十四条第八項の規定により外国者報告書(法第二十七条において準用する法第二十四条第八項に規定する外国会社報告書をいう。以下同じ。)を提出した外国債等の発行者以外のものに限る。) 第三号様式又は第四号様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書	二 外国債等の発行者(前号に掲げる外国債等の発行者以外のものに限る。) 法第二十七条において準用する法第二十四条第八項の規定により関東財務局長に提出した外国者報告書	3 第一項に規定する期間継続して前項に規定する有価証券報告書を提出している外国債等の発行者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第二十七条において準用する法第五条第三項の規定により、第二号の二様式により有価証券届出書を作成することができる。	(外国者届出書の提出要件)
(組込方式による有価証券届出書) 第六条の二 法第二十七条において準用する法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。	2 法第二十七条において準用する法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、第三号様式又は第四号様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書とする。	3 前項に規定する期間継続して有価証券報告書を提出している外国債等の発行者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第二十七条において準用する法第五条第三項の規定により、第二号の二様式により有価証券届出書を作成することができる。			

第六条の四 法第二十七条において準用する法第五条第六項に規定す

る内閣府令で定める場合は、届出書提出外国者（法第二十七条において読み替えて準用する法第五条第六項に規定する届出書提出外国者をいう。以下同じ。）が外国者届出書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

2 法第二十七条において準用する法第五条第六項第二号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 外国金融商品市場（法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。次号において同じ。）を開設する者

二 外国金融商品市場に準ずるものとして外国に開設された店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。第十一条の十三の二第一項第二号において同じ。）の性質を有する市場を開設する者

（外国者届出書の提出等）

第六条の五 法第二十七条において準用する法第五条第六項の規定により外国者届出書を提出しようとする届出書提出外国者は、同項第一号に掲げる書類（第二号の四様式により作成したものに限る。）
、同項第二号に掲げる書類及びその補足書類（法第二十七条において準用する法第五条第七項に規定する補足書類をいう。第八条の三第二項第一号及び第九条において同じ。）三通を関東財務局長に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

2 法第二十七条において準用する法第五条第七項に規定する書類に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第二号様式のうち、次の各号に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。	一 「第一部 発行者情報」の「第1 募集(売出)債券の状況」 二 「第二部 発行者情報」の「第3 発行者の概況」の「3 発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合」の「(4) 業務の概況」及び「(5) 財務の状況」
三 「第三部 発行条件等」のうち、前二号に掲げる項目以外の項目であつて、届出書提出外国者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目	3 法第二十七条において準用する法第五条第七項に規定する書類に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第二号様式による有価証券届出書に記載すべき事項（「第一号 募集証券」に記載すべき事項を除く。次項第二号において「発行者情報」という。）であつて、当該書類に記載されていない事項（同項第一号において「不記載事項」という。）のうち、前項に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの（当該事項を英語によつて記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。
4 法第二十七条において準用する法第五条第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。	

一 不記載事項(第二項に定める事項を除く。)を日本語又は英語によつて記載したもの 二 発行者情報と当該事項に相当する外国者届出書の記載事項との対照表	(有価証券届出書の添付書類) 第七条 法第二十七条において準用する法第五条第十項の規定により外国債等の発行者が有価証券届出書に添付すべき書類(次条において「添付書類」という。)として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第一号ロからニまで(第二号において引用する場合を含む。)に定める書類を有価証券届出書に添付できないときには、法第二十七条において準用する法第七条第一項に規定する訂正届出書に添付して提出することができる。 一 第二号様式若しくは第二号の二様式により作成した有価証券届出書又は外国者届出書 次に掲げる書類 イ 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面 ロ〜ヘ (略) 二 第二号の三様式により作成した有価証券届出書 次に掲げる書類 イ 前号に定める書類
(有価証券届出書の添付書類) 第七条 法第二十七条において準用する法第五条第六項の規定により外国債等の発行者が有価証券届出書に添付すべき書類(次条において「添付書類」という。)として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。この場合において、第一号ロからニまで(第二号において引用する場合を含む。)に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、法第二十七条において準用する法第七条に規定する訂正届出書に添付して提出することができる。 一 第二号様式又は第二号の二様式により作成した有価証券届出書 イ 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面 ロ〜ヘ (略) 二 第二号の三様式により作成した有価証券届出書 イ 前号に掲げる書類	

ロ二 (略)

2 前項各号に定める書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。ただし、第六条の二第二項第二号に規定する者が第二号の二様式及び第二号の三様式により作成した有価証券届出書を提出する場合並びに外国者届出書を提出する場合であつて、前項各号に定める書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

(有価証券届出書の自発的訂正)

第八条 有価証券届出書につき、法第二十七条において準用する法第七条第一項に規定する内閣府令で定める事情は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

(外国者訂正届出書の提出要件)

第八条の二 法第二十七条において準用する法第七条第二項において準用する法第五条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、届出書提出外国者が訂正届出書に代えて外国において開示(同項に規定する外国において開示をいう。以下同じ。)が行われている当該訂正届出書に類する書類であつて英語で記載されたもの(次条第一項において「外国者訂正届出書」という。)を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保

ロ二 (略)

2 前項各号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(有価証券届出書の自発的訂正)

第八条 有価証券届出書につき、法第二十七条において準用する法第七条に規定する内閣府令で定める事情は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

(新設)

護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（外国人訂正届出書の提出等）

第八条の三 第六条の五の規定は、届出書提出外国人が外国人届出書の外国人訂正届出書を提出する場合について準用する。

2 法第二十七条において準用する法第七条第二項において準用する法第五条第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項を日本語によつて記載したものとする。

- 一 訂正の対象となる外国人届出書及びその補足書類の提出日
- 二 訂正の理由
- 三 訂正の箇所及びその内容

第八条の四 （略）

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容）

第九条 法第二十七条において準用する法第十三条第二項第一号イ(1)に規定する内閣府令で定めるものは、第二号様式第一部及び第二部に掲げる事項、第二号の二様式第一部から第三部までに掲げる事項、第二号の三様式第一部及び第二部に掲げる事項並びに外国人届出書及びその補足書類の記載事項のうち第二号様式第一部及び第二部に掲げる事項に相当する事項とする。ただし、法第二十七条において準用する法第二十五条第四項の規定及び第十七条第二項の規定に

（新設）

第八条の二 （略）

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容）

第九条 法第二十七条において準用する法第十三条第二項第一号イ(1)に規定する内閣府令で定めるものは、第二号様式第一部及び第二部に掲げる事項、第二号の二様式第一部から第三部までに掲げる事項並びに第二号の三様式第一部及び第二部に掲げる事項とする。ただし、法第二十七条において準用する法第二十五条第四項の規定及び第十七条第二項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

より公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

(発行価格等の公表の方法)

第十一条の二 法第二十七条において準用する法第十五条第五項及び第二十三条の十二第七項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

2 (略)

(発行登録書の添付書類)

第十一条の四 (略)

2 (略)

3 第一項各号及び前項各号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

(発行登録通知書の記載内容等)

第十一条の十 (略)

2 発行登録通知書には、次の各号に掲げる書類(第十一条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。)を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

(発行価格等の公表の方法)

第十一条の二 法第二十七条において準用する法第十五条第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

2 (略)

(発行登録書の添付書類)

第十一条の四 (略)

2 (略)

3 第一項各号及び前項各号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(発行登録通知書の記載内容等)

第十一条の十 (略)

2 発行登録通知書には、次の各号に掲げる書類(第十一条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。)を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一、三 (略) 3 (略)	(発行登録追補書類の添付書類) 第十一条の十一 (略) 2 前項各号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。	(特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等) 第十一条の十三の二 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第三項各号に掲げる行為を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、次項各号又は第三項各号に掲げる事項を告知しなければならない。 一 (略) 二 店頭売買有価証券市場において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等を行う場合 当該店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会を介して行う方法その他の当該認可金融商品取引業協会の定める規則において定める方法	三 (略) 2・3 (略)
一、三 (略) 3 (略)	(発行登録追補書類の添付書類) 第十一条の十一 (略) 2 前項各号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。	(特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等) 第十一条の十三の二 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第三項各号に掲げる行為を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、次項各号又は第三項各号に掲げる事項を告知しなければならない。 一 (略) 二 店頭売買有価証券市場(法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下この号において同じ。)において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等を行う場合 当該店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会を介して行う方法その他の当該認可金融商品取引業協会の定める規則において定める方法	三 (略) 2・3 (略)

(有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第十三条 (略)

2 ～ 6 (略)

7 第三項各号に掲げる書類及び第五項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等)

第十三条の二 (略)

2 ～ 5 (略)

6 第二項及び前項に掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

(有価証券報告書の添付書類)

第十四条 (略)

2 前項各号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

(外国者報告書の提出要件)

第十四条の二 法第二十七条において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国者(同項に規定する報告書提出外国者をいう。次条から第十五条の五までにおいて

(有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第十三条 (略)

2 ～ 6 (略)

7 第三項各号に掲げる書類及び第五項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等)

第十三条の二 (略)

2 ～ 5 (略)

6 第二項及び前項に掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(有価証券報告書の添付書類)

第十四条 (略)

2 前項各号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(外国者報告書の提出要件)

第十四条の二 法第二十七条において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国者(同項に規定する報告書提出外国者をいう。次条から第十五条の五までにおいて

同じ。〕が外国者報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（削る）

（外国者報告書の提出等）

第十四条の三 （略）

2 法第二十七条において準用する法第二十四条第九項に規定する外国者報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる様式の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 （略）

同じ。〕が有価証券報告書等（同項に規定する有価証券報告書等という。以下この号において同じ。）に代えて外国において開示（同項に規定する外国において開示をいう。以下同じ。）が行われている有価証券報告書等に類する書類であつて英語で記載されたもの（次条から第十四条の六までにおいて「外国者報告書」という。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

2 法第二十七条において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 外国金融商品市場（法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。次号において同じ。）を開設する者

二 外国金融商品市場に準ずるものとして外国に開設された法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場の性質を有する市場を開設する者

（外国者報告書の提出等）

第十四条の三 （略）

2 法第二十七条において準用する法第二十四条第九項に規定する外国者報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる様式の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 （略）

二 第四号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項	イ (略)	(削る)
ロ (略)	3 法第二十七条において準用する法第二十四条第九項に規定する外国者報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式による有価証券報告書に記載すべき事項(次項第二号において「発行者情報」という。)であつて、当該外国者報告書に記載されていない事項(同項第一号において「不記載事項」という。)(のうち、前項各号に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの(当該事項を英語によつて記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。))とする。	4 法第二十七条において準用する法第二十四条第九項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 不記載事項(第二項各号に定める事項を除く。)	を日本語又は英語によつて記載したもの	
二 発行者情報と当該事項に相当する外国者報告書の記載事項との対照表		
三 (略)		

二 第四号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項	イ (略)	ロ 「第2 上場債券等に関する基本事項」の「9 課税上の取扱い」	ハ (略)
3 法第二十七条において準用する法第二十四条第九項に規定する外国者報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式による有価証券報告書に記載すべき事項であつて、当該外国者報告書に記載されていない事項のうち、当該各号に掲げる項目に記載すべき事項を日本語によつて記載したものとする。	4 法第二十七条において準用する法第二十四条第九項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。	一 第二項各号に掲げる様式による有価証券報告書に記載すべき事項のうち、外国者報告書に記載されていない事項(前項に規定するものを除く。)	を日本語又は英語によつて記載したもの
二 第二項各号に掲げる様式による有価証券報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国者報告書の記載事項との対照表			
三 (略)			

(外国者報告書の提出期限の承認の手続等)

第十四条の四 (略)

2 6 (略)

7 第三項各号に掲げる書類及び第五項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

(外国者訂正報告書の提出等)

第十四条の六 第十四条の三の規定は、報告書提出外国者が外国者訂正報告書を提出する場合について準用する。

2 (略)

(外国者半期報告書の提出等)

第十五条の三 (略)

2 (略)

3 法第二十七条において準用する法第二十四条の五第八項に規定する外国者半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第五号様式による半期報告書に記載すべき事項(次項第二号において「発行者情報」という。)であつて、当該外国者半期報告書に記載されていない事項(同項第一号において「不記載事項」という。)のうち、前項に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもののうち、前項に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの

(外国者報告書の提出期限の承認の手続等)

第十四条の四 (略)

2 6 (略)

7 第三項各号に掲げる書類及び第五項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(外国者訂正報告書の提出等)

第十四条の六 第十四条の三第一項及び第四項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、報告書提出外国者が外国者訂正報告書を提出する場合について準用する。

2 (略)

(外国者半期報告書の提出等)

第十五条の三 (略)

2 (略)

3 法第二十七条において準用する法第二十四条の五第八項に規定する外国者半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第五号様式による半期報告書に記載すべき事項であつて、当該外国者半期報告書に記載されていない事項のうち、前項各号に掲げる項目に記載すべき事項を日本語によつて記載したものとする。

（当該事項を英語によつて記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。

4 法第二十七条において準用する法第二十四条の五第八項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 不記載事項（第二項に定める事項を除く。）を日本語又は英語によつて記載したもの

二 発行者情報と当該事項に相当する外国者半期報告書の記載事項との対照表

三（略）

（外国者半期訂正報告書の提出等）

第十五条の五 第十五条の三の規定は、報告書提出外国者が外国者半期訂正報告書を提出する場合について準用する。

2（略）

（外国者臨時報告書の提出）

第十六条の二 法第二十七条において準用する法第二十四条の五第十五項に規定する内閣府令で定める場合は、臨時報告書を提出する理由が日本語で記載されている場合その他報告書提出外国者が臨時報告書に代えて当該臨時報告書に記載すべき内容が英語で記載されたもの（次項において「外国者臨時報告書」という。）を提出するこ

4 法第二十七条において準用する法第二十四条の五第八項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第五号様式による半期報告書に記載すべき事項のうち、外国者半期報告書に記載されていない事項（前項に規定するものを除く。）を日本語又は英語によつて記載したもの

二 第五号様式による半期報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国者半期報告書の記載事項との対照表

三（略）

（外国者半期訂正報告書の提出等）

第十五条の五 第十五条の三第一項及び第四項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、報告書提出外国者が外国者半期訂正報告書を提出する場合について準用する。

2（略）

（新設）

とを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。 2 法第二十七条において準用する法第二十四条の五第十五項の規定により外国者臨時報告書を提出しようとする報告書提出外国者は、外国者臨時報告書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。 第十六条の三 (略)	第十六条の二 (略)
---	-----------------------

○ 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）（第二条関係）

改正案	現行
第二号の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (略) (1) (略) (2) 追完情報 a (3) aの有価証券報告書又はdの外国者報告書の提出日以降有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。 (a) 法第7条第1項前段に規定する重要な事項の変更があった場合又は第8条第1号若しくは第2号に掲げる事情が生じた場合 (b) ・ (c) (略) b 発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合において、(3) aの有価証券報告書又はdの外国者報告書の提出日以降届出書提出日までの間において、資本の増減があった場合又は資本構成に変動があった場合には、その旨及びその内容を記載すること。 c (略) (3) 組込情報 (略) a～c (略) d aからcまでの書類が外国者報告書及びその補足書類並びに外国者半期報告書及びその補足書類並びにこれらの報告書に係る訂正報告書である場合にあっては、当該報告書及びその補足書類並びに訂正報告書 e aの書類が外国者報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第三号様式又は第四号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第14条の3第2項各号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文 f dの書類（外国者報告書及びその補足書類を除く。）を提出している場合にあっては、eの書類に準じた書類	第二号の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (略) (1) (略) (2) 追完情報 a (3) aの有価証券報告書の提出日以降有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。 (a) 法第7条前段に規定する重要な事項の変更があった場合又は第8条第1号若しくは第2号に掲げる事情が生じた場合 (b) ・ (c) (略) b 発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合において、(3) aの有価証券報告書提出日以降届出書提出日までの間において、資本の増減があった場合又は資本構成に変動があった場合には、その旨及びその内容を記載すること。 c (略) (3) 組込情報 (略) a～c (略) (新設) (新設) (新設)

改正案		現行
第二号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部 (略) 第二部 【参照情報】 (2) 第1 【参照書類】 (略) 1 ～ 3 (略) 4 【外国者報告書及びその補足書類】 会計年度又は事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出 5 【外国者半期報告書及びその補足書類】 当該半期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出 6 【外国者臨時報告書】 4の外国者報告書及びその補足書類提出後、本届出書提出日 (平成 年 月 日) までに、外国者臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出 7 (略) 第2 【参照書類の補充情報】 (3) 第3 (略) (記載上の注意) (略) (1) (略) (2) 参照情報 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書若しくは外国者報告書及びその補足書類、外国者半期報告書及びその補足書類又は外国者臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。 (3) 参照書類の補充情報 a うち、第三号様式又は第四号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目 (第14条の3 第2項各号に掲げる項目以外の項目に限る。) に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。 b 参照書類に外国者報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国者半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、aに準じて記載すること。		第二号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部 (略) 第二部 【参照情報】 (2) 第1 【参照書類】 (略) 1 ～ 3 (略) (新設) (新設) (新設) (新設) 4 (略) (新設) 第2 (略) (記載上の注意) (略) (1) (略) (2) 参照情報 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。 (新設)

改 正 案		現 行
第二号の四様式 【表紙】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【発行者の名称】 【代表者の役職氏名】 【代理人の氏名又は名称】 【住所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【住所】 【電話番号】 【縦覧に供する場所】 【証券情報】 (2) 【記載上の注意】 (1) 一般的事項 (2) 証券情報		(新設) 外国者届出書 関東財務局長 平成 年 月 日 名称 (所在地) 日本語により提出する場合に使用する様式の記載に準じて記載すること。 第二号様式に準じて記載すること。

改 正 案		現 行
第六号様式 【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】 発行登録書 (略) 第一部 (略) 第二部 【参照情報】 (7) 第1 【参照書類】 (略) 1～3 (略) 4 【外国者報告書及びその補足書類】 会計年度又は事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 5 【外国者半期報告書及びその補足書類】 当該半期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 6 【外国者臨時報告書】 4の外国者報告書及びその補足書類提出後、本発行登録書提出日 (平成 年 月 日) までに、外国者臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出 7 (略) 第2 【参照書類の補充情報】 (8) 第3 (略) (記載上の注意) (1) ～ (7) (略) (8) 参照書類の補充情報 a 参照書類が外国者報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第三号様式又は第四号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目 (第14条の3第2項各号に掲げる項目以外の項目に限る。) に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。 b 参照書類に外国者報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国者半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、aに準じて記載すること。		第六号様式 【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】 発行登録書 (略) 第一部 (略) 第二部 【参照情報】 (7) 第1 【参照書類】 (略) 1～3 (略) (新設) (新設) (新設) 4 (略) 4 (新設) 第2 (略) (記載上の注意) (1) ～ (7) (略) (新設)

改 正 案		現 行
第九号様式		第九号様式
【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】		【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】
発行登録追補書類 (略)		発行登録追補書類 (略)
第一部 (略)		第一部 (略)
第二部 【参照情報】 (6)		第二部 【参照情報】 (6)
第1 【参照書類】 (略)		第1 【参照書類】 (略)
1 ～ 3 (略)		1 ～ 3 (略)
4 【外国者報告書及びその補足書類】 会計年度又は事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出		(新設)
5 【外国者半期報告書及びその補足書類】 当該半期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出		(新設)
6 【外国者臨時報告書】 4の外国者報告書及びその補足書類提出後、本発行登録追補書類提出日 (平成 年 月 日) までに、 外国者臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出		(新設)
7 (略)		4 (略)
第2 【参照書類の補完情報】 (7)		(新設)
第3 (略)		第2 (略)
(記載上の注意) (略)		(記載上の注意) (略)
(1) ～ (6) (略)		(1) ～ (6) (略)
(7) 参照書類の補完情報		(新設)
a 参照書類が外国者報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第三号様式又は第四号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目 (第14条の3 第2項各号に掲げる項目以外の項目に限る。) に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。		
b 参照書類に外国者報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国者半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあつては、a に準じて記載すること。		

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第四条関係）

改 正 案	現 行
（定義） 第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 十七 （略） 十七の二 外国会社届出書 法第五条第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社届出書をいう。 十八 二十二 （略） 二十二の二 外国会社臨時報告書 法第二十四条の五第十五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社臨時報告書をいう。 二十三 二十九 （略） （特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認申請書の提出の手続等） 第四条の三 （略） 2 （略） 3 第一項各号に掲げる書類が日本語又は英語をもって記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。	（定義） 第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 十七 （略） （新設） 十八 二十二 （略） （新設） 二十三 二十九 （略） （特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認申請書の提出の手続等） 第四条の三 （略） 2 （略） 3 第一項各号に掲げる書類が日本語又は英語をもって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

らない。

(有価証券通知書)

第五条 (略)

2 有価証券通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
。この場合において、当該書類が日本語によって記載したものではないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

一 三 (略)

3・4 (略)

(代理人)

第九条 外国特定有価証券の発行者は、有価証券の募集又は売出しに
関し、法第五条第五項において準用する同条第一項又は第六項（こ
れらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ
。）の規定により有価証券届出書又は外国会社届出書を提出する場
合には、本邦内に住所を有する者であつて当該募集又は売出しの届
出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するも
の（第十七条第一項第三号において「代理人」という。）を定めな
ければならない。

(有価証券届出書等の記載の特例)

第十一条 法第五条第五項において準用する同条第一項ただし書（法
第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で

(有価証券通知書)

第五条 (略)

2 有価証券通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
。この場合において、当該書類が日本語によって記載したものではないときは、その訳文を付さなければならない。

一 三 (略)

3・4 (略)

(代理人)

第九条 外国特定有価証券の発行者は、法第五条第五項において準用
する同条第一項に規定する届出書を提出する場合には、本邦内に住
所を有する者であつて当該募集又は売出しの届出に関する一切の行
為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（第十七条第一項
第三号において「代理人」という。）を定めなければならない。

(有価証券届出書の記載の特例)

第十一条 有価証券届出書につき、法第五条第五項において準用する
同条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）

定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書並びに法第十三条第二項ただし書及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一～三 （略）

（組込方式による有価証券届出書）

第十一条の二 （略）

2 法第五条第五項において準用する同条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、特定有価証券の発行者が次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書とする。

一 （略）

二 外国投資証券（法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出した者以外の者が発行者であるものに限る。） 第八号様式

二の二 外国投資証券（前号に掲げる外国投資証券以外のものに限る。） 外国会社報告書

三 （略）

四 特定外国資産流動化証券（法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出した者以外の者が発行者であるものに限る。） 第八号の三様式

五 特定外国資産流動化証券（前号に掲げる特定外国資産流動化証券

）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三条第二項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一～三 （略）

（組込方式による有価証券届出書）

第十一条の二 （略）

2 法第五条第五項において準用する同条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、特定有価証券の発行者が次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書とする。

一 （略）

二 外国投資証券 第八号様式

（新設）

三 （略）

四 特定外国資産流動化証券 第八号の三様式

（新設）

3 (略) 券以外のものに限る。) 外国会社報告書	(参照方式による有価証券届出書) 第十一条の三 (略)	3 法第五条第五項において準用する同条第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前条第二項に規定する有価証券報告書とする。	4 (略)	(外国会社届出書の提出要件)	第十一条の四 法第五条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、届出書提出外国会社(同項に規定する届出書提出外国会社をいう。以下同じ。)が有価証券届出書に代えて外国会社届出書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。 2 法第五条第六項第二号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲
3 (略)	(参照方式による有価証券届出書) 第十一条の三 (略)	3 法第五条第五項において準用する同条第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の発行者が、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書とする。	4 (略)	(新設)	一 国内投資証券 第七号の様式 二 外国投資証券 第八号様式 三 特定国内資産流動化証券 第八号の二様式 四 特定外国資産流動化証券 第八号の三様式

げる者とする。

- 一 外国金融商品市場（法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。次号において同じ。）を開設する者
- 二 外国金融商品市場に準ずるものとして外国に開設された店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。第十九条の二第一項第二号において同じ。）の性質を有する市場を開設する者

（外国会社届出書の提出等）

第十一条の五 法第五条第六項の規定により外国会社届出書を提出しようとする届出書提出外国会社は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成した同項第一号に掲げる書類、同項第二号に掲げる書類及びその補足書類（同条第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する補足書類をいう。第十三条の三第二項第一号、第十五条及び第十六条において同じ。）三通を関東財務局長に提出しなければならない。

- 一 外国投資信託受益証券 第四号の二の二様式
- 二 外国投資証券 第四号の四の三様式
- 三 外国資産流動化証券 第五号の三の四様式
- 四 外国資産信託流動化証券 第五号の五の二様式
- 五 外国信託受益証券 第六号の二の二様式
- 六 外国抵当証券 第六号の四の二様式
- 七 外国有価証券投資事業権利等 第六号の六の二様式

（新設）

2

法第五条第七項に規定する書類に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる様式の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 第四号の二様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項

イ 「第二部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「

1 フアンドの性格」の「(3) フアンドの仕組み」

ロ 「第二部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「

2 投資方針」

ハ 「第二部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「

3 投資リスク」

ニ 「第二部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「

4 手数料等及び税金」

ホ 「第二部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「

5 運用状況」(「(4) 販売及び買戻しの実績」を添付)

ク 「第二部 フアンド情報」のうち、イからオまでに掲げる項目以外の項目であつて、届出書提出外国会社が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目

二 第四号の四様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項

イ 「第二部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「

1 外国投資法人の概況」の「(1) 主要な経営指標等の推移」

次に「(3) 外国投資法人の仕組み」	
ロ	「第二部 フアンド情報」の「第 1 フアンドの状況」の「2 投資方針」
ク	「第二部 フアンド情報」の「第 1 フアンドの状況」の「3 投資リスク」
ニ	「第二部 フアンド情報」の「第 1 フアンドの状況」の「4 手数料等及び税金」
ホ	「第二部 フアンド情報」及び「第三部 外国投資法人の詳細情報」のうち、イからニまでに掲げる項目以外の項目であつて、届出書提出外国会社が公益又は投資者保護のため必要かつ適切なもののと認めらるる項目
三	第五条の三第三号 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項
ヤ	「第二部 管理資産情報」の「第 1 管理資産の状況」の「1 概況」の「(2) 管理資産の基本的性格」
ロ	「第二部 管理資産情報」の「第 1 管理資産の状況」の「2 管理資産を構成する資産の概要」
ク	「第二部 管理資産情報」の「第 1 管理資産の状況」の「3 管理及び運営の仕組み」の「(1) 資産管理等の概要」の「② 管理報酬等」
ニ	「第二部 管理資産情報」の「第 1 管理資産の状況」の「4 証券所有者の権利行使等」の「(3) 課税上の取扱い」
ホ	「第二部 管理資産情報」の「第 1 管理資産の状況」の「

6 投資リスク	
ク	「第二部 管理資産情報」の「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」・「2 主な損益の内容」及び「3 収入金（又は損失金）の処理」
コ	「第二部 管理資産情報」の「イ」イからクまでに掲げる項目以外の項目であつて、届出書提出外国会社が公益又は投資者保護のため必要かつ適切なものと認める項目
四 第五号の五様式 次に掲げる項目に記録すべき事項に関する事項	
イ	「第二部 特定信託財産情報」の「第1 特定信託財産の状況」の「2 特定信託財産を構成する資産の概要」
ロ	「第二部 特定信託財産情報」の「第1 特定信託財産の状況」の「3 特定信託財産の流動化の仕組み」の「(1) 特定信託財産の流動化の概要」
ク	「第二部 特定信託財産情報」の「第1 特定信託財産の状況」の「5 投資リスク」
ニ	「第二部 特定信託財産情報」の「第1 特定信託財産の状況」の「6 財務書類」の「(1) 貸借対照表」・「(2) 損益計算書」及び「(3) 利益処分計算書（又は損失処理計算書）」
ホ	「第二部 特定信託財産情報」の「第1 特定信託財産の状況」の「7 証券所有者に関する事項」の「(2) 課税上の取扱 い」
コ	「第二部 特定信託財産情報」の「イ」イからホまでに掲げ

る項目以外の項目であつて、届出書提出外国会社が公益又は投資者保護のため必要かつ適當なものと認める項目

五 第六号の二様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項

イ	「第二部 信託財産情報」の「第 1 信託財産の状況」の「2 信託財産を構成する資産の概要」
ロ	「第二部 信託財産情報」の「第 1 信託財産の状況」の「3 信託の仕組み」の「(1) 信託の概要」の「① 信託の基本的仕組み」
ハ	「第二部 信託財産情報」の「第 1 信託財産の状況」の「5 投資リスク」
ニ	「第二部 信託財産情報」の「第 1 信託財産の状況」の「6 財務書類」
ホ	「第二部 信託財産情報」の「第 1 信託財産の状況」の「7 証券所有者に関する事項」の「(2) 課税上の取扱い」
ク	「第二部 信託財産情報」の「イ」から「ホ」に掲げる項目以外の項目であつて、届出書提出外国会社が公益又は投資者保護のため必要かつ適當なものと認める項目
六	第六号の四様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項
イ	「第二部 原資産情報」の「第 1 抵当権の状況」の「2 貸付債権の概要」及び「3 外国抵当証券保有者の権利」の「(2) 課税上の取扱い」

ロ	「第二部 原資産情報」の「第2 外国抵当証券の目的財産の概況」の「1 外国抵当証券の目的財産の概要」
ク	「第二部 原資産情報」の「第3 リスク情報」
ニ	「第三部 特別情報」の「第1 発行者の経理状況」及び「第2 貸付債権に係る債務者の経理の概況」
ホ	「第二部 原資産情報」及び「第三部 特別情報」のうち、イからニまでに掲げる項目以外の項目であつて、届出書提出外国会社が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目
七	第六号の六様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項
イ	「第二部 発行者情報」の「第1 外国組合等の状況」の「1 外国組合等の概況」の「(1) 主要な経営指標等の推移」及び「(4) 外国組合等の仕組み」
ロ	「第二部 発行者情報」の「第1 外国組合等の状況」の「2 投資方針」
ク	「第二部 発行者情報」の「第1 外国組合等の状況」の「3 投資リスク」
ニ	「第二部 発行者情報」の「第1 外国組合等の状況」の「4 手数料等及び税金」
ホ	「第二部 発行者情報」のうち、イからニまでに掲げる項目以外の項目であつて、届出書提出外国会社が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目

3 法第五条第七項に規定する書類に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式による有価証券届出書に記載すべき事項であつて、当該書類に記載されていない事項（次項第一号において「不記載事項」という。）のうち、前項各号に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの（当該事項を英語によつて記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。	4 法第五条第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 不記載事項（第二項各号に定める事項を除く。）を日本語又は英語によつて記載したもの 二 第二項各号に掲げる様式による有価証券届出書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国会社届出書との対照表	（有価証券届出書の添付書類） 第十二条 有価証券届出書に添付すべき書類として法第五条第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同一内容のものである場合には、これを除く

（有価証券届出書の添付書類）

第十二条 有価証券届出書に添付すべき書類として法第五条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同一内容のものである場合には、これを除く

。 一 (略) 二 第四号の三の二様式又は第五号の二の二様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類 イ 前号イに定める書類(第二十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。) ロ 前号ロからホまでに定める書類 三 第四号の三の三様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類 イ 第一号イに定める書類(第二十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。) ロ 第一号ロからホまでに定める書類 ハ (略) ニ 当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合(次に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類 ホ (略) (1)・(2) (略)
--

。 一 (略) 二 第四号の三の二様式及び第五号の二の二様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類 イ 前号イに掲げる書類(第二十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。) ロ 前号ロからホまでに掲げる書類 三 第四号の三の三様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類 イ 第一号イに掲げる書類(第二十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。) ロ 第一号ロからホまでに掲げる書類 ハ (略) ニ 当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合(次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類 ホ (略) (1)・(2) (略)
--

- 四 第五号の二の三様式により作成された有価証券届出書 前号イからニまでに定める書類
- 五 外国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書（第四号の四の二様式、第五号様式、第五号の三の二様式及び第五号の三の三様式により作成された有価証券届出書を除く。）又は外国会社届出書 次に掲げる書類
- イ 第一号に定める書類
- ロ ホ （略）
- 六 第四号の四の二様式及び第五号の三の二様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類
- イ 第一号イに定める書類（第二十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）
- ロ 第一号ロからホまでに定める書類
- ハ 前号ロからホまでに定める書類
- 七 第五号様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類
- イ 第一号イに定める書類（第二十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）
- ロ 前号ロ及びハに定める書類
- ハ 第三号ハ及びニに定める書類
- ニ （略）
- 八 第五号の三の三様式により作成された有価証券届出書 前号イ

- 四 第五号の二の三様式により作成された有価証券届出書 前号イからニまでに掲げる書類
- 五 外国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書（第四号の四の二様式、第五号様式、第五号の三の二様式及び第五号の三の三様式により作成された有価証券届出書を除く。） 次に掲げる書類
- イ 第一号に掲げる書類
- ロ ホ （略）
- 六 第四号の四の二様式及び第五号の三の二様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類
- イ 第一号イに掲げる書類（第二十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）
- ロ 第一号ロからホまでに掲げる書類
- ハ 前号ロからホまでに掲げる書類
- 七 第五号様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類
- イ 第一号イに掲げる書類（第二十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）
- ロ 前号ロ及びハに掲げる書類
- ハ 第三号ハ及びニに掲げる書類
- ニ （略）
- 八 第五号の三の三様式により作成された有価証券届出書 前号イ

からハまでに定める書類

2 前項各号に定める書類が日本語によつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。ただし、第十一條の二第二項第二号の二に規定する外国会社報告書を提出した発行者が第四号の四の二様式又は第五号様式により作成した有価証券届出書を提出する場合及び同項第五号に規定する外国会社報告書を提出した発行者が第五号の三の二様式又は第五号の三の三様式により作成した有価証券届出書を提出する場合並びに外国会社届出書を提出する場合であつて前項各号に定める書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

(有価証券届出書の自発的訂正)

第十三条 有価証券届出書につき、法第七條第一項（法第二十七條において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事情は、次に掲げるものとする。

一、四（略）

(外国会社訂正届出書の提出要件)

第十三條の二 法第七條第二項（法第二十七條において準用する場合を含む。次條第二項において同じ。）において準用する法第五條第六項に規定する内閣府令で定める場合は、届出書提出外国会社が訂正届出書に代えて外国において開示（同項第二号に規定する外国に

からハまでに掲げる書類

2 前項各号に掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(有価証券届出書の自発的訂正)

第十三条 有価証券届出書につき、法第七條（法第二十七條において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事情は、次に掲げるものとする。

一、四（略）

(新設)

において開示をいう。第二十七条の八及び第二十八条の四において同じ。）が行われている当該訂正届出書に類する書類であつて英語で記載されたもの（次条第一項において「外国会社訂正届出書」という。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（外国会社訂正届出書の提出等）

第十三条の三 第十一条の五の規定は、届出書提出外国会社が外国会社訂正届出書を提出する場合について準用する。

2 法第七条第二項において準用する法第五条第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項を日本語によって記載したものとする。

- 一 訂正の対象となる外国会社届出書及びその補足書類の提出日
- 二 訂正の理由
- 三 訂正の箇所及びその内容

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容）

第十五条 法第十三条第二項第一号イ(1)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場

（新設）

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容）

第十五条 法第十三条第二項第一号イ(1)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場

合を含む。以下同じ。）の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一 三 （略）

四 外国投資証券

イ 八 （略）

二 外国会社届出書及びその補足書類の記載事項のうち、イに定める事項に相当する事項

五 （略）

六 外国資産流動化証券

イ 第五号の三様式第一部から第三部までに掲げる事項

ロ 外国会社届出書及びその補足書類の記載事項のうち、イに定める事項に相当する事項

七 （略）

八 外国資産信託流動化受益証券

イ 第五号の五様式第一部から第三部までに掲げる事項

ロ 外国会社届出書及びその補足書類の記載事項のうち、イに定める事項に相当する事項

九 （略）

十 外国信託受益証券、外国信託社債券、外国信託受益権及び外国貸付債権信託受益証券

イ 第六号の二様式第一部から第三部までに掲げる事項

ロ 外国会社届出書及びその補足書類の記載事項のうち、イに定める事項に相当する事項

合を含む。以下同じ。）の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一 三 （略）

四 外国投資証券

イ 八 （略）

（新設）

五 （略）

六 外国資産流動化証券 第五号の三様式第一部から第三部までに掲げる事項

七 （略）

八 外国資産信託流動化受益証券 第五号の五様式第一部から第三部までに掲げる事項

九 （略）

十 外国信託受益証券、外国信託社債券、外国信託受益権及び外国貸付債権信託受益証券 第六号の二様式第一部から第三部までに掲げる事項

十一 (略)	十二 外国抵当証券	イ 第六号の四様式第一部及び第二部に掲げる事項	ロ 外国会社届出書及びその補足書類の記載事項のうち、イに定める事項に相当する事項	十三 (略)	十四 外国有価証券投資事業権利等	イ 第六号の六様式第一部から第三部までに掲げる事項	ロ 外国会社届出書及びその補足書類の記載事項のうち、イに定める事項に相当する事項	十五・十六 (略)	(届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならぬ目論見書の記載内容) 第十六条 法第十三条第二項第二号イ(1)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。 一 (略) 二 外国投資信託受益証券 イ 第四号の二様式に掲げる事項(同様式第三部の第2から第5までに掲げる事項を除く。)	
十一 (略)	十二 外国抵当証券 第六号の四様式第一部から第二部までに掲げる事項			十三 (略)	十四 外国有価証券投資事業権利等 第六号の六様式第一部から第三部までに掲げる事項			十五・十六 (略)	(届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならぬ目論見書の記載内容) 第十六条 法第十三条第二項第二号イ(1)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。 一 (略) 二 外国投資信託受益証券 第四号の二様式に掲げる事項(同様式第三部の第2から第5までに掲げる事項を除く。)	

ロ	外国会社届出書及びその補足書類の記載事項のうち、イに定める事項に相当する事項
三	(略)
四	外国投資証券
イ	第四号の四様式第三部に掲げる事項
ロ	外国会社届出書及びその補足書類の記載事項のうち、イに定める事項に相当する事項
(発行価格等の公表の方法)	
第十七条	法第十五条第五項及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは次に掲げるものとする。
一	一 三 (略)
2	2 (略)
(発行登録書の添付書類)	
第十八条の二	(略)
2	(略)
3	第一項第二号及び第四号並びに前項第二号及び第四号に掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。
(発行登録通知書の記載内容等)	

三	(略)
四	外国投資証券 第四号の四様式第三部に掲げる事項
(発行価格等の公表の方法)	
第十七条	法第十五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは次に掲げるものとする。
一	一 三 (略)
2	2 (略)
(発行登録書の添付書類)	
第十八条の二	(略)
2	(略)
3	第一項第二号及び第四号並びに前項第二号及び第四号に掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。
(発行登録通知書の記載内容等)	

第十八条の八 (略)

2 (略)

3 前項第二号イ及びロ並びに第四号に定める書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

4・5 (略)

(発行登録追補書類の添付書類)

第十八条の九 (略)

2 前項第二号及び第四号に定める書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

(特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等)

第十九条の二 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項各号に掲げる行為を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、次項各号又は第三項各号に掲げる事項を告知しなければならない。

一 (略)

二 店頭売買有価証券市場において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等を行う場合 当該店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会を介して行う方法その他の当該認可金融商品取引業協会の定める規則において定める方法

第十八条の八 (略)

2 (略)

3 前項第二号イ及びロ並びに第四号に掲げる書類が日本語によって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

4・5 (略)

(発行登録追補書類の添付書類)

第十八条の九 (略)

2 前項第二号及び第四号に掲げる書類が日本語によって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等)

第十九条の二 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項各号に掲げる行為を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、次項各号又は第三項各号に掲げる事項を告知しなければならない。

一 (略)

二 店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等を行う場合 当該店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業

三 (略) 2・3 (略)	(外国特定有価証券の発行者における有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)	第二十四条の二 (略)	2・6 (略)	7 第三項各号に掲げる書類及び第五項に掲げる事項を記載した書面が日本語によつて記載したものでないときは、その日本語による<u>訳文</u>を付さなければならない。	(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等)	第二十五条 (略)	2・6 (略)	7 第二項及び前項各号に掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その日本語による<u>翻訳文</u>を付さなければならない。	(有価証券報告書の添付書類)	第二十七条 (略)
協会を介して行う方法その他の当該認可金融商品取引業協会の定める規則において定める方法 三 (略) 2・3 (略)	(外国特定有価証券の発行者における有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)	第二十四条の二 (略)	2・6 (略)	7 第三項各号に掲げる書類及び第五項に掲げる事項を記載した書面が日本語によつて記載したものでないときは、その<u>訳文</u>を付さなければならない。	(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等)	第二十五条 (略)	2・6 (略)	7 第二項及び前項各号に掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その<u>訳文</u>を付さなければならない。	(有価証券報告書の添付書類)	第二十七条 (略)

2 前項各号に掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その日本語による<u>翻訳文</u>を付さなければならない。	2 前項各号に掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その<u>訳文</u>を付さなければならない。
(外国会社報告書の提出要件) 第二十七条の二 (略)	(外国会社報告書の提出要件) 第二十七条の二 (略)
(削る)	2 法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。
一 外国金融商品市場(法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。次号において同じ。)を開設する者 二 外国金融商品市場に準ずるものとして外国に開設された法第六十七條第二項に規定する店頭売買有価証券市場の性質を有する市場を開設する者	一 外国金融商品市場(法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。次号において同じ。)を開設する者 二 外国金融商品市場に準ずるものとして外国に開設された法第六十七條第二項に規定する店頭売買有価証券市場の性質を有する市場を開設する者
(外国会社報告書の提出等) 第二十七条の三 (略)	(外国会社報告書の提出等) 第二十七条の三 (略)
2 (略) 3 法第二十四条第九項に規定する外国会社報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる様式の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。	2 (略) 3 法第二十四条第九項に規定する外国会社報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる様式の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
一 第七号の二様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ、ニ (略)	一 第七号の二様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ、ニ (略)

ハ	「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「5 運用状況」	（「(4) 販売及び買戻しの実績」を添へ。） (細則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(1) 主要な経営指標等の推移」及び「(3) 外国投資法人の仕組み」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(3) 外国投資法人の仕組み」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(1) 貸借対照表」及び「(2) 損益計算書」及び「(3) 金銭の分配に係る計算書」及び「(4) キャッシュ・フロー計算書」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(3) 外国投資法人の仕組み」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(1) 貸借対照表」及び「(2) 損益計算書」及び「(3) 金銭の分配に係る計算書」及び「(4) キャッシュ・フロー計算書」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(3) 外国投資法人の仕組み」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(1) 貸借対照表」及び「(2) 損益計算書」及び「(3) 金銭の分配に係る計算書」及び「(4) キャッシュ・フロー計算書」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(3) 外国投資法人の仕組み」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(1) 貸借対照表」及び「(2) 損益計算書」及び「(3) 金銭の分配に係る計算書」及び「(4) キャッシュ・フロー計算書」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(3) 外国投資法人の仕組み」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(1) 貸借対照表」及び「(2) 損益計算書」及び「(3) 金銭の分配に係る計算書」及び「(4) キャッシュ・フロー計算書」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(3) 外国投資法人の仕組み」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(1) 貸借対照表」及び「(2) 損益計算書」及び「(3) 金銭の分配に係る計算書」及び「(4) キャッシュ・フロー計算書」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(3) 外国投資法人の仕組み」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(1) 貸借対照表」及び「(2) 損益計算書」及び「(3) 金銭の分配に係る計算書」及び「(4) キャッシュ・フロー計算書」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(3) 外国投資法人の仕組み」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(1) 貸借対照表」及び「(2) 損益計算書」及び「(3) 金銭の分配に係る計算書」及び「(4) キャッシュ・フロー計算書」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(3) 外国投資法人の仕組み」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(1) 貸借対照表」及び「(2) 損益計算書」及び「(3) 金銭の分配に係る計算書」及び「(4) キャッシュ・フロー計算書」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(3) 外国投資法人の仕組み」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(1) 貸借対照表」及び「(2) 損益計算書」及び「(3) 金銭の分配に係る計算書」及び「(4) キャッシュ・フロー計算書」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(3) 外国投資法人の仕組み」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(1) 貸借対照表」及び「(2) 損益計算書」及び「(3) 金銭の分配に係る計算書」及び「(4) キャッシュ・フロー計算書」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(3) 外国投資法人の仕組み」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(1) 貸借対照表」及び「(2) 損益計算書」及び「(3) 金銭の分配に係る計算書」及び「(4) キャッシュ・フロー計算書」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(3) 外国投資法人の仕組み」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(1) 貸借対照表」及び「(2) 損益計算書」及び「(3) 金銭の分配に係る計算書」及び「(4) キャッシュ・フロー計算書」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(3) 外国投資法人の仕組み」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(1) 貸借対照表」及び「(2) 損益計算書」及び「(3) 金銭の分配に係る計算書」及び「(4) キャッシュ・フロー計算書」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(3) 外国投資法人の仕組み」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(1) 貸借対照表」及び「(2) 損益計算書」及び「(3) 金銭の分配に係る計算書」及び「(4) キャッシュ・フロー計算書」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(3) 外国投資法人の仕組み」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(1) 貸借対照表」及び「(2) 損益計算書」及び「(3) 金銭の分配に係る計算書」及び「(4) キャッシュ・フロー計算書」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(3) 外国投資法人の仕組み」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(1) 貸借対照表」及び「(2) 損益計算書」及び「(3) 金銭の分配に係る計算書」及び「(4) キャッシュ・フロー計算書」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(3) 外国投資法人の仕組み」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(1) 貸借対照表」及び「(2) 損益計算書」及び「(3) 金銭の分配に係る計算書」及び「(4) キャッシュ・フロー計算書」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(3) 外国投資法人の仕組み」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ 「第一部 フアンド情報」の「第1 フアンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(1) 貸借対照表」及び「(2) 損益計算書」及び「(3) 金銭の分配に係る計算書」及び「(4) キャッシュ・フロー計算書」 ロ ニ (別則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ ニ (細則)	
ハ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」 「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」	(別則)
二	第八号様式 次に掲げる	

「2 主な損益の内容」及び「3 収入金（又は損失金）の処理」	「2 主な損益の内容」及び「3 収入金（又は損失金）の処理」
四 第八号の五様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項	四 第八号の五様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項
イ (略)	イ (略)
ロ 「第1 特定信託財産の状況」の「3 特定信託財産の流動化の仕組み」の「(1) 特定信託財産の流動化の概要」	ロ 「第1 特定信託財産の状況」の「4 特定信託財産を構成する資産の状況」
ハ～ホ (略)	ハ～ホ (略)
五 第九号の二様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項	五 第九号の二様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項
イ・ロ (略)	イ・ロ (略)
(削る)	ハ
ハ (略)	「第1 信託財産の状況」の「4 信託財産を構成する資産の状況」
ニ (略)	イ
ホ (略)	「第一部 原資産情報」の「第1 抵当権の状況」の「2 貸付債権の概要」及び「3 外国抵当証券保有者の権利」の「(2) 課税上の取扱い」
六 第九号の四様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項	六 第九号の四様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項
イ 「第一部 原資産情報」の「第1 抵当権の状況」の「1 概況」の「(2) 外国抵当証券の基本的性格」の「2 貸付債権の概要」及び「3 外国抵当証券保有者の権利」の「(2) 課税上の取扱い」	イ 「第一部 原資産情報」の「第1 抵当権の状況」の「2 貸付債権の概要」及び「3 外国抵当証券保有者の権利」の「(2) 課税上の取扱い」
ロ～ニ (略)	ロ～ニ (略)

七 第九号の六様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項	イ 「第1 外国組合等の状況」の「1 外国組合等の概況」の「(1) 主要な経営指標等の推移」及び「(4) 外国組合等の仕組み」
ロ～ニ (略) (削る) (削る)	4 法第二十四条第九項に規定する外国会社報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式による有価証券報告書に記載すべき事項であって、当該外国会社報告書に記載されていない事項（次項第一号において「不記載事項」という。）のうち、前項各号に定める事項を日本語又は英語によって記載したもの（当該事項を英語によって記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。
5 法第二十四条第九項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。	一 不記載事項（第三項各号に定める事項を除く。）を日本語又は英語によって記載したもの
二～五 (略)	

七 第九号の六様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項	イ 「第1 外国組合等の状況」の「1 外国組合等の概況」の「(4) 外国組合等の仕組み」
ロ～ニ (略) ホ 「第1 外国組合等の状況」の「5 運用状況」 ク 「第3 外国組合等の総括状況」の「1 財務諸表」の「(1) 貸借対照表」及び「(2) 損益計算書」	4 法第二十四条第九項に規定する外国会社報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式による有価証券報告書に記載すべき事項であって、当該外国会社報告書に記載されていない事項のうち、当該各号に定める事項を日本語によって記載したものとする。
5 法第二十四条第九項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。	一 第三項各号に掲げる様式による有価証券報告書に記載すべき事項のうち、外国会社報告書に記載されていない事項（前項に規定するものを除く。）を日本語又は英語によって記載したもの
二～五 (略)	

6 前項第三号及び第四号に掲げる書面が日本語又は英語によって記載したものでないときは、その日本語又は英語による<u>翻訳文</u>を付さなければならない。	6 前項第三号及び第四号に掲げる書面が日本語又は英語によって記載したものでないときは、その<u>訳文</u>を付さなければならない。
(外国会社報告書の提出期限の承認の手続等)	(外国会社報告書の提出期限の承認の手続等)
第二十七条の四 (略)	第二十七条の四 (略)
2・6 (略)	2・6 (略)
7 第三項各号に掲げる書類及び第五項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語又は英語によって記載したものでないときは、その日本語又は英語による<u>翻訳文</u>を付さなければならない。	7 第三項各号に掲げる書類及び第五項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語又は英語によって記載したものでないときは、その<u>訳文</u>を付さなければならない。
(報告書代替書面の提出等)	(報告書代替書面の提出等)
第二十七条の四の二 (略)	第二十七条の四の二 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 第二項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	4 第二項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一～四 (略)	一～四 (略)
五 前各号に掲げる書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による<u>翻訳文</u>	五 前各号に掲げる書類が日本語によって記載したものでないときは、その<u>訳文</u>
(外国会社訂正報告書の提出要件)	(外国会社訂正報告書の提出要件)
第二十七条の八 法第二十四条の二第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。)において準用する	第二十七条の八 法第二十四条の二第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。)において準用する

法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社が訂正報告書に代えて外国において開示が行われている当該訂正報告書に類する書類であつて英語で記載されたもの（次条第一項において「外国会社訂正報告書」という。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（外国会社訂正報告書の提出等）

第二十七条の九 第二十七条の三（第五項第三号及び第四号を除く。）

の規定は、報告書提出外国会社が外国会社訂正報告書を提出する場合について準用する。

2
（略）

（半期報告書の記載内容等）

第二十八条 （略）

2
（略）

3 外国特定有価証券の発行者が提出する半期報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語によつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が当該半期報告書提出前五年以内に当該半期報告書に係る特定有価証券と同一の種類の

法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社が訂正報告書に代えて外国において開示（同項に規定する外国において開示をいう。第二十八条の四において同じ。）が行われている当該訂正報告書に類する書類であつて英語で記載されたもの（次条第一項において「外国会社訂正報告書」という。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（外国会社訂正報告書の提出等）

第二十七条の九 第二十七条の三第一項、第二項及び第五項（第五号

に係る部分に限る。）の規定は、報告書提出外国会社が外国会社訂正報告書を提出する場合について準用する。

2
（略）

（半期報告書の記載内容等）

第二十八条 （略）

2
（略）

3 外国特定有価証券の発行者が提出する半期報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が当該半期報告書提出前五年以内に当該半期報告書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券に

特定有価証券について提出された半期報告書に添付されたものと同
内容である場合には、これを除く。

一・二 (略)

4 (略)

(外国会社半期報告書の提出等)

第二十八条の三 (略)

2 (略)

3 法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載さ
れている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なも
として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる様式の区分に応
じ、当該各号に定める項目に記載すべき事項に相当する事項とする
。

一 第十号の二様式 「1 フレンドの運用状況」

二 第十一号様式 「1 外国投資法人の概況」の「(1) 主要な経
営活動等の推移」

三・六 (略)

七 第十二号の六様式 「1 外国組合等の概況」の「(1) 主要な経
営活動等の推移」

4 法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載さ
れていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なも
のとして内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式による半

ついて提出された半期報告書に添付されたもの同一内容である場
合には、これを除く。

一・二 (略)

4 (略)

(外国会社半期報告書の提出等)

第二十八条の三 (略)

2 (略)

3 法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載さ
れている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なも
として内閣府令で定めるものは、次に掲げる様式の区分に応じ、当
該各号に定める項目に記載すべき事項に相当する事項とする。

一 第十号の二様式 「1 フレンドの運用状況」及び「2 フレ
ンドの経理状況」の「(1) 資産及び負債の状況」

二 第十一号様式 「2 外国投資法人の運用状況」及び「4 外
国投資法人の経理状況」の「(1) 資産及び負債の状況」

三・六 (略)

七 第十二号の六様式 「2 外国組合等の運用状況」及び「4
外国組合等の経理状況」の「(1) 資産及び負債の状況」

4 法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載さ
れていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なも
のとして内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式による半

期報告書に記載すべき事項（次項第一号において「不記載事項」という。）のうち、前項に定める事項を日本語又は英語によって記載したもの（当該事項を英語によって記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。 5 法第二十四条の五第八項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 不記載事項（第三項に定める事項を除く。）を日本語又は英語によって記載したもの	期報告書に記載すべき事項であつて、当該外国会社半期報告書に記載されていない事項のうち、当該各号に定める項目に記載すべき事項を日本語によって記載したものとする。 5 法第二十四条の五第八項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 第三項各号に掲げる様式による半期報告書に記載すべき事項のうち、外国会社半期報告書に記載されていない事項（前項に規定するものを除く。）を日本語又は英語によって記載したもの
二五（略） 6 前項第三号及び第四号に掲げる書面が日本語又は英語によって記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。	二五（略） 6 前項第三号及び第四号に掲げる書面が日本語又は英語によって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。
（外国会社半期訂正報告書の提出等） 第二十八条の五 第二十八条の三（第五項第三号及び第四号を除く。）の規定は、報告書提出外国会社が外国会社半期訂正報告書を提出する場合について準用する。	（外国会社半期訂正報告書の提出等） 第二十八条の五 第二十八条の三第一項、第二項及び第五項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、報告書提出外国会社が外国会社半期訂正報告書を提出する場合について準用する。
2（略） （半期代替書面） 第二十八条の六（略） 2・3（略）	2（略） （半期代替書面） 第二十八条の六（略） 2・3（略）

4 第二項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 三 (略) 四 前各号に掲げる書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文	4 第二項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 三 (略) 四 前各号に掲げる書類が日本語によって記載したものでないときは、その訳文
(臨時報告書の記載内容等) 第二十九条 (略)	(臨時報告書の記載内容等) 第二十九条 (略)
2・3 (略) 4 外国特定有価証券の発行者が提出する臨時報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。ただし、報告書提出外国会社が外国会社臨時報告書を提出する場合であつて次に掲げる書類が日本語又は英語をもって記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。 一・二 (略)	2・3 (略) 4 外国特定有価証券の発行者が提出する臨時報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語によって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。
5 (略) (外国会社臨時報告書の提出)	一・二 (略) 5 (略)
第二十九条の二 法第二十四条の五第十五項に規定する内閣府令で定める場合は、臨時報告書を提出する理由が日本語で記載されている場合その他報告書提出外国会社が臨時報告書に代えて外国会社臨時	(新設)

報告書を提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

- 2 法第二十四条の五第十五項の規定により外国会社臨時報告書を提出しようとする報告書提出外国会社は、外国会社臨時報告書三通を関東財務局長に提出しなければならない。

（臨時代替書面）

- 第二十九条の三 法第二十四条の五第二十項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により臨時代替書面（同項に規定する臨時代替書面をいう。以下この条において同じ。）を提出しようとする特定有価証券の発行者は、臨時代替書面三通を作成し、同項の規定により読み替えて適用する同条第四項に規定する臨時報告書と併せて関東財務局長に提出しなければならない。

- 2 法第二十四条の五第二十項の規定により臨時代替書面を提出しようとする特定有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 （略）

3 （略）

- 4 第二項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・三 （略）

（臨時代替書面）

- 第二十九条の二 法第二十四条の五第十五項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により臨時代替書面（同項に規定する臨時代替書面をいう。以下この条において同じ。）を提出しようとする特定有価証券の発行者は、臨時代替書面三通を作成し、同項の規定により読み替えて適用する同条第四項に規定する臨時報告書と併せて関東財務局長に提出しなければならない。

- 2 法第二十四条の五第十五項の規定により臨時代替書面を提出しようとする特定有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 （略）

3 （略）

- 4 第二項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・三 （略）

四 前各号に掲げる書類が日本語によって記載したものではないときは、その日本語による翻訳文

四 前各号に掲げる書類が日本語によって記載したものではないときは、その訳文

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第四条関係）

改 正 案		現 行
第四号の二の様式	(新設)	
【表紙】		
【提出書類】	外国会社届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成 年 月 日	
【発行者名】		
【代表者の役職氏名】		
【本店の所在の場所】		
【代理人の氏名又は名称】		
【代理人の住所又は所在地】		
【事務連絡者氏名】		
【連絡場所】		
【電話番号】		
【届出の対象とした募集（売出）外国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】		
【届出の対象とした募集（売出）外国投資 信託受益証券の金額】		
【縦覧に供する場所】		
名称		
（所在地）		
【証券情報】（2）		
（記載上の注意）		
（1）	一般的事項	
	日本語により提出する場合に使用する様式の記載に準じて記載すること。	
（2）	証券情報	
	第四号の様式に準じて記載すること。	

改 正 案		現 行	
第四号の三の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) 追完情報 a (略) (a) 法第7条第1項前段に規定する重要な事項の変更があった場合又は第13条第1号から第3号ま でに掲げる事情が生じた場合 (b) (略) b・c (略) (2) (略)		第四号の三の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) 追完情報 a (略) (a) 法第7条前段に規定する重要な事項の変更があった場合又は第13条第1号から第3号ま でに掲げる事情が生じた場合 (b) (略) b・c (略) (2) (略)	

改 正 案		現 行
第四号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (45) (略) (46) 財務ハイライト情報 a (略) b 財務諸表について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものの（日本語による翻訳文を含む。以下この様式において同じ。）が当該財務諸表に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。 (47) ～ (85)		第四号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (45) (略) (46) 財務ハイライト情報 a (略) b 財務諸表について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものの（<u>配文</u>を含む。以下この様式において同じ。）が当該財務諸表に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。 (47) ～ (85)

改 正 案	
第四号の四の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (略) (1) 追完情報 a (2) aの有価証券報告書又はdの外国会社報告書の提出日以後届出書の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。 (a) 法第7条第1項前段に規定する重要な変更があった場合又は第13条第1号から第3号までに掲げる事情が生じた場合 (b) (略) b (2) aの有価証券報告書又はdの外国会社報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、出資総額の増減があった場合には、その旨及びその額を記載すること。 c 最近計算期間に係る有価証券報告書若しくは最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書(以下このcにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。 (2) 組込情報 (略) a～c (略) d aからcまでの書類が外国会社報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの報告書に係る訂正報告書である場合にあっては、当該報告書及びその補足書類並びに訂正報告書 e aの書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目(第27条の3第3項第2号に掲げる項目以外の項目に限る。)に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文 f dの書類(外国会社報告書及びその補足書類を除く。)を提出している場合にあっては、eの書類に準じた書類	第四号の四の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (略) (1) 追完情報 a (2) aの有価証券報告書の提出日以後届出書の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。 (a) 法第7条前段に規定する重要な変更があった場合又は第13条第1号から第3号までに掲げる事情が生じた場合 (b) (略) b (2) aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、出資総額の増減があった場合には、その旨及びその額を記載すること。 c 最近計算期間に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書(以下このcにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。 (2) 組込情報 (略) a～c (略) (新設) (新設) (新設)

改 正 案 行		現 行
第四号の四の三様式	(新設)	
【表紙】		
【提出書類】		
【提出先】		外国会社届出書 関東財務局長
【提出日】		平成 年 月 日
【発行者名】		
【代表者の役職氏名】		
【本店の所在の場所】		
【代理人の氏名又は名称】		
【代理人の住所又は所在地】		
【事務連絡者氏名】		
【連絡場所】		
【電話番号】		
【届出の対象とした募集（売出） 外国投資証券に係る外国投資法人の名称】		
【届出の対象とした募集（売出） 外国投資証券の形態及び金額】		
【総覧に供する場所】		
【証券情報】 (2)		
（記載上の注意）		
（1） 一般的事項		
（2） 証券情報		
日本語により提出する場合に使用する様式の記載に準じて記載すること。		
第四号の四様式に準じて記載すること。		

改正案		現行
第五号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部 (略) 第二部 【参照情報】 (1) 第1 【参照書類】 (略) 1 ～ 3 (略) 4 【外国会社報告書及びその補足書類】 計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出 5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】 計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出 6 【外国会社臨時報告書】 4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本届出書提出日 (平成 年 月 日) までに、外国会社臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出 7 (略) 第2 【参照書類の補完情報】 (2) 第3 (略) 第三部・第四部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。 (1) 参照情報 a 臨時報告書又は外国会社臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。 b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書若しくは外国会社報告書及びその補足書類、外国会社半期報告書及びその補足書類又は外国会社臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。 c 参照書類としての有価証券報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書 (以下このc及びdにおいて「有価証券報告書等」という。) の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d 参照書類としての有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。 (2) 参照書類の補完情報 a 参照書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目 (第27条の3第3項第2号に掲げる項目以外の項目に限る。) に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。 b 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、aに準じて記載すること。	第五号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部 (略) 第二部 【参照情報】 第1 【参照書類】 (略) 1 ～ 3 (略) (新設) (新設) (新設) 4 (略) 第2 【参照書類の補完情報】 第3 (略) 第三部・第四部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。 参照情報 a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。 b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。 c 参照書類としての有価証券報告書又は半期報告書 (以下このc及びdにおいて「有価証券報告書等」という。) の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d 参照書類としての有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。	

改 正 案		現 行	
第五号のこの二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) (略) (2) 追完情報 a (略) a (a) 法第7条第1項前段に規定する重要な事項の変更があった場合又は第13条第1号から第3号ま でに掲げる事情が生じた場合 (b) (略) b・c (略) (3) (略)		第五号のこの二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) (略) (2) 追完情報 a (略) a (a) 法第7条前段に規定する重要な事項の変更があった場合又は第13条第1号から第3号ま でに掲げる事情が生じた場合 (b) (略) b・c (略) (3) (略)	

改 正 案 行	
第五号の三の様式	第五号の三の様式
【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (略) (1) (略) (2) 追完情報 a (3) aの有価証券報告書又はdの外国会社報告書の提出日以後有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、その内容を記載すること。 (a) 法第7条第1項前段に規定する重要な事項の変更があつた場合又は第13条第1号から第3号までに掲げる事情が生じた場合 (b) (略) b (3) aの有価証券報告書又はdの外国会社報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、出資総額の増減があつた場合には、その旨及びその額を記載すること。 c 最近計算期間に係る有価証券報告書若しくは最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書（以下このcにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。 (3) 組込情報 (略) a～c (略) d aからcまでの書類が外国会社報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの報告書に係る訂正報告書である場合にあっては、当該報告書及びその補足書類並びに訂正報告書 e aの書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号の三様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第27条の3第3項第3号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文 f dの書類（外国会社報告書及びその補足書類を除く。）を提出している場合にあっては、eの書類に準じた書類	【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (略) (1) (略) (2) 追完情報 a (3) aの有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、その内容を記載すること。 (a) 法第7条前段に規定する重要な事項の変更があつた場合又は第13条第1号から第3号までに掲げる事情が生じた場合 (b) (略) b (3) aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、出資総額の増減があつた場合には、その旨及びその額を記載すること。 c 最近計算期間に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書（以下このcにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。 (3) 組込情報 (略) a～c (略) (新設) (新設) (新設)

改 正 案		現 行
第五号の三の様式 【表紙】 【提出書類】 第一部 (略) 第二部 【参照情報】 (2) 第1 【参照書類】 (略) 1 ～ 3 (略) <u>4 【外国会社報告書及びその補足書類】</u> 計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局 長に提出 <u>5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】</u> 計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局 局長に提出 <u>6 【外国会社臨時報告書】</u> 4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本届出書提出日 (平成 年 月 日) までに、外国会社臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出 <u>7 (略)</u> 第2 【参照書類の補完情報】 (3) 第3 (略) 第三部 (略) (記載上の注意) (略) (1) (略) (2) 参照情報 a 臨時報告書又は外国会社臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。 b (略) c 参照書類としての有価証券報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書 (以下このc及びdにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d (略) (3) 参照書類の補完情報 a 参照書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号の様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目 (第27条の3第3項第3号に掲げる項目以外の項目に限る。)に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。 b 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、aに準じて記載すること。		第五号の三の様式 【表紙】 【提出書類】 第一部 (略) 第二部 【参照情報】 (2) 第1 【参照書類】 (略) 1 ～ 3 (略) (新設) (新設) (新設) (新設) <u>4 (略)</u> 第2 【参照書類の補完情報】 第3 (略) 第三部 (略) (記載上の注意) (略) (1) (略) (2) 参照情報 a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。 b (略) c 参照書類としての有価証券報告書又は半期報告書 (以下このc及びdにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d (略) (新設)

改 正 案		現 行
第五号の三の四様式 【表紙】 外国会社届出書 関東財務局長 平成 年 月 日 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】 【代理人の住所又は所在地】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 【届出の対象とした募集（売出） 外国 資産流動化証券の名称】 【届出の対象とした募集（売出） 外国 資産流動化証券の金額】 【縦覧に供する場所】 【証券情報】（2） 【記載上の注意】 （1） 一般的事項 日本語により提出する場合に使用する様式の記載に準じて記載すること。 （2） 証券情報 第五号の三様式に準じて記載すること。		(新設)

改 正 案		現 行	
第五号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (12) (略) (13) 財務書類 a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書をいう。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(日本語による翻訳文を含む。)は該当する財務書類に添付すること。 b ～ d (略) (14) ～ (26) (略)		第五号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (12) (略) (13) 財務書類 a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書をいう。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)は該当する財務書類に添付すること。 b ～ d (略) (14) ～ (26) (略)	

改 正 案	現 行
第五号の五の様式 表紙 提出書類 提出先 提出日 発行者 (受託者) 名称 代表者の役職氏名 本店の所在の場所 代理人の氏名又は名称 代理人の住所又は所在地 事務連絡者氏名 連絡場所 電話番号 発行者 (原委託者) 氏名又は名称 代表者の役職氏名 住所又は本店の所在の場所 代理人の氏名又は名称 代理人の住所又は所在地 事務連絡者氏名 連絡場所 電話番号 届出の対象とした募集 (売出) 外国 資産信託流動化受益証券の名称 届出の対象とした募集 (売出) 外国 資産信託流動化受益証券の金額 縦覧に供する場所 名称 (所在地) 証券情報 (2) (記載上の注意) (1) 一般的事項 日本語により提出する場合に使用する様式の記載に準じて記載すること。 (2) 証券情報 第五号の様式に準じて記載すること。	(新設)

改 正 案		現 行
第六号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (16) (略) (17) 財務書類 a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書をいう。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(日本語による翻訳文を含む。) b ～ d (略) (18) ～ (30) (略)		第六号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (16) (略) (17) 財務書類 a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書をいう。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)は該当する財務書類に添付すること。 b ～ d (略) (18) ～ (30) (略)

改 正 案	現 行
第六号の二の様式 【表紙】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【発行者（受託者）名称】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】 【代理人の住所又は所在地】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 【発行者（委託者）氏名又は名称】 【代表者の役職氏名】 【住所又は本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】 【代理人の住所又は所在地】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】 【縦覧に供する場所】 【証券情報】（2） （記載上の注意） （1） 一般的事項 （2） 証券情報 日本語により提出する場合に使用する様式の記載に準じて記載すること。 第六号の様式に準じて記載すること。	(新設)

改 正 案	現 行
第六号の四の様式 表紙 提出書類 提出先 提出日 発行者名 代表者の役職氏名 本店の所在の場所 事務連絡者氏名 連絡場所 電話番号 届出の対象とした募集（売出）外国 抵当証券に係る金融商品取引業者の名 称 届出の対象とした募集（売出）外国 抵当証券の金額 縦覧に供する場所 証券情報 証券上の注意 一般的事項 日本語により提出する場合に使用する様式の記載に準じて記載すること。 証券情報 第六号の四様式に準じて記載すること。	(新設)

改 正 案		現 行	
第六号の六様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (61) (略) (62) 外国組合等の経理状況 a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(日本語による翻訳文を含む。以下この様式において同じ。)は該当する財務書類に添付すること。 b ～ d (略) (63) ～ (76) (略)		第六号の六様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (61) (略) (62) 外国組合等の経理状況 a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。以下この様式において同じ。)は該当する財務書類に添付すること。 b ～ d (略) (63) ～ (76) (略)	

改 正 案	現 行
第六号の六の様式 【表紙】 【提出書類】 提出先 提出日 発行者名 代表者の役職氏名 主たる事務所の所在の場所 代理人の氏名又は名称 【代理人の住所又は所在地】 事務連絡者氏名 【連絡場所】 【電話番号】 【届出の対象とした募集（売出） 外国 有価証券投資事業権利等に係る組合等 の名称】 【届出の対象とした募集（売出） 外国 有価証券投資事業権利等の金額】 【縦覧に供する場所】 【証券情報】（2） （記載上の注意） （1） 一般的事項 日本語により提出する場合に使用する様式の記載に準じて記載すること。 （2） 証券情報 第六号の六様式に準じて記載すること。	(新設)

改 正 案		現 行
第十六号様式 【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】 第一部 (略) 第二部 【参照情報】 (9) 第1 【参照書類】 (略) 1～3 (略) 4 【外国会社報告書及びその補足書類】 計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出 5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】 計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出 6 【外国会社臨時報告書】 4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本発行登録書提出日 (平成 年 月 日) までに、外国会社臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出 7 (略) 第2 【参照書類の補完情報】 (10) 第3 (略) (記載上の注意) (1) ～ (8) (略) (9) 参照情報 a 臨時報告書又は外国会社臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。 b (略) (10) 参照書類の補完情報 a 参照書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目 (第27条の3 第3項第2号に掲げる項目以外の項目に限る。) に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。 b 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、a に準じて記載すること。		第十六号様式 【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】 第一部 (略) 第二部 【参照情報】 (9) 第1 【参照書類】 (略) 1～3 (略) (新設) (新設) (新設) (新設) 4 (略) 4 (新設) (略) 第2 (略) (記載上の注意) (1) ～ (8) (略) (9) 参照情報 a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。 b (略) (新設)

改 正 案		現 行
第十六号の二様式 【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】 第一部 (略) 第二部 【参照情報】 第1 【参照書類】 (略) 1 ～ 3 (略) 4 【外国会社報告書及びその補足書類】 計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局 長に提出 5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】 計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務 局長に提出 6 【外国会社臨時報告書】 4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本発行登録書提出日 (平成 年 月 日) までに、外 国会社臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出 7 (略) 第2 【参照書類の補充情報】 (4) 第3 (略) 第三部 (略) (記載上の注意) (略) (1) ～ (3) (略) (4) a 参照書類の補充情報 のうち 第八号の三様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目 (第27条の3第3項第3号に掲げる項目以外の項目に限る。) に記載すべき事項に相当する事項の且 本語による翻訳文を記載すること b 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補 足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合においては、a に準じて記載すること。		第十六号の二様式 【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】 第一部 (略) 第二部 【参照情報】 第1 【参照書類】 (略) 1 ～ 3 (略) (新設) (新設) (新設) (新設) 4 (略) 4 (新設) 第2 (略) 第三部 (略) (記載上の注意) (略) (1) ～ (3) (略) (新設)

改 正 案		現 行
第十六号の三様式 【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】 発行登録書 (略)		第十六号の三様式 【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】 発行登録書 (略)
第一部 (略) 第二部 【参照情報】 第1 【参照書類】 (略) 1 ～ 3 (略)		第一部 (略) 第二部 【参照情報】 第1 【参照書類】 (略) 1 ～ 3 (略) (新設)
4 【外国会社報告書及びその補足書類】 事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局 長に提出		(新設)
5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】 事業年度 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務 局長に提出		(新設)
6 【外国会社臨時報告書】 4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本発行登録書提出日 (平成 年 月 日) までに、外 国会社臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出		(新設)
7 (略)		4 (略)
第2 【参照書類の補完情報】 (3)		第2 【参照書類の補完情報】
第3 (略) (記載上の注意) (略) (1) ・ (2) (略)		第3 (略) (記載上の注意) (略) (1) ・ (2) (略) (新設)
(3) 参照書類の補完情報		
a 参照書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項 のうち、第八号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目 (第 27条の3第3項第2号に掲げる項目以外の項目に限る。)に記載すべき事項に相当する事項の日本語 による翻訳文を記載すること。		
b 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補 足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、aに準じて記載すること。		

改 正 案		現 行
第二十二号様式 【表紙】 【発行登録・追補書類番号】 発行登録・追補書類 提出書類 （略） 第一部（略） 第二部【参照情報】（7） 第1【参照書類】 （略） 1～3（略） 4【外国会社報告書及びその補足書類】 計算期間 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）平成 年 月 日関東財務局 長に提出 5【外国会社半期報告書及びその補足書類】 計算期間 第 期中（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）平成 年 月 日関東財務局長に提出 6【外国会社臨時報告書】 4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本発行登録・追補書類提出日（平成 年 月 日）までに、外国会社臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出 （略） 7 第2【参照書類の補完情報】（8） 第三部（略） （記載上の注意） （略） （1）～（6）（略） （7）参照情報 a 臨時報告書又は外国会社臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。 b（略） （8）参照書類の補完情報 a 参照書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第27条の3第3項第2号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。 b 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、aに準じて記載すること。		第二十二号様式 【表紙】 【発行登録・追補書類番号】 発行登録・追補書類 提出書類 （略） 第一部（略） 第二部【参照情報】（7） 第1【参照書類】 （略） 1～3（略） （新設） （新設） （新設） 4 （略） 第2【参照書類の補完情報】 第三部（略） （記載上の注意） （略） （1）～（6）（略） （7）参照情報 a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。 b（略） （新設）

改 正 案		現 行
第二十二号の二様式 【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】 第一部 (略) 第二部 【参照情報】 (7) 第1 【参照書類】 (略) 1～3 (略) 4 【外国会社報告書及びその補足書類】 計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出 5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】 計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出 6 【外国会社臨時報告書】 4 の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本発行登録追補書類提出日 (平成 年 月 日) までに、外国会社臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出 7 (略) 第2 【参照書類の補完情報】 (8) 第3 (略) 第三部 (略) (記載上の注意) (略) (1) ～ (6) (略) (7) 参照情報 a 臨時報告書又は外国会社臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。 b (略) (8) 参照書類の補完情報 a 参照書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号の三様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目 (第27条の3第3項第3号に掲げる項目以外の項目に限る。) に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。 b 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、a に準じて記載すること。		第二十二号の二様式 【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】 第一部 (略) 第二部 【参照情報】 (7) 第1 【参照書類】 (略) 1～3 (略) (新設) (新設) (新設) (新設) 4 (略) 第2 【参照書類の補完情報】 第3 (略) 第三部 (略) (記載上の注意) (略) (1) ～ (6) (略) (7) 参照情報 a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。 b (略) (新設)

改 正 案		現 行
第二十五号の二様式 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a ～ f (略) <u>g この「記載上の注意」は、第四号の二様式により有価証券届出書を提出する場合について定められたものであり、有価証券届出書に代えて外国会社届出書を提出するときは、これに準じて記載すること。</u> (2) ～ (7) (略)		第二十五号の二様式 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a ～ f (略) (新設) (2) ～ (7) (略)

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）（第五条関係）

改 正 案	現 行
（行使による株券等の買付け等が適用対象となる新株予約権） 第二条の二の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する当該新株予約権が行使されることが確保されることにより公開買付けによらないで取得されても投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件の全てに該当する新株予約権とする。 一 株券等の買付け等を行う者が会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てにより取得したものであること。 二 当該新株予約権に係る新株予約権証券の発行の日から会社法第二百三十六条第一項第四号に掲げる期間の末日までの期間が二月を超えないこと。 三 当該新株予約権に係る新株予約権証券の募集に際し、当該新株予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新株予約権証券の全て（当該新株予約権証券に係る新株予約権が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。	（新設）

(特別支配関係にある法人等から除かれるもの) 第二条の三 令第六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等(同項第四号に規定する特定買付け等を行う以下同じ。)を行う日以前一年間継続して当該特定買付け等を行う法人等に対してその総株主等の議決権(令第四条の四第一項第一号に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の数の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係にある場合(当該特定買付け等が、次に掲げる有価証券のいずれかに該当する株券等に係る買付け等である場合であつて、当該株券等の発行者から行うものである場合を除く。)以外の場合とする。 一 新株予約権証券及び新株予約権付社債券 二 外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの 三 令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券で、同号に規定する受託有価証券が前二号に掲げる有価証券であるもの 四 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、第一号及び第二号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの 2 (略) (関係法人等) 第二条の四 (略) 2 令第六条の二第一項第六号に規定する内閣府令で定める者は、特	(特別支配関係にある法人等から除かれるもの) 第二条の三 令第六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等(令第六条の二第一項第四号に規定する特定買付け等を行う以下同じ。)を行う日以前一年間継続して当該特定買付け等を行う法人等に対してその総株主等の議決権(令第四条の四第一項第一号に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の数の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係にある場合以外の場合とする。 (新設) (新設) (新設) (新設) 2 (略) (関係法人等) 第二条の四 (略) 2 令第六条の二第一項第六号に規定する内閣府令で定める者は、特
---	---

定買付け等を行う日以前一年間継続して前項各号に掲げる者に該当していた者（当該特定買付け等が、前条第一項各号に掲げる有価証券のいずれかに該当する株券等に係る買付け等である場合であつて、その者が当該株券等の発行者である場合を除く。）以外の者とする。

（株券等の所有者が少数である場合）

第二条の五 （略）

2 令第六条の二第一項第七号に規定するすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 特定買付け等の後における当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この号において同じ。）とその者の特別関係者（同項第二号に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合を合計した割合が三分の二以上となる場合であつて、当該特定買付け等の対象とならない株券等（以下この号において「買付け等対象外株券等」という。）があるとき 当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等のすべての所有者から提出され、かつ、買付け等対象外株券等についてイ又はロの条件が満たされている場合

定買付け等を行う日以前一年間継続して前項各号に掲げる者に該当していた者以外の者とする。

（株券等の所有者が少数である場合）

第二条の五 （略）

2 令第六条の二第一項第七号に規定するすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 特定買付け等の後における当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この号において同じ。）とその者の特別関係者（法第二十七条の二第八項第二号に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合を合計した割合が三分の二以上となる場合であつて、当該特定買付け等の対象とならない株券等（以下この号において「買付け等対象外株券等」という。）があるとき 当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等のすべての所有者から提出され、かつ、買付け等対象外株券等についてイ又はロの条件が満たされている場合

イ 特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意することにつき、当該買付け等対象外株券等に係る種類株主総会（会社法第二条第十四号に規定する種類株主総会をいう。第五条第三項において同じ。）の決議が行われていること。	イ 特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意することにつき、当該買付け等対象外株券等に係る種類株主総会（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十四号に規定する種類株主総会をいう。第五条第三項において同じ。）の決議が行われていること。
ロ (略)	ロ (略)
二 (略)	二 (略)
3 5 (略)	3 5 (略)
(特別関係者で除外される者等)	(特別関係者で除外される者等)
第三条 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する同条第七項第一号に掲げる者のうち内閣府令で定めるものは、株券等の買付け等を行う者と、株券等の買付け等を行う日以前一年間継続して同条第七項第一号に規定する関係にある者（その者が当該株券等の発行者であつて、当該株券等が第二条の三第一項各号に掲げる有価証券のいずれかに該当する場合を除く。）とする。	第三条 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、株券等の買付け等を行う者と、株券等の買付け等を行う日以前一年間継続して同条第七項第一号に規定する関係にある者とする。
2・3 (略)	2・3 (略)
(所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの) 第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。	(所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの) 第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一 (略) 二 有価証券関連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。）を行う者が引受け又は売出しを行う業務により所有する株券等（引受けの場合（法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合を除く。）にあつては当該株券等の払込期日の翌日以後、同号に掲げるものを行う場合にあつては次のイ及びロに掲げる株券等の区分に応じ当該イ及びロに定める日以後、売出しの場合にあつては当該株券等の受渡期日の翌日以後所有するものを除く。） イ 法第二条第六項第三号に規定する行使しない新株予約権に係る新株予約権証券 当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得した日から起算して六十日を経過した日 ロ 法第二条第六項第三号に規定する行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得して当該新株予約権を行使することにより取得した株券等 当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得した日から起算して六十日を経過した日 三十二 (略) 2 (略) (議決権の数の計算等) 第八条 (略) 2 (略) 3 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定める議決	一 (略) 二 有価証券関連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。）を行う者が引受け又は売出しを行う業務により所有する株券等（引受けの場合にあつては当該株券等の払込期日の翌日以後、売出しの場合にあつては当該株券等の受渡期日の翌日以後所有するものを除く。） (新設) (新設) 三十二 (略) 2 (略) (議決権の数の計算等) 第八条 (略) 2 (略) 3 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定める議決
--	--

権の数は、次に掲げる数とする。 一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式に係る議決権の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当するときは、零とする。 イ 株券等の買付け等を行う者が会社法第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てにより取得したものであること。 ロ 当該新株予約権証券の発行の日から会社法第二百三十六条第一項第四号に掲げる期間の末日までの期間が二月を超えないこと。 ハ その募集に際し、当該新株予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新株予約権証券の全て（当該新株予約権証券に係る新株予約権が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。 二七七 (略) 4・5 (略)	権の数は、次に掲げる数とする。 一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式に係る議決権の数 (新設) (新設) (新設) 二七七 (略) 4・5 (略)
---	--

○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）（第六条関係）

改正案	現行
（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するものの） 第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。 一 （略） 二 有価証券関連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。第十一条第一号において同じ。）を行う者が引受け又は売出しを行う業務により保有する株券等（引受けの場合（法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合を除く。）にあつては当該株券等の払込期日の翌日以後、同号に掲げるものを行う場合にあつては次のイ及びロに掲げる株券等の区分に応じ当該イ及びロに定める日以後、売出しの場合にあつては当該株券等の受渡期日の翌日以後保有するものを除く。） イ 法第二条第六項第三号に規定する行使しない新株予約権に係る新株予約権証券 当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得した日から起算して五日（日曜日及び令第十四条の五に規定する休日の日数は、算入しない。以下この条及び第十七条において同じ。）を経過した日	（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するものの） 第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。 一 （略） 二 有価証券関連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。第十一条第一号において同じ。）を行う者が引受け又は売出しを行う業務により保有する株券等（引受けの場合にあつては当該株券等の払込期日の翌日以後、売出しの場合にあつては当該株券等の受渡期日の翌日以後保有するものを除く。） （新設）

ロ 法第二条第六項第三号に規定する行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得して当該新株予約権を行使することにより取得した株券等 当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得した日から起算して五日を経過した日

三・四 (略)

五 売付けの約定をして受渡しを了していない株券等(約定日から五日以内に受渡しを行うもの)に限り、次号に掲げる取引により売付けの約定をした株券を除く。)

六〇十一 (略)

(新株予約権証券等の換算)

第五条 法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数とする。

一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当するときは、零とする。

イ 株券等の保有者が会社法第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てにより取得したものであること。

ロ 当該新株予約権証券の発行の日から会社法第二百三十六条第一項第四号に掲げる期間の末日までの期間が二月を超えないこと。

ハ その募集に際し、当該新株予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新株予約権証券の

(新設)

三・四 (略)

五 売付けの約定をして受渡しを了していない株券等(約定日から五日(日曜日及び令第十四条の五に規定する休日の日数は、算入しない。))以内に受渡しを行うもの)に限り、次号に掲げる取引により売付けの約定をした株券を除く。)

六〇十一 (略)

(新株予約権証券等の換算)

第五条 法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数とする。

一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数

(新設)

(新設)

(新設)

全て（当該新株予約権証券に係る新株予約権が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。 二〇九（略） 2（略） （特例対象株券等に係る変更報告書を提出しなければならない場合） 第十七条 法第二十七条の二十六第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。 一 法第二十七条の二十五第一項の規定による変更報告書に記載された株券等保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日における株券等保有割合が当該変更報告書に記載された株券等保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合 当該基準日から五日以内 二・三（略）	（特例対象株券等に係る変更報告書を提出しなければならない場合） 第十七条 法第二十七条の二十六第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。 一 法第二十七条の二十五第一項の規定による変更報告書に記載された株券等保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日における株券等保有割合が当該変更報告書に記載された株券等保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合 当該基準日から五日（日曜日その他令第十四条の五に規定する休日の日数は、算入しない。以下この条において同じ。）以内 二・三（略）
---	---

○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）（第六条関係）

改正案	現 行
第二号様式 (5) 【当該株券等の発行者の発行者の発行者に関する最近 60 日間の取得又は処分状況（短期大量譲渡に該当する場合）】 (略) (記載上の注意) この様式は、法第 27 条の 25 第 2 項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合に、第一号様式の「第 2 提出者に関する事項」の「(5) 当該株券等の発行者の発行者の発行者に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況」に代えて記載すること。 a ～ g (略) 1. 引受け（法第 2 条第 6 項第 3 号に掲げるものを行う場合に限る。）により取得した新株予約権証券（同様に規定する新株予約権証券をいう。）に係る新株予約権（同様に規定する新株予約権をいう。）を行使することにより取得した株券等の譲渡であつて d に掲げる割合が 100 分の 1 未満であるものについて、かかる譲渡の全てを一の譲渡とみなして、b から g までに従つて記載すること。この場合、「譲渡の相手方」欄には、かかる譲渡であつて各相手方の割合が 100 分の 1 未満である旨を記載することとし、個別の譲渡の相手方の氏名又は名称の記載を要しない。	第二号様式 (5) 【当該株券等の発行者の発行者の発行者に関する最近 60 日間の取得又は処分状況（短期大量譲渡に該当する場合）】 (略) (記載上の注意) この様式は、法第 27 条の 25 第 2 項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合に、第一号様式の「第 2 提出者に関する事項」の「(5) 当該株券等の発行者の発行者の発行者に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況」に代えて記載すること。 a ～ g (略) (新設)

○ 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）（第七条関係）

改 正 案	現 行
（電子開示手続又は任意電子開示手続に係る届出等） 第二条（略） 2ゝ7（略） 8 第四項第二号及び第三号並びに第六項第二号及び第三号に定める書類が日本語をもって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。ただし、法第五条第六項の規定により同項各号に掲げる書類又は法第二十四条第八項の規定により同項に規定する外国会社報告書を提出しようとする者が、第四項第二号又は第六項第二号に定める書類を提出する場合は、この限りでない。	（電子開示手続又は任意電子開示手続に係る届出等） 第二条（略） 2ゝ7（略） 8 第四項第二号及び第三号並びに第六項第二号及び第三号に定める書類が日本語をもって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

○ 証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第七十八号）（第八条関係）

改 正 案	現 行
（新株予約権証券に準ずる有価証券等） 第十条の二 法第二十七条の三十三において準用する法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。 一 新株予約権付社債券 二 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 2 法第二十七条の三十三において準用する法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するものとする。	（新設）

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）（第九条関係）

改 正 案	現 行
目次 第一章（略） 第二章 金融商品取引業者等 第一節 総則 第一款 通則（<u>第四条・第四条の二</u>） 第二款 第五款（略） 第二節 第七節（略） 第三章 第五章（略） 附則 （定義） 第一条（略） 2（略） 3 この府令（第十六号に掲げる用語にあつては、第九十九条第十号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 十二（略）	目次 第一章（略） 第二章 金融商品取引業者等 第一節 総則 第一款 通則（第四条） 第二款 第五款（略） 第二節 第七節（略） 第三章 第五章（略） 附則 （定義） 第一条（略） 2（略） 3 この府令（第十六号に掲げる用語にあつては、第九十九条第十号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 十二（略）

十二の二	適格投資家向け投資運用業	法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。
十二の三	適格投資家	法第二十九条の五第三項に規定する適格投資家をいう。
十三～五十	(略)	
4	この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	
一～十三	(略)	
十四	法人関係情報	法第六十三条第一項に規定する上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの並びに法第二十七条の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）、これに準ずる株券等（同項に規定する株券等をいう。）、の買集め及び法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）の実施又は中止の決定（法第六十七條第二項ただし書に規定する基準に該当するものを除く。）に係る公表されていない情報をいう。

(新設)		
(新設)		
十三～五十	(略)	
4	この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	
一～十三	(略)	
十四	法人関係情報	法第六十三条第一項に規定する上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの並びに法第二十七条の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）、これに準ずる株券等（同項に規定する株券等をいう。）、の買集め及び法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）の実施又は中止の決定に係る公表されていない情報をいう。

（幹事会社となる有価証券の元引受け）	
第四条	令第十五条に規定する内閣府令で定めるものは、元引受契約（同条に規定する元引受契約をいう。以下この条及び第四百四十七条第三号において同じ。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有

第四条	令第十五条に規定する内閣府令で定めるものは、元引受契約（同条に規定する元引受契約をいう。以下この条及び第四百四十七条第三号において同じ。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有
-----	--

者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うものであつて、次に掲げるものの以外のもとする。

- 一 当該元引受契約に係る有価証券の発行価額又は有価証券の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の価額の総額（当該元引受契約が令第十五条第三号に掲げる契約である場合にあっては、同号に規定する新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を含む。）のうち金融商品取引業者等及び外国証券業者の行う有価証券の引受けに係る部分の金額（以下この条において「引受総額」という。）が百億円を超える場合において他の者（資本金の額、基金の総額又は出資の総額が三十億円以上である者に限る。）と共同して当該協議を行うものであつて、当該引受総額のうち自己の行う有価証券の引受けに係る部分の金額が百億円以下であるもの

二（略）

（新株予約権証券に準ずる有価証券等）

第四条の二 法第二十八条第七項第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

- 一 新株予約権付社債券
- 二 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの

2 法第二十八条第七項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するものとする。

者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うものであつて、次に掲げるものの以外のもとする。

- 一 当該元引受契約に係る有価証券の発行価額又は有価証券の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の価額の総額のうち金融商品取引業者等及び外国証券業者の行う有価証券の引受けに係る部分の金額（以下この条において「引受総額」という。）が百億円を超える場合において他の者（資本金の額、基金の総額又は出資の総額が三十億円以上である者に限る。）と共同して当該協議を行うものであつて、当該引受総額のうち自己の行う有価証券の引受けに係る部分の金額が百億円以下であるもの

二（略）

（新設）

(登録の申請に係る使用人) 第六条 令第十五条の四第一号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、同号に規定する業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者とする。	2 (略)
(登録申請書の記載事項) 第七条 法第二十九条の二第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	一〇九 (略)
十 本店等の名称及び所在地	
(業務の内容及び方法) 第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。	一〇六 (略)
七 第二種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項 イハ (略)	
ニ 法第二十九条の五第二項に規定する業務を行う場合には、その旨	
八 (略)	

(登録の申請に係る使用人) 第六条 令第十五条の四第一号及び第三号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、同条第一号又は第三号に規定する業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者とする。	2 (略)
(登録申請書の記載事項) 第七条 法第二十九条の二第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	一〇九 (略)
(新設)	
(業務の内容及び方法) 第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。	一〇六 (略)
七 第二種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項 イハ (略)	
(新設)	
八 (略)	

九 投資運用業を行う場合には、次に掲げる事項

イ 投資運用業の種別（法第二条第八項第十二号イに掲げる契約に係る同号に掲げる行為、同号ロに掲げる契約に係る同号に掲げる行為、同項第十四号に掲げる行為及び同項第十五号イからハまでに掲げる権利に係る同号に掲げる行為に係る業務の種別をいい、適格投資家向け投資運用業を行う場合には、その旨を含む。）

ロ ホ （略）

（保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権）

第十六条 法第二十九条の四第二項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 四 （略）

五 有価証券関連業を行う者が有価証券の引受けに係る業務により所有する株式（当該株式の払込期日（有価証券の売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等の場合にあつては、受渡期日）の翌日（当該者が法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合にあっては、同号に規定する行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得した日から起算して五日（日曜日及び令第十四条の五に規定する休日の日数は、算入しない。）を経過した日）以後に所有するものを除く。）に係る議決権

九 投資運用業を行う場合には、次に掲げる事項

イ 投資運用業の種別（法第二条第八項第十二号イに掲げる契約に係る同号に掲げる行為、同号ロに掲げる契約に係る同号に掲げる行為、同項第十四号に掲げる行為及び同項第十五号イからハまでに掲げる権利に係る同号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。）

ロ ホ （略）

（保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権）

第十六条 法第二十九条の四第二項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 四 （略）

五 有価証券関連業を行う者が有価証券の引受けに係る業務により所有する株式（当該株式の払込期日（有価証券の売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等の場合にあつては、受渡期日）の翌日以後に所有するものを除く。）に係る議決権

六 (略)

(適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者が行う取得勧誘に係る有価証券の譲渡に係る契約の内容)

第十六条の二 令第十五条の十の四に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該取得しようとする者が当該取得勧誘(法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。次号において同じ。)に応じて取得した当該有価証券を適格投資家以外の者に譲渡しないこと。

二 当該取得しようとする者が当該取得勧誘に応じて取得した当該有価証券を譲渡する場合には、その相手方に対し、当該有価証券の売付け勧誘等(法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下この号において同じ。)を行う者と当該売付け勧誘等に応じて当該有価証券の買付けを行う者との間において、当該買付けを行う者とする者が買付けした当該有価証券を適格投資家以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することが買付けの条件とされていることを告知すべきこと。

(特定投資家に準ずる者)

第十六条の三 法第二十九条の五第三項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産(第六十二条第二号イからトまでに掲げるものに限る。以下

六 (略)

(新設)

(新設)

この条において同じ。）の合計額が百億円以上であると見込まれる厚生年金基金及び企業年金基金

二 次に掲げる要件のいずれかに該当する法人（厚生年金基金及び企業年金基金を除き、ロに該当するものにあつては、業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者又は有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員をいう。ロにおいて同じ。）として取引を行う場合に限る。）

イ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該法人が保有する資産の合計額が三億円以上であると見込まれること。

ロ 当該法人が業務執行組合員等であつて、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該組合契約、匿名組合契約又は有限責任事業組合契約に係る出資対象事業により業務執行組合員等として当該法人が保有する資産の合計額が三億円以上であると見込まれること（イに該当する場合を除く。）。

三 次に掲げる要件のいずれかに該当する個人（ロに該当するものにあつては、業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者若しくは有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する者をいう。ロにおいて同じ。）として取引を行う場合に限る。）

イ 次に掲げる全ての要件に該当すること。

(1) 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該個人が保有する資産の合計額が三億円以上であると見込まれること。

(2) 当該個人が金融商品取引業者等に有価証券の取引又はデリバティブ取引を行うための口座を開設した日から起算して一年を経過していること。

ロ 当該個人が業務執行組合員等であつて、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該組合契約、匿名組合契約若しくは有限責任事業組合契約又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係る出資対象事業により業務執行組合員等として当該個人が保有する資産の合計額が三億円以上であると見込まれること（イに該当する場合を除く。）。

（適格投資家から除かれる者）

第十六条の四 法第二十九条の五第四項第三号に規定する内閣府令で定める者は、その発行する法第二条第一項第五号、第九号若しくは第十五号に掲げる有価証券若しくは同項第十七号に掲げる有価証券（同項第五号、第九号又は第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）に表示される権利又は同条第二項第三号若しくは第四号に掲げる権利（その取得の対価の額を超えて財産の給付を受けることがないことを内容とする権利を除く。）を適格投資家以外の者が取得している特別目的会社（第三十三条第二項に規定する特

（新設）

別目的会社をいう。)とする。

(登録申請書の記載事項)

第四十四条 法第三十三条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 使用人のうち次のいずれかに該当する者があるときは、その者の氏名

イ・ロ (略)

(削る)

二〇九 (略)

十 本店等の名称及び所在地

第四十七条 法第三十三条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 登録金融機関業務を担当する役員及び重要な使用人(第四十四条第一号イ又はロのいずれかに該当する使用人をいう。第五十一条第一項第四号において同じ。)の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)

三〇八 (略)

(登録申請書の記載事項)

第四十四条 法第三十三条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 使用人のうち次のいずれかに該当する者があるときは、その者の氏名

イ・ロ (略)

ハ 投資助言・代理業に関し、法第三十三条の三第一項第五号の

営業所又は事務所の業務を統括する者及び部長、次長、課長その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

二〇九 (略)

(新設)

第四十七条 法第三十三条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 登録金融機関業務を担当する役員及び重要な使用人(第四十四条第一号イからハまでのいずれかに該当する使用人をいう。第五十一条第一項第四号において同じ。)の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)

三〇八 (略)

2 (略) (信託受益権等の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則) 第八十四条 その締結しようとする金融商品取引契約が法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券若しくは同項第十七号に掲げる有価証券(同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。)又は同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる権利(以下「信託受益権等」という。)の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。 一 (略) 二 信託財産の管理又は処分の権限を有する者及び権限の内容に関する事項(当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。) 三 十六 (略) 2・3 (略) (出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則) 第八十七条 その締結しようとする金融商品取引契約が法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利(以下「出資対象事業持分」とい	2 (略) (信託受益権等の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則) 第八十四条 その締結しようとする金融商品取引契約が法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券若しくは同項第十七号に掲げる有価証券(同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。)又は同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる権利(以下「信託受益権等」という。)の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。 一 (略) 二 信託財産の管理又は処分の権限を有する者及び権限の内容に関する事項 三 十六 (略) 2・3 (略) (出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則) 第八十七条 その締結しようとする金融商品取引契約が法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利(以下「出資対象事業持分」とい
--	--

う。)の売買その他の取引に係るもの(以下この条において「出資対象事業持分取引契約」という。)である場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十三条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 出資対象事業の運営に関する次に掲げる事項

イゝハ (略)

ニ 出資対象事業の運営を行う者の商号、名称又は氏名(当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。)、役割及び関係業務の内容

ホ 出資対象事業が有価証券に対する投資を行う事業であるものである場合にあつては、次に掲げる者の商号、名称又は氏名(2)に掲げる者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。)、役割及び関係業務の内容

(1)・(2) (略)

へゝリ (略)

三 (略)

2・3 (略)

(投資一任契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項)

第九十六条 その締結しようとする金融商品取引契約が投資一任契約

う。)の売買その他の取引に係るもの(以下この条において「出資対象事業持分取引契約」という。)である場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十三条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 出資対象事業の運営に関する次に掲げる事項

イゝハ (略)

ニ 出資対象事業の運営を行う者の商号、名称又は氏名、役割及び関係業務の内容

ホ 出資対象事業が有価証券に対する投資を行う事業であるものである場合にあつては、次に掲げる者の商号、名称又は氏名、役割及び関係業務の内容

(1)・(2) (略)

へゝリ (略)

三 (略)

2・3 (略)

(投資一任契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項)

第九十六条 その締結しようとする金融商品取引契約が投資一任契約

又は法第二条第八項第十三号に掲げる行為（投資一任契約に係るものに限り。）を行うことを内容とする契約である場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十二条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

三 投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項（権利者のために運用を行う権限の全部又は一部を法第四十二条の三第一項に規定する者に委託（当該委託に係る権限の一部を更に委託するものを含む。）をする場合における当該者の商号又は名称（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び当該委託の概要を含む。）

四 投資一任契約に基づき権利者のために運用を行う者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨

2
（略）

（投資一任契約等に係る契約締結時交付書面の記載事項等）

第一百七条 投資一任契約又は法第二条第八項第十三号に掲げる行為（投資一任契約に係るものに限り。）を行うことを内容とする金融商品取引契約が成立したときに作成する契約締結時交付書面には、第九十九条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

又は法第二条第八項第十三号に掲げる行為（投資一任契約に係るものに限り。）を行うことを内容とする契約である場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十二条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

三 投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項（権利者のために運用を行う権限の全部又は一部を法第四十二条の三第一項に規定する者に委託（当該委託に係る権限の一部を更に委託するものを含む。）をする場合における当該者の商号又は名称及び当該委託の概要を含む。）

（新設）

2
（略）

（投資一任契約等に係る契約締結時交付書面の記載事項等）

第一百七条 投資一任契約又は法第二条第八項第十三号に掲げる行為（投資一任契約に係るものに限り。）を行うことを内容とする金融商品取引契約が成立したときに作成する契約締結時交付書面には、第九十九条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項（投資判断及び投資の実行に係る権限の全部又は一部の委託をする場合における当該委託を受けた者の名称（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び当該委託の範囲を含む。）。 二〇九（略） 十 投資一任契約に基づき権利者のために運用を行う者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨	一 投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項（投資判断及び投資の実行に係る権限の全部又は一部の委託をする場合における当該委託を受けた者の名称及び当該委託の範囲を含む。） 二〇九（略） （新設）
2（略） （禁止行為） 第一百七十七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一〇二十四の四（略） 二十四の五 有価証券（預託を受けていないものに限る。以下この号において同じ。）の売付けの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し当該売付けに係る有価証券の管理の方法の確認をすることなく、金融商品取引所若しくは認可金融商品取引業協会又は金融商品取引所の会員等若しくは認可金融商品取引業協会の会員に対して当該有価証券の売付けが空売りでないことを明らかにする行為（当該売付けが有価証券の取引等の規制に関する内閣府	2（略） （禁止行為） 第一百七十七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一〇二十四の四（略） 二十四の五 有価証券（預託を受けていないものに限る。以下この号において同じ。）の売付けの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し当該売付けに係る有価証券の管理の方法の確認をすることなく、金融商品取引所若しくは認可金融商品取引業協会又は金融商品取引所の会員等若しくは認可金融商品取引業協会の会員に対して当該有価証券の売付けが空売りでないことを明らかにする行為（当該売付けが有価証券の取引等の規制に関する内閣府

令（平成十九年内閣府令第五十九号。第二百二十三条第一項第二十
六号及び第二十七号並びに第五百十八条の三において「取引等規
制府令」という。）第十条各号（第一号から第五号まで及び第十
七号を除く。）又は第十一条各号（第一号から第三号までを除く
。）の取引のいずれかに該当するものである場合には、当該取引
に係る有価証券の管理の方法の確認をすることなく、当該売付け
又は当該売付けの委託の取次ぎを行う行為）

二十五 顧客（特定投資家を除く。）に対して、有価証券に係る次
に掲げる書類（第二百七十五条第一項第十六号において「外国会
社届出書等」という。）が英語により記載される旨の説明を行わ
ず、又はその旨を記載した文書を交付しないで法第二条第八項第
一号から第三号までに掲げる行為（当該受益証券の買付け、当該
受益証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理、及び取引所金融商品
市場又は外国金融商品市場における当該受益証券の売付けに係る
委託の媒介、取次ぎ又は代理を除く。）及び同項第九号に掲げる
行為を行うこと（当該行為の日前一年以内に当該顧客に当該説明
を行い、かつ、当該文書を交付した場合又は金融商品仲介業務の
委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者が当該顧客に
当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合を除く。）。

イ 法第五条第八項（法第二十七条において準用する場合を含む
。）に規定する外国会社届出書
ロ へ （略）
ト 法第二十四条の五第十五項（法第二十七条において準用する

令（平成十九年内閣府令第五十九号。第二百二十三条第一項第二十
六号及び第五百十八条の三において「取引等規制府令」という。
）第十条各号（第一号から第五号まで及び第十七号を除く。）又
は第十一条各号（第一号から第三号までを除く。）の取引のいず
れかに該当するものである場合には、当該取引に係る有価証券の
管理の方法の確認をすることなく、当該売付け又は当該売付けの
委託の取次ぎを行う行為）

二十五 顧客（特定投資家を除く。）に対して、有価証券に係る次
に掲げる書類（第二百七十五条において「外国会社報告書等」と
いう。）が英語により記載される旨の説明を行わず、又はその旨
を記載した文書を交付しないで法第二条第八項第一号から第三号
までに掲げる行為（当該受益証券の買付け、当該受益証券の売付
けの媒介、取次ぎ又は代理、及び取引所金融商品市場又は外国金
融商品市場における当該受益証券の売付けに係る委託の媒介、取
次ぎ又は代理を除く。）及び同項第九号に掲げる行為を行うこと
（当該行為の日前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、
当該文書を交付した場合又は金融商品仲介業務の委託を行う登録
金融機関若しくは金融商品仲介業者が当該顧客に当該説明を行
い、かつ、当該文書を交付した場合を除く。）。

イ ホ （略）
（新設）
（新設）

場合を含む。)に規定する外国会社臨時報告書

チ| イからトまでに掲げる書類の訂正に係る書類であつて英語で記載されたもの

リ| (略)

二十六〇三十 (略)

三十一 委託金融商品取引業者が当該委託金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券(法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。)又は処分する自己株式の引受人となる場合において、これらの有価証券(当該委託金融商品取引業者が同条第六項第三号に掲げるものを行う場合にあっては、同号に規定する新株予約権の行使により取得される有価証券を含む。以下この号において同じ。)に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられることを登録金融機関又はその役員(当該役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)若しくは使用人が知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券に係る同条第十一項第一号に掲げる行為(当該委託金融商品取引業者が引受人となった日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。)(又は同項第三号に掲げる行為を行うこと(第百五十条第四号に規定する旨(同号イに係るものに限る。))を顧客に説明した場合を除く。))。

ヘ| イからホまでに掲げる書類の訂正に係る書類であつて英語で記載されたもの

ト| (略)

二十六〇三十 (略)

三十一 委託金融商品取引業者が当該委託金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券(法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。)又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等をする自己の株式の引受人となる場合において、当該有価証券に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられることを登録金融機関又はその役員(当該役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)若しくは使用人が知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券に係る法第二条第十一項第一号に掲げる行為(当該有価証券の引受けを行った当該委託金融商品取引業者が引受人となった日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。)(又は同項第三号に掲げる行為を行うこと(第百五十条第四号に規定する旨(同号イに係るものに限る。))を顧客に説明した場合を除く。))。

三十二 (略)

三十三 有価証券の引受け(法第二条第六項第三号に掲げるものを行う行為に限る。)を行う場合において、次に掲げる行為を行うこと。

イ 法第二条第六項第三号に規定する新株予約権の行使の勧誘に關して、同号に規定する新株予約権証券を取得した者に対し虚偽のことを告げる行為

ロ 法第二条第六項第三号に規定する新株予約権証券を取得した者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて同号に規定する新株予約権の行使の勧誘をする行為

2
22 (略)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一 十三 (略)

十三の二 金融商品取引業者が適格投資家向け投資運用業を行う場合において、権利者(法第二条第八項第十二号イに掲げる契約の相手方である登録投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人をいう。))の投資主(同法第二条第十六項に規定する投資主をいう。)及び令第十五条の

三十二 (略)

(新設)

2
22 (略)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一 十三 (略)

(新設)

十の二各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）又は
 権利者となろうとする者の属性の確認及び権利者の有価証券の売
 買その他の取引の動向の把握その他の方法により、適格投資家以
 外の者が権利者となることを防止するための必要かつ適切な措置
 を講じていないと認められる状況

十四（二十六）（略）

二十七 令第三十一条に規定する買集め行為であつて、取引等規制
 府令第六十二条に定める基準（同条第二号に係るものに限る。）
 に係るものを行う場合において、次に掲げる措置を講じていない
 と認められる状況

イ 当該買集め行為を行うに際し、その相手方に対して、当該買
 集め行為が当該買集め行為により買い集めた株券等（令第三十
 一条に規定する株券等をいう。ロにおいて同じ。）を当該買集
 め行為後直ちに転売することを目的とするものであることを約
 すること。

ロ 当該買集め行為により買い集めた株券等を当該買集め行為後
 直ちに転売することができない可能性がある場合にあつては、
 当該買集め行為を行った後、直ちに、次に掲げる事項を令第三
 十条に定める公表の措置に準じ公開すること。

(1) 当該買集め行為を行った旨

(2) 当該買集め行為により買い集めた株券等の銘柄

(3) 当該買集め行為により買い集めた株券等に係る議決権の数
 （令第三十一条に規定する議決権の数をいう。）の合計

十四（二十六）（略）

（新設）

(4) 当該買集め行為により買い集めた株券等を当該買集め行為
後直ちに転売することができない可能性がある旨

2
5 (略)

(投資運用業に関する禁止行為)

第三百三十条 法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行
為は、次に掲げる行為とする。

一 八 (略)

九 次に掲げる者が有価証券の引受け等(法第二条第八項第六号か
ら第九号までに掲げる行為をいう。第四百七条第四号、第五百
十三条第一項第十三号及び第五百四十四条第七号において同じ。)

を行っている場合において、当該者に対する当該有価証券の取得
又は買付けの申込み(当該者が法第二条第六項第三号に掲げるも
のを行っている場合にあつては、同号に規定する新株予約権を取
得した者による当該新株予約権の行使)の額が当該者が予定して
いた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該者の要請を受け
て、当該有価証券(当該者が同号に掲げるものを行っている場合
にあつては、当該新株予約権の行使により取得される有価証券)
を取得し、又は買い付けることを内容とした運用を行うこと。

イ・ロ (略)

十・十一 (略)

2
(略)

2
5 (略)

(投資運用業に関する禁止行為)

第三百三十条 法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行
為は、次に掲げる行為とする。

一 八 (略)

九 次に掲げる者が有価証券の引受け等(法第二条第八項第六号か
ら第九号までに掲げる行為をいう。第四百七条第四号、第五百
十三条第一項第十三号及び第五百四十四条第七号において同じ。)

を行っている場合において、当該者に対する当該有価証券の取得
又は買付けの申込みの額が当該者が予定していた額に達しないと
見込まれる状況の下で、当該者の要請を受けて、当該有価証券を
取得し、又は買い付けることを内容とした運用を行うこと。

イ・ロ (略)

十・十一 (略)

2
(略)

(運用権限の委託に関する事項)

第三百三十一条 法第四十二条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 権利者のため運用を行う権限の全部又は一部の委託（当該委託に係る権限の一部を更に委託するものを含む。以下この条において同じ。）をする旨及びその委託先の商号又は名称（当該委託先が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）

二・三 (略)

(二以上の種別の業務を行う場合の禁止行為)

第四百四十七条 法第四十四条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

- 三 有価証券の引受けに係る主幹事会社（元引受契約の締結に際し、当該元引受契約に係る有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う者（以下この号において「引受幹事会社」という。）であつて、当該有価証券の発行価額若しくは当該有価証券の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の価額の総額（当該元引受契約が令第十五条第三号に掲げる契約である場合にあっては、同号に規定する新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を含む。）のうちその引受けに係る部分の金額（以下この号において「引受額」という。）

(運用権限の委託に関する事項)

第三百三十一条 法第四十二条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 権利者のため運用を行う権限の全部又は一部の委託（当該委託に係る権限の一部を更に委託するものを含む。以下この条において同じ。）をする旨及びその委託先の商号又は名称

二・三 (略)

(二以上の種別の業務を行う場合の禁止行為)

第四百四十七条 法第四十四条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

- 三 有価証券の引受けに係る主幹事会社（元引受契約の締結に際し、当該元引受契約に係る有価証券の発行者と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う者（以下この号において「引受幹事会社」という。）であつて、当該有価証券の発行価格の総額のうちその引受けに係る部分の金額（以下この号において「引受額」という。）が他の引受幹事会社の引受額より少ないもの又はその受領する手数料、報酬その他の対価が他の引受幹事会社が受領するものより少ないものをいう。以下この款において同じ。）である場合において、当該有価証券の募集若しくは売出

が他の引受幹事会社の引受額より少ないもの又はその受領する手数料、報酬その他の対価が他の引受幹事会社が受領するものより少なくないものをいう。以下この款において同じ。）である場合において、当該有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の条件に影響を及ぼすために、その行う投資助言業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした運用を行うこと。

四 有価証券の引受け等を行っている場合において、当該有価証券の取得又は買付けの申込み（法第二条第六項第三号に掲げるものを行っている場合にあつては、同号に規定する新株予約権を取得した者による当該新株予約権の行使）の額が当該金融商品取引業者等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、その行う投資助言業務に関して当該有価証券（同号に掲げるものを行っている場合にあつては、当該新株予約権の行使により取得される有価証券。以下この号において同じ。）を取得し、若しくは買付けけることを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して当該有価証券を取得し、若しくは買い付けけることを内容とした運用を行うこと。

（登録金融機関その他業務に係る禁止行為）

第百五十条 法第四十四条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定

し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の条件に影響を及ぼすために、その行う投資助言業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした運用を行うこと。

四 有価証券の引受け等を行っている場合において、当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該金融商品取引業者等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、その行う投資助言業務に関して当該有価証券を取得し、若しくは買い付けけることを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して当該有価証券を取得し、若しくは買い付けけることを内容とした運用を行うこと。

（登録金融機関その他業務に係る禁止行為）

第百五十条 法第四十四条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定

める行為は、次に掲げる行為とする。

一・三 (略)

四 次に掲げる場合において、その旨を顧客に説明することなく行う有価証券(当該有価証券の引受人となる委託金融商品取引業者が法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合にあつては、同号に規定する新株予約権の行使により取得される有価証券を含む。以下この号において同じ。)の売買の媒介(当該委託金融商品取引業者が引受人となった日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。)又は有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い

イ・ロ (略)

五 (略)

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券(第百十七条第一項第三十一号に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。)の引受人となる場合であつて、当該有価証券(当該金融商品取

める行為は、次に掲げる行為とする。

一・三 (略)

四 次に掲げる場合において、その旨を顧客に説明することなく行う有価証券の売買の媒介(当該有価証券の引受けを行った委託金融商品取引業者が引受人となった日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。)又は有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い

イ・ロ (略)

五 (略)

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券(第百十七条第一項第三十一号に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。)の引受人となる場合であつて、当該有価証券に係る手取金が当

引業者が法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合にあっては、同号に規定する新株予約権の行使により取得される有価証券を含む。以下この号において同じ。）に係る手取金が当該債務の弁済に充てられることを知っているときにおける次に掲げる行為
イ・ロ (略)

四 (略)

五 有価証券の引受人となった日から六月を経過する日までの間に
において、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等がその顧客に当該有価証券（当該金融商品取引業者が法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合にあっては、同号に規定する新株予約権を行使することにより取得する有価証券。以下この号において同じ。）の買入代金につき貸付けその他信用の供与をしていることを知りながら、当該金融商品取引業者が当該顧客に当該有価証券を売却すること。

六 有価証券（国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券を除く。）の引受人となった日から六月を経過する日までの間において、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に当該有価証券（当該金融商品取引業者が法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合にあっては、同号に規定する新株予約権を行使することにより取得する有価証券。以下この号において同じ。）を売却すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

イ・ハ (略)

該債務の弁済に充てられることを知っているときにおける次に掲げる行為

イ・ロ (略)

四 (略)

五 有価証券の引受人となった日から六月を経過する日までの間に
において、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等がその顧客に当該有価証券の買入代金につき貸付けその他信用の供与をしていることを知りながら、当該金融商品取引業者が当該顧客に当該有価証券を売却すること。

六 有価証券（国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券を除く。）の引受人となった日から六月を経過する日までの間において、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に当該有価証券を売却すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

イ・ハ (略)

七〇十二 (略)

十三 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が有価証券の引受け等を行っている場合において、当該親法人等又は子法人等に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込み(当該親法人等又は子法人等が法第二条第六項第三号に掲げるものを行っている場合にあっては、同号に規定する新株予約権を取得した者による当該新株予約権の行使)の額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う投資助言業務に關して当該有価証券(当該親法人等又は子法人等が同号に掲げるものを行っている場合)にあっては、当該新株予約権の行使により取得される有価証券。以下この号において同じ。)を取得し、若しくは買い付けることを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に關して当該有価証券を取得し、若しくは買い付けることを内容とした運用を行うこと。

十四 (略)

二〇四 (略)

(登録金融機関の親法人等又は子法人等が關与する行為の制限)
 第一百五十四条 法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等が有価証券の引受人

七〇十二 (略)

十三 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が有価証券の引受け等を行っている場合において、当該親法人等又は子法人等に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う投資助言業務に關して当該有価証券を取得し、若しくは買い付けることを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に關して当該有価証券を取得し、若しくは買い付けることを内容とした運用を行うこと。

十四 (略)

二〇四 (略)

(登録金融機関の親法人等又は子法人等が關与する行為の制限)
 第一百五十四条 法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等が有価証券の引受人

となった日から六月を経過する日までの間において、顧客に当該有価証券（当該親法人等又は子法人等が法第二項第三号に掲げるものを行う場合にあつては、同号に規定する新株予約権を行使することにより取得する有価証券。以下この号において同じ。）の買入代金の貸付けその他信用の供与をすることを約して、当該顧客に対し当該有価証券に係る金融商品仲介業務を行うこと。

四〇六（略）

七 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等有価証券の引受け等を行っている場合において、当該親法人等又は子法人等に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込み（当該親法人等又は子法人等が法第二項第三号に掲げるものを行っている場合にあっては、同号に規定する新株予約権を取得した者による当該新株予約権の行使）の額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う投資助言業務に関して当該有価証券（当該親法人等又は子法人等が同号に掲げるものを行っている場合にあっては、当該新株予約権の行使により取得される有価証券。以下この号において同じ。）を取得し、若しくは買い付けることを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して当該有価証券を取得し、若しくは買い付けることを内容とした運用を行うこと。

八（略）

となった日から六月を経過する日までの間において、顧客に当該有価証券の買入代金の貸付けその他信用の供与をすることを約して、当該顧客に対し当該有価証券に係る金融商品仲介業務を行うこと。

四〇六（略）

七 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等有価証券の引受け等を行っている場合において、当該親法人等又は子法人等に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う投資助言業務に関して当該有価証券を取得し、若しくは買い付けることを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して当該有価証券を取得し、若しくは買い付けることを内容とした運用を行うこと。

八（略）

(適格機関投資家等特例業務に係る届出) 第二百三十六条 (略)	2 (略)	3 第一項の届出書には、登記事項証明書(個人であるときは、住民票の抄本)又はこれに代わる書面を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。
(適格機関投資家等特例業務に係る届出事項) 第二百三十八条 法第六十三條第二項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	一 法第九十四条の六第三項各号に掲げる行為を業として行う場合には、その旨	二 法第六十三條第一項第一号に掲げる行為に係る業務を行う場合には、次に掲げる事項
イ 当該業務に係る出資対象事業持分の名称 ロ 当該業務に係る出資対象事業持分を取得する適格機関投資家(当該適格機関投資家が二名以上あるときは、そのうち少なくとも一名)の商号、名称又は氏名	三 法第六十三條第一項第二号に掲げる行為に係る業務を行う場合には、次に掲げる事項	
(適格機関投資家等特例業務に係る届出) 第二百三十六条 (略)	2 (略)	(新設)
(適格機関投資家等特例業務に係る届出事項) 第二百三十八条 法第六十三條第二項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、法第九十四条の六第三項各号に掲げる行為を業として行う場合には、その旨とする。	(新設)	(新設)
(新設)		

イ 当該業務に係る出資対象事業持分の名称 ロ 当該業務に係る出資対象事業持分を有する適格機関投資家（当該適格機関投資家が二名以上あるときは、そのうち少なくとも一名）の商号、名称又は氏名	（適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出） 第二百三十九条（略）	（適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出） 第二百三十九条（略）
4 第二項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。 一 法第六十三条第二項第一号に掲げる事項について変更があった場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書（個人であるときは、住民票の抄本）又はこれに代わる書面 二 法第六十三条第二項第二号、第三号又は第六号に掲げる事項について変更があった場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面	（金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務に係る届出事項） 第二百四十四条（略）	（金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務に係る届出事項） 第二百四十四条（略）
2 法第六十三条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、第二百三十八条第二号及び第三号に掲げる事項とする。	（新設）	

(金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出)

第二百四十四条の二 法第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条第三項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しを添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

(登録申請書の記載事項)

第二百五十八条 法第六十六条の二第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 本店等の名称及び所在地

(金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為)

第二百七十五条 法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 十 (略)

十一 有価証券の売買の媒介その他の取引若しくは取引所金融商品市場若しくは外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介又は法第二十八条第八項第三号に掲げる取引若しくは法第二

(新設)

(登録申請書の記載事項)

第二百五十八条 法第六十六条の二第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

(新設)

(金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為)

第二百七十五条 法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 十 (略)

十一 有価証券の売買の媒介その他の取引若しくは取引所金融商品市場若しくは外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介又は法第二十八条第八項第三号に掲げる取引若しくは法第二

条第二十一項第五号に掲げる取引（有価証券に係るものに限る。）の委託の媒介につき、顧客に対して当該有価証券の発行者の法第二十七条の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）、これに準ずる株券等（同項に規定する株券等をいう。）の買集め及び法第二十七条の二十二の二第二項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）の実施又は中止の決定（法第六十七條第二項ただし書に規定する基準に該当するものを除く。）に係る公表されていない情報を提供して勧誘する行為

十二（十五）（略）

十六 顧客（特定投資家を除く。）に対して、有価証券に係る外国会社届出書等が英語により記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書を交付しないで買付けの媒介又は取引所金融商品市場若しくは外国金融商品市場における当該受益証券の買付けに係る委託の媒介を行うこと（当該行為の日前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合を除く。）。

十七（二十六）（略）

二十七 委託金融商品取引業者（金融商品仲介業者に金融商品仲介業務の委託を行う第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者をいう。以下この号において同じ。）が当該委託金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券（第百十七條第一項第三十一号に規定する有

条第二十一項第五号に掲げる取引（有価証券に係るものに限る。）の委託の媒介につき、顧客に対して当該有価証券の発行者の法第二十七条の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）、これに準ずる株券等（同項に規定する株券等をいう。）の買集め及び法第二十七条の二十二の二第二項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）の実施又は中止の決定に係る公表されていない情報を提供して勧誘する行為

十二（十五）（略）

十六 顧客（特定投資家を除く。）に対して、有価証券に係る外国会社報告書等が英語により記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書を交付しないで買付けの媒介又は取引所金融商品市場若しくは外国金融商品市場における当該受益証券の買付けに係る委託の媒介を行うこと（当該行為の日前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合を除く。）。

十七（二十六）（略）

二十七 委託金融商品取引業者（金融商品仲介業者に金融商品仲介業務の委託を行う第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者をいう。以下この号において同じ。）が当該委託金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券（第百十七條第一項第三十一号に規定する有

価証券をいう。)又は処分する自己株式の引受人となる場合において、これらの有価証券(当該委託金融商品取引業者が法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合にあっては、同号に規定する新株予約権の行使により取得される有価証券を含む。以下この号において同じ。)に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられることを当該金融商品仲介業者が知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券に係る同条第十一項第一号に掲げる行為(当該委託金融商品取引業者が引受人となった日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。)又は同項第三号に掲げる行為を行うこと。	価証券をいう。)又は売出しをする自己の株式の引受人となる場合において、当該有価証券に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられることを当該金融商品仲介業者が知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券に係る法第二条第十一項第一号に掲げる行為(当該有価証券の引受けを行った当該委託金融商品取引業者が引受人となった日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。)又は同項第三号に掲げる行為を行うこと。
2・3 (略)	2・3 (略)
(定義)	(定義)
第二百九十五条 (略)	第二百九十五条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	3 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 (略)	一 (略)
イ〜ヘ (略)	イ〜ヘ (略)
ト 当該有価証券等であつて、イ(1)又はハ(1)の特別目的法人と一の者との間で特定融資枠契約に関する法律(平成十一年法律第四号)第二条第一項に規定する特定融資枠契約(これに類する外国の法令に基づく契約を含む。)が締結されており、当該特	ト 当該有価証券等であつて、イ(1)又はハ(1)の特別目的法人と一の者との間で特定融資枠契約に関する法律(平成十一年法律第四号)第二条に規定する特定融資枠契約(これに類する外国の法令に基づく契約を含む。)が締結されており、当該特別目的

別目的法人が当該有価証券等に関する債務の履行に充てるため当該契約に基づき消費貸借を成立させる権利を有しているもの（当該者の信用状態が当該有価証券等の信用状態と実質的に同一であると認められる場合に限る。） チ（略） 二〇十（略）	法人が当該有価証券等に関する債務の履行に充てるため当該契約に基づき消費貸借を成立させる権利を有しているもの（当該者の信用状態が当該有価証券等の信用状態と実質的に同一であると認められる場合に限る。） チ（略） 二〇十（略）
--	---

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）（第九条関係）

（別紙3－2）

改正案				現行			
別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二条第一項関係） （日本工業規格A4） （略） （第2面）				別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二条第一項関係） （日本工業規格A4） （略） （第2面）			
＊ 登 録 番 号		財務(支)局長(金商)第 号(年 月 日)		＊ 登 録 番 号		財務(支)局長(金商)第 号(年 月 日)	
＊ 金 融 商 品 取 引 法 第 30 条 第 1 項 の 認 可		認 可 の 有 無 認 可 年 月 日		＊ 金 融 商 品 取 引 法 第 30 条 第 1 項 の 認 可		認 可 の 有 無 認 可 年 月 日	
1 法 人 ・ 個 人 の 別		法 人 個 人		1 法 人 ・ 個 人 の 別		法 人 個 人	
2 (ふ り が な) 商 号 又 は 名 称				2 (ふ り が な) 商 号 又 は 名 称			
3 (ふ り が な) 氏 名				3 (ふ り が な) 氏 名			
4 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額（第一種金融商品取引業を行おうとする外国法人にあっては、資本金の額又は出資の総額及び持込資本金の額）		別添1のとおり		4 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額（第一種金融商品取引業を行おうとする外国法人にあっては、資本金の額又は出資の総額及び持込資本金の額）		別添1のとおり	
5 法人であるときは、役員（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称		別添2のとおり		5 法人であるときは、役員（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称		別添2のとおり	
6 金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人（第6条第1項に規定する者を含む。）の氏名		別添3のとおり		6 金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人（第6条第1項に規定する者を含む。）の氏名		別添3のとおり	
7 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人（第6条第2項に規定する者を含む。）の氏名		別添4のとおり		7 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人（第6条第2項に規定する者を含む。）の氏名		別添4のとおり	
8 業 務 の 種 別		別添5のとおり		8 投資助言・代理業に関し、法第29条の2第1項第6号の営業所又は事務所の業務を統括する使用人（第6条第1項に規定する者を含む。）の氏名		別添5のとおり	
9 他に行っている事業の種類		別添7のとおり		9 業 務 の 種 別		別添6のとおり	

改正案		現行	
11 手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称 (手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称) (加入する金融商品取引業協会の名称) (対象事業者となる認定投資者保護団体の名称)		10 本店その他の営業所又は事務所 (外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所) の名称及び所在地 別添7のとおり	
12 会員等となる金融商品取引所の名称又は商号		11 他に行っている事業の種類 別添8のとおり	
13 第7条第3号イ及び第4号から第9号までに掲げる事項		12 手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称	
14 第一種金融商品取引業を行う場合には、加入する投資者保護基金の名称		13 会員等となる金融商品取引所の名称又は商号	
(注意事項) 1～3 (略) (削る)		14 第7条第3号イ及び第4号から第9号までに掲げる事項 別添9のとおり	
(注意事項) 1～3 (略) (削る)		15 第一種金融商品取引業を行う場合には、加入する投資者保護基金の名称	
(別添5：業務の種別) (略) (第7面)		(別添5：投資助言・代理業に関し、法第29条の2第1項第6号の営業所又は事務所の業務を統括する使用人の氏名) 商号、名称又は氏名 () 年 月 日現在) (ふりがな) 氏 名 役 職 名 (別添6：業務の種別) (略) (第8面)	
(注意事項) 1・2 (略) 3 「10 投資運用業」について、適格投資家向け投資運用業を行う場合には、「10 投資運用業 (適格投資家向け投資運用業)」と記載すること。		(注意事項) 1・2 (略) (新設)	

改正案	現行
(第8面) <u>別添6</u>：本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地 (略)	(第9面) <u>別添7</u>：本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地 (略)
(注意事項) <u>1</u> 本店等を最初に（外国法人にあっては、本店を最初に、本店等をその次に）記載すること。 <u>2</u> その他の営業所又は事務所のうち、無人の営業所又は事務所については、<u>別添6-2</u>に記載すること。	(注意事項) <u>その他の営業所又は事務所のうち、無人の営業所又は事務所については、別添7-2に記載すること。</u>
<u>別添6-2</u>：その他の営業所又は事務所のうち、無人の営業所又は事務所の状況 (略) (第9面)	<u>別添7-2</u>：その他の営業所又は事務所のうち、無人の営業所又は事務所の状況 (略) (第10面)
<u>別添7</u>：他に行っている事業の種類 (略) (第10面)	<u>別添8</u>：他に行っている事業の種類 (略) (第11面)
<u>別添8</u>：第7条第3号イ及び第4号から第9号までに掲げる事項 (略) (第11面)	<u>別添9</u>：第7条第3号イ及び第4号から第9号までに掲げる事項 (略) (第12面)

改正案			現行		
別紙様式第九号（第四十三条、第五十一条第一項関係） （日本工業規格A4） （略） （第2面）			別紙様式第九号（第四十三条、第五十一条第一項関係） （日本工業規格A4） （略） （第2面）		
＊ 登 録 番 号 （ふ り が な）	財務（支）局長（登金）第 号（ 年 月 日）		＊ 登 録 番 号 （ふりがな）	財務（支）局長（登金）第 号（ 年 月 日）	
1 商 号 又 は 名 称			1 商 号 又 は 名 称		
2 資本金の額、基金の総額又は 出資の総額		別添1のとおり	2 資本金の額、基金の総額又は 出資の総額		別添1のとおり
3 役員（外国法人にあつては、 国内における代表者を含む。）の氏名又は名称		別添2のとおり	3 役員（外国法人にあつては、 国内における代表者を含む。）の氏名又は名称		別添2のとおり
4 会計参与設置会社にあつて は、会計参与の氏名又は名称		別添3のとおり	4 会計参与設置会社にあつて は、会計参与の氏名又は名称		別添3のとおり
5 本店その他の営業所又は事 務所（外国法人にあつては、 本店及び国内における本店 等その他の営業所又は事務 所）の名称及び所在地		別添4のとおり	5 本店その他の営業所又は事 務所（外国法人にあつては、 本店及び国内における本店 等その他の営業所又は事務 所）の名称及び所在地		別添4のとおり
6 他に行っている事業の種類		別添5のとおり	6 他に行っている事業の種類		別添5のとおり
7 登録金融機関業務に関し、法 令等を遵守させるための指 導に関する業務を統括する 使用人及びその者の権限を 代行し得る地位にある使用 人の氏名		別添6のとおり	7 登録金融機関業務に関し、法 令等を遵守させるための指 導に関する業務を統括する 使用人及びその者の権限を 代行し得る地位にある使用 人の氏名		別添6のとおり
8 投資助言業務又は投資運用 業に関し、助言又は運用を行 う部門を統括する使用人及 び金融商品の価値等の分析 に基づく投資判断を行う使 用人の氏名		別添7のとおり	8 投資助言業務又は投資運用 業に関し、助言又は運用を行 う部門を統括する使用人及 び金融商品の価値等の分析 に基づく投資判断を行う使 用人の氏名		別添7のとおり

改正案		現行	
9	手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の 指定紛争解決機関の商号 又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象 事業者となる認定投資者保 護団体の名称	(手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の 商号又は名称)	
		(加入する金融商品取引業協会の名称)	
		(対象事業者となる認定投資者保護団体の名称)	
10	会員等となる金融商品取引 所の名称又は商号		
11	金融商品仲介業務を行う場 合の委託金融商品取引業者 の商号		
12	第44条第4号及び第6号か ら第9号までに掲げる事項	別添8のとおり	
(注意事項) 「*登録番号」欄には、記載しないこと。(第6面)			
(別添4：本店その他の営業所又は事務所 (外国法人)にあつては、本店及び国内における本店 等その他の営業所又は事務所) の名称及び所在地 (略)			
(注意事項) 1 本店等を最初に (外国法人)にあつては、本店を最初に、本店等をその次に) 記載するこ と。 2・3 (略) (略) (略)			
(別添4：投資助言・代理業に関し、法第33条の3第1項第5号の営業所又は事務所の業務を 統括する使用人及びその者の権限を代行し得る地位にある使用人の氏名) 商 号 又 は 名 称 (年 月 日現在)			
(ふ り が な) 氏 名 役 職 名			

改正案	現行	
(別添 8 : 第44条第 4 号及び第 6 号から第 9 号までに掲げる事項) (略)	(第11面) (別添 9 : 第44条第 4 号及び第 6 号から第 9 号までに掲げる事項) (略) (第12面)	

改正案		現行
別紙様式第十号（第七十一条第一号関係）	別紙様式第十号（第七十一条第一号関係）	
(略)	(略)	
(注意事項)	(注意事項)	
1 (略)	1 (略)	
2 「投資運用業」について、適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第29条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、「適格投資家向け投資運用業」と表示すること。	2 (新設)	
3 (略)	2 (略)	

改正案		現行
別紙様式第十二号（第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係） （日本工業規格 A 4）		別紙様式第十二号（第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係） （日本工業規格 A 4）
第 期 事業報告書 [年 月 日から 年 月 日まで] (略)		第 期 事業報告書 [年 月 日から 年 月 日まで] (略)
1 業務の状況 (1)～(9) (略)		1 業務の状況 (1)～(9) (略)
(10) 業務の状況 当期における第一種金融商品取引業の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。 ①～⑤ (略)		(10) 業務の状況 当期における第一種金融商品取引業の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。 ①～⑤ (略)
⑥ 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況 (略)		⑥ 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況 (略)
(注意事項) 1 (略)		(注意事項) 1 (略)
2 「引受高」の欄には、引受責任を有するもの（残額引受けの場合には、有価証券の募集、売出し若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る部分を含む、法第2条第6項第3号に定める契約に基づく引受けの場合には、引受けの対象となる新株予約権証券（同号に規定する新株予約権証券をいう。以下この2において同じ。）の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権（同号に規定する新株予約権をいう。）の行使により取得する有価証券の数及び取得価額とする。）を記載すること。		2 「引受高」の欄には、引受責任を有するもの（残額引受けの場合には、有価証券の募集、売出し若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る部分を含む。）を記載すること。
3・4 (略)		3・4 (略)
⑦ (略)		⑦ (略)
(11) (略)		(11) (略)
(12) 分別管理の状況 ① (略)		(12) 分別管理の状況 ① (略)
② 有価証券の分別管理の状況 (略)		② 有価証券の分別管理の状況 (略)
(注意事項) 1 当期末現在における法第43条の2第1項の規定により自己の固有財産と分別して管理している有価証券及び社債、株式等の振替に関する法律第2条第4項に規定する口座管理機関として振替口座簿により自己固有財産と分別して口座管理している有価証券について記載すること。 2～4 (略)		(注意事項) 1 当期末現在における法第43条の2第1項の規定により自己の固有財産と分別して管理している有価証券及び社債等の振替に関する法律第2条第4項に定める口座管理機関として振替口座簿により自己固有財産と分別して口座管理している有価証券について記載すること。 2～4 (略)
③ 有価証券の分別管理の状況（管理場所別） (略)		③ 有価証券の分別管理の状況（管理場所別） (略)
(注意事項)		(注意事項)

改正案							現行																			
1 当期末現在における法第43条の2第1項の規定により自己の固有財産と分別して管理している有価証券及び<u>社債</u>、株式等の振替に関する法律第2条第4項に規定する口座管理機関として振替口座簿により自己の固有財産と分別して口座管理している有価証券について、管理場所及び管理方法ごとに記載すること。 2 (略) 3 「管理方法」の欄には、混蔵して管理している場合には混蔵管理と、<u>社債</u>、株式等の振替に関する法律第2条第4項に規定する口座管理機関として口座管理している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純管理と記載すること。 4～6 (略) (13)～(22) (略) (22) 適格投資家向け投資運用業等の状況 ① 運用財産の状況 <table><tr><td rowspan="2">全ての運用財産の総額</td><td>うち法第2条第8項第12号イに掲げる契約に基づく行為に係るもの</td><td>うち法第2条第8項第12号ロに掲げる契約に基づく行為に係るもの</td><td>うち法第2条第8項第14号に掲げる行為に係るもの</td><td>うち法第2条第8項第15号に掲げる行為に係るもの</td><td>うち法第63条第1項第2号に掲げる行為に係るもの</td><td>うち附則第48条第1項に規定する業務に係るもの</td></tr><tr><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td></tr></table> (注意事項) 1 「うち法第2条第8項第15号に掲げる行為に係るもの」欄の金額は、「うち法第63条第1項第2号に掲げる行為に係るもの」及び「うち附則第48条第1項に規定する業務に係るもの」に該当するものを除く。 2 「うち附則第48条第1項に規定する業務に係るもの」欄には、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第48条第1項に規定する業務に係る運用財産の総額を記載すること。 3 表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。 ② 顧客の状況 <table><tr><th>顧客</th><th>顧客数</th></tr><tr><td>特定投資家</td><td>名</td></tr><tr><td>第16条の3各号に掲げる特定投資家に準ずる者</td><td></td></tr></table>							全ての運用財産の総額	うち法第2条第8項第12号イに掲げる契約に基づく行為に係るもの	うち法第2条第8項第12号ロに掲げる契約に基づく行為に係るもの	うち法第2条第8項第14号に掲げる行為に係るもの	うち法第2条第8項第15号に掲げる行為に係るもの	うち法第63条第1項第2号に掲げる行為に係るもの	うち附則第48条第1項に規定する業務に係るもの	千円	千円	千円	千円	千円	千円	顧客	顧客数	特定投資家	名	第16条の3各号に掲げる特定投資家に準ずる者		1 当期末現在における法第43条の2第1項の規定により自己の固有財産と分別して管理している有価証券及び<u>社債</u>等の振替に関する法律第2条第4項に定める口座管理機関として振替口座簿により自己の固有財産と分別して口座管理している有価証券について、管理場所及び管理方法ごとに記載すること。 2 (略) 3 「管理方法」の欄には、混蔵して管理している場合には混蔵管理と、<u>社債</u>等の振替に関する法律第2条第4項に定める口座管理機関として口座管理している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純管理と記載すること。 4～6 (略) (13)～(22) (略) (新設)
全ての運用財産の総額	うち法第2条第8項第12号イに掲げる契約に基づく行為に係るもの	うち法第2条第8項第12号ロに掲げる契約に基づく行為に係るもの	うち法第2条第8項第14号に掲げる行為に係るもの	うち法第2条第8項第15号に掲げる行為に係るもの	うち法第63条第1項第2号に掲げる行為に係るもの	うち附則第48条第1項に規定する業務に係るもの																				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円																				
顧客	顧客数																									
特定投資家	名																									
第16条の3各号に掲げる特定投資家に準ずる者																										

改正案		現行	
令第15条の10の5各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者			
合 計			
(注意事項)			
① 本表においては、法第63条第1項第2号に掲げる行為及び証券取引法等の一部を改正する法律附則第48条に規定する業務に係る顧客を含めないこと。			
② 「顧客数」欄には、期末における人数を記載すること。			
③ 法第29条の5第2項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務の状況			
顧客	契約件数	顧客数	私募の取扱い
特定投資家	件	名	百万円
第16条の3各号に掲げる特定投資家に進ずる者			
令第15条の10の5各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者			
(注意事項)			
① 「契約件数」及び「顧客数」欄には、当期中の数を記載すること。			
② 「私募の取扱い」欄には、当期中の私募の取扱い金額を記載すること。			
③ 表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。			
④・⑤ (略)			
② 経理の状況 (記載要領)			
①～⑥ (略)			
⑦ 第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）を行う金融商品取引業者は、次の各号に定める事項を記載した書面を添付すること。			
①～④ (略)			
⑤ 有価証券に関する注記 財務諸表等規則第8条の7（第4項を除く。）の規定に準じて記載する。			
⑥ デリバティブ取引に関する注記 財務諸表等規則第8条の8（第1項ただし書及び第1号を除く。）の規定に準じて記載する。			
⑦ (略)			
(以下略)			

改正案		現行
別紙様式第十六号（第百八十七条関係）		別紙様式第十六号（第百八十七条関係）
(日本工業規格 A 4) 事業報告書 〔年 月 日から年 月 日まで〕 (略)		(日本工業規格 A 4) 事業報告書 〔年 月 日から年 月 日まで〕 (略)
1 ～ 8 （略）		1 ～ 8 （略）
9 登録金融機関業務の状況		9 登録金融機関業務の状況
(1) 有価証券の売買の状況		(1) 有価証券の売買の状況
(略)		(略)
(単位：百万円)		(単位：百万円)
(注意事項)		(注意事項)
1 (略)		1 (略)
2 「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（法第2条第1項第3号に掲げる有価証券で政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債及び農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債に限る。）及び社債券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに <u>社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債及びこれに類するものとして令第15条の17第1項に規定するものに限る。</u> ）に係るものを、「 <u>受益証券</u> 」の欄には法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券に係るものを、「 <u>コーポレート・ペーパー</u> 」の欄には同項第15号に掲げる有価証券に係るもの（発行の日から償還の日までの期間が1年未満のものに限る。）を記載し、同項第17号に掲げる有価証券のうち令第15条の17第3項に規定するものに係るものはこれらに準じて記載すること（(5)において同じ。）。		2 「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（法第2条第1項第3号に掲げる有価証券で政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債及び農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債に限る。）及び社債券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに <u>社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債及びこれに類するものとして令第15条の17第1項に規定するものに限る。</u> ）に係るものを、「 <u>受益証券</u> 」の欄には法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券に係るものを、「 <u>コーポレート・ペーパー</u> 」の欄には同項第15号に掲げる有価証券に係るもの（発行の日から償還の日までの期間が1年未満のものに限る。）を記載し、同項第17号に掲げる有価証券のうち令第15条の17第3項に規定するものに係るものはこれらに準じて記載すること（(5)において同じ。）。
3 (略)		3 (略)
(2)～(9) (略)		(2)～(9) (略)
(10) 保護預り等有価証券の分別管理の状況		(10) 保護預り等有価証券の分別管理の状況
(略)		(略)
(注意事項)		(注意事項)
1 当期末現在における法第43条の2第1項の規定により自己の固有財産と分別して管理している有価証券及び <u>社債、株式等の振替に関する法律第2条第4項に規定する口座管理機関として口座管理している有価証券</u> について、管理場所及び管理方法ごとに記載すること。		1 当期末現在における法第43条の2第1項の規定により自己の固有財産と分別して管理している有価証券及び <u>社債等の振替に関する法律第2条第4項に定める口座管理機関として口座管理している有価証券</u> について、管理場所及び管理方法ごとに記載すること。
2 (略)		2 (略)
3 「管理方法」の欄には、 <u>混蔵して管理している場合には混蔵管理と、社債、株式等の振替に関する法律第2条第4項に規定する口座管理機関として口座管理している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純管理と記載すること。</u>		3 「管理方法」の欄には、 <u>混蔵して管理している場合には混蔵管理と、社債等の振替に関する法律第2条第4項に定める口座管理機関として口座管理している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純管理と記載すること。</u>
4 ～ 6 (略)		4 ～ 6 (略)
(11)～(19) (略)		(11)～(19) (略)

改正案		現行
別紙様式第十七号（第百八十八条第二号関係）		別紙様式第十七号（第百八十八条第二号関係）
業務又は財産の状況に関する報告書 （日本工業規格 A 4） （ 年 月） （略）		業務又は財産の状況に関する報告書 （日本工業規格 A 4） （ 年 月） （略）
1 登録金融機関業務の状況 月中における登録金融機関業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。 (1) 有価証券の売買の状況 （単位：百万円） （略）		1 登録金融機関業務の状況 月中における登録金融機関業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。 (1) 有価証券の売買の状況 （単位：百万円） （略）
(注意事項) 1 (略) 2 「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（法第2条第1項第3号に掲げる有価証券で政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債及び農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債に限る。）及び社債券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債及びこれに類するものとして令第15条の17第1項に規定するものに限る。）に係るものを、「受益証券」の欄には法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券に係るものを、「コーポレート・ペーパー」の欄には同項第15号に掲げる有価証券に係るもの（発行の日から償還の日までの期間が1年未満のものに限る。）を記載し、同項第17号に掲げる有価証券のうち令第15条の17第3項に規定するものに係るものはこれらに準じて記載すること（(5)において同じ。）。		(注意事項) 1 (略) 2 「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（法第2条第1項第3号に掲げる有価証券で政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債及び農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債に限る。）及び社債券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債及びこれに類するものとして令第15条の17第1項に規定するものに限る。）に係るものを、「受益証券」の欄には法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券に係るものを、「コーポレート・ペーパー」の欄には同項第15号に掲げる有価証券に係るもの（発行の日から償還の日までの期間が1年未満のものに限る。）を記載し、同項第17号に掲げる有価証券のうち令第15条の17第3項に規定するものに係るものはこれらに準じて記載すること（(5)において同じ。）。
3 (略) (2)～(7) (略) 2～5 (略)		3 (略) (2)～(7) (略) 2～5 (略)

改正案		現行
別紙様式第十七号の五 (第二百八条の二十三第一項関係) (日本工業規格 A 4)		別紙様式第十七号の五 (第二百八条の二十三第一項関係) (日本工業規格 A 4)
第 期 事業報告書 [年 年 月 月 日から 日まで] (略)		第 期 事業報告書 [年 年 月 月 日から 日まで] (略)
1 業務の状況 (1)～(5) (略)		1 業務の状況 (1)～(5) (略)
(6) 連結自己資本規制比率の状況 (略)		(6) 連結自己資本規制比率の状況 (略)
(様式 B) (略)		(様式 B) (略)
(注意事項) 1 ～ 4 (略)		(注意事項) 1 ～ 4 (略) (新設)
5 適用 (連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する適用をいう。)又は修正再表示 (同条第45号に規定する修正再表示をいう。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度 (同令第1条の2第1項第2号に規定する前連結会計年度をいう。)に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。		
2 (略)		2 (略)

改正案	現行									
別紙様式第二十号 (第二百三十六条、第二百三十九条関係) (日本工業規格A4) (第1面) 適格機関投資家等特例業務に関する届出書 (略)	別紙様式第二十号 (第二百三十六条、第二百三十九条関係) (日本工業規格A4) (第1面) 適格機関投資家等特例業務に関する届出書 (略)									
(別添7：第238条に定める事項) 商号、名称又は氏名 (第8面)	(別添7：第238条に定める事項) 商号、名称又は氏名 (第8面)									
(第 年 月 日現在) 第 238 条 第 1 号 に 掲 げ る 事 項	(第 年 月 日現在) 第 238 条 に 定 め る 事 項									
(注意事項) 法第194条の6第3項各号に掲げる行為を業として行う場合は、その旨を記載すること。	法第 194 条 の 6 第 3 項 各 号 に 掲 げ る 行 為 を 業 と し て 行 う 場 合 は そ の 旨 を 記 載 す る こ と 。									
<table> <tr> <td></td><td>イ 出資対象事業持分の名称</td><td>ロ 適格機関投資家の商号、名称又は氏名</td></tr> <tr> <td>第238条第2号に掲げる事項</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第238条第3号に掲げる事項</td><td></td><td></td></tr> </table>		イ 出資対象事業持分の名称	ロ 適格機関投資家の商号、名称又は氏名	第238条第2号に掲げる事項			第238条第3号に掲げる事項			
	イ 出資対象事業持分の名称	ロ 適格機関投資家の商号、名称又は氏名								
第238条第2号に掲げる事項										
第238条第3号に掲げる事項										
(注意事項) 未定の場合には、その旨を記載すること。										

改正案		現行	
別紙様式第二十一号（第二百四十四条、第二百四十四条の二関係） （日本工業規格A4） 金融商品取引業者等が行う適格機関投資家等特別業務に関する届出書 年 月 日 金融庁長官 財務（支）局長 殿 届出者 登録番号 財務（支）局長 第 号 住所又は所在地 商 号 又は名称 氏 名 （法人にあつては、代表者の役職氏名） 印 金融商品取引法第63条の3第1項の規定により、以下のとおり届け出ます。 1 業務の種別 業 務 の 種 別 1 法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務 2 法第63条第1項第2号に掲げる行為に係る業務 （注意事項） 行おうとする業務の番号を○で囲むこと。 2 第244条第2項に定める事項 1 出資対象事業持分の名称 ロ 適格機関投資家の 商号、名称又は氏名 第238条第2号に掲げ る事項 第238条第3号に掲げ る事項 （注意事項） 未定の場合には、その旨を記載すること。		別紙様式第二十一号（第二百四十四条関係） （日本工業規格A4） 金融商品取引業者等が行う適格機関投資家等特別業務に関する届出書 年 月 日 財務（支）局長 殿 届出者 登録番号 財務（支）局長 第 号 住所又は所在地 商 号 又は名称 氏 名 （法人にあつては、代表者の役職氏名） 印 金融商品取引法第63条の3第1項の規定により、以下のとおり届け出ます。 業 務 の 種 別 1 法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務 2 法第63条第1項第2号に掲げる行為に係る業務 （注意事項） 行おうとする業務の番号を○で囲むこと。	

○ 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）（第十条関係）

改正案	現行
（価格未決定期間） 第十五条の五 令第二十六条の六第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める期間は、有価証券の募集又は売出し（当該有価証券の発行価格又は売出価格の決定前にこれらをする場合に限る。）について法第五条第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書又は法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書が法第二十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により公衆の縦覧に供された日のうち最も早い日の翌日から当該有価証券の発行価格又は売出価格を決定したことに係る法第七条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による当該届出書の訂正届出書又は法第二十四条の五第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第七条第一項の規定による当該臨時報告書の訂正報告書が法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供された時のうち最も早い時までの間とする。 （取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議	（価格未決定期間） 第十五条の五 令第二十六条の六第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める期間は、有価証券の募集又は売出し（当該有価証券の発行価格又は売出価格の決定前にこれらをする場合に限る。）について法第五条第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書又は法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書が法第二十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により公衆の縦覧に供された日のうち最も早い日の翌日から当該有価証券の発行価格又は売出価格を決定したことに係る法第七条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による当該届出書の訂正届出書又は法第二十四条の五第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第七条の規定による当該臨時報告書の訂正報告書が法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供された時のうち最も早い時までの間とする。 （取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議

決権から除く議決権

第二十四条 法第六十三条第一項に規定する取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株式に係る議決権とする。

一 (略)

二 有価証券関連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。第六十二条第二号において同じ。）を行う者が有価証券の引受け（法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を行う業務により取得した株式

三 (略)

（上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第四十九条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一 (略)

二 法第六十六条第二項第一号ホに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 株式無償割当てを行う場合にあつては、当該株式無償割当てにより一株に対し割り当てる株式の数の割合が〇・一未満であ

決権から除く議決権

第二十四条 法第六十三条第一項に規定する取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株式に係る議決権とする。

一 (略)

二 有価証券関連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。）を行う者が有価証券の引受け（法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を行う業務により取得した株式

三 (略)

（上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第四十九条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一 (略)

二 法第六十六条第二項第一号ホに掲げる事項 株式無償割当てにより一株に対し割り当てる株式の数の割合が〇・一未満であること。

（新設）

ること。

ロ 新株予約権無償割当てを行う場合にあっては、当該新株予約権無償割当てにより割り当てる新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額が一億円（外国通貨をもって表示される新株予約権証券に係る新株予約権を割り当てる場合にあっては一億円に相当する額）未満であると見込まれ、かつ、当該新株予約権無償割当てにより一株に対し割り当てる新株予約権の目的である株式の数の割合が〇・一未満であること。

三〇十四 (略)

(重要事実に係る規制の適用除外)

第五十九条 法第百六十六条第六項第八号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十二 (略)

十三 業務等に関する重要事実を知る前に法第百六十六条第四項に定める公表の措置に準じ公開され、又は公衆の縦覧に供された新株予約権無償割当て（新株予約権の内容として発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該新株予約権に係る新株予約権証

(新設)

三〇十四 (略)

(重要事実に係る規制の適用除外)

第五十九条 法第百六十六条第六項第八号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十二 (略)

(新設)

券の取得をする旨の定めを設けるものに限る。)に係る計画(当該発行者と法第二十八条第七項第三号に規定する契約を締結した金融商品取引業者に当該取得をした新株予約権証券の売付けをするものに限る。)に基づき当該発行者が次に掲げる行為を行う場合	イ 当該計画で定められた当該取得をすべき期日又は当該計画で定められた当該取得をすべき期限の十日前から当該期限までの間において当該取得をすること。	ロ 当該計画で定められた当該売付けをすべき期日又は当該計画で定められた当該売付けをすべき期限の十日前から当該期限までの間において当該売付けをすること。	2 4 (略)	(公開買付け等事実に係る軽微基準) 第六十二条 法第六十七条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準は、公開買付け等事実(同条第三項に規定する公開買付け等事実をいう。次条第一項において同じ。)のうち令第三十一条に規定する買集め行為に係るものであつて、次の各号のいずれかに該当することとする。	一 当該買集め行為により各年において買い集める株券等(令第三
--	---	--	------------------------	---	---------------------------------------

			2 4 (略)	(公開買付け等事実に係る軽微基準) 第六十二条 法第六十七条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準は、公開買付け等事実(同条第三項に規定する公開買付け等事実をいう。次条第一項において同じ。)のうち令第三十一条に規定する買集め行為に係るものであつて、当該買集め行為により各年において買い集める株券等(同条に規定する株券等をいう。)の数が当該株券等の発行者である会社の総株主等の議決権の百分の二・五未満であるものに係ることとする。	(新設)
--	--	--	------------------------	--	-------------

十一 一条に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）の数が当該株券等の発行者である会社の総株主等の議決権の百分の二・五未満であるものに係ること。

二 有価証券関連業を行う金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた者に限る。）が有価証券の流通の円滑を図るために顧客を相手方として行うものであって、当該買集め行為により買い集めた株券等を当該買集め行為後直ちに転売することとするものに係ること。

（公開買付け等に係る規制の適用除外）

第六十三条 法第六十七条第五項第八号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 十二 （略）

十三 公開買付け等事実を知る前に法第六十七条第四項に定める公表の措置に準じ公開され、又は公衆の縦覧に供された新株予約権無償割当て（新株予約権の内容として発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該新株予約権に係る新株予約権証券の取

（新設）

（公開買付け等に係る規制の適用除外）

第六十三条 法第六十七条第五項第八号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 十二 （略）

（新設）

得をする旨の定めを設けるものに限る。）に係る計画（当該発行者と法第二十八条第七項第三号に規定する契約を締結した金融商品取引業者に当該取得をした新株予約権証券の売付けをするものに限る。）に基づき当該発行者が次に掲げる行為を行う場合 イ 当該計画で定められた当該取得をすべき期日又は当該計画で定められた当該取得をすべき期限の十日前から当該期限までの間において当該取得をすること。 ロ 当該計画で定められた当該売付けをすべき期日又は当該計画で定められた当該売付けをすべき期限の十日前から当該期限までの間において当該売付けをすること。 2 ↳ 4 (略)	2 ↳ 4 (略)
---	------------------------------

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）（第十一条関係）

改正案	現行
（適用の一般原則） 第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）又は同条第六項（これらの規定のうち法第二十四条の二第一項において準用する場合及びこの規則を適用することが適当なものとして金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（これらの財務書類に相当するものであつて、指定法人の作成するもの及び第二条の二に規定する特定信託財産について作成するものを含む。以下同じ。）並びに附属明細表又は第二百二十七条第二項の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において当該指定国際会計基準により作成が求められる貸借対照表、損益計算書、株主資本等	（適用の一般原則） 第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）又は同条第六項（これらの規定のうち法第二十四条の二第一項において準用する場合及びこの規則を適用することが適当なものとして金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（これらの財務書類に相当するものであつて、指定法人の作成するもの及び第二条の二に規定する特定信託財産について作成するものを含む。以下同じ。）並びに附属明細表又は第二百二十七条第二項の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において当該指定国際会計基準により作成が求められる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変

2 ～ 4 (略)	本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、第一条の三を除き、この章から第七章までの定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。
2 ～ 4 (略)	動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、第一条の三を除き、この章から第七章までの定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）（第十一条関係）

改正案	現行
（適用の一般原則） 第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、<u>第七条第一項</u>、<u>第九条第一項</u>、<u>第十条第一項</u>又は<u>第二十四条第一項</u>若しくは<u>第三項</u>（これらの規定のうち第二十四条の二第二項において準用し、及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表又は第九十三条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において当該指定国際会計基準により作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、財務諸表等規則第一条の三の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、こ	（適用の一般原則） 第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、<u>第七条</u>、<u>第九条第一項</u>、<u>第十条第一項</u>又は<u>第二十四条第一項</u>若しくは<u>第三項</u>（これらの規定のうち第二十四条の二第一項において準用し、及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表又は第九十三条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において当該指定国際会計基準により作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、財務諸表等規則第一条の三の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則

2・3 (略) の規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。	2・3 (略) において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。
---	--

○ 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）（第十一条関係）

改正案	現行
（適用の一般原則） 第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第五条、第七条第一項、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（これらの規定のうち同条第四項において準用する場合及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、四半期財務諸表（四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書又は第八十三条第二項の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、第二条を除き、この章から第六章までに定めるところ	（適用の一般原則） 第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（これらの規定のうち同条第四項において準用する場合及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、四半期財務諸表（四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書又は第八十三条第二項の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、第二条を除き、この章から第六章までに定めるところに

2・3
(略)

ころによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2・3
(略)

よるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

○ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）（第十一条関係）

改正案	現行
（適用の一般原則） 第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第五条、<u>第七条第一項</u>、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（これらの規定のうち同条第四項において準用する場合及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、四半期連結財務諸表（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は第九十三条の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は	（適用の一般原則） 第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第五条、<u>第七条、第九条第一項</u>、第十条第一項又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（これらの規定のうち同条第四項において準用する場合及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、四半期連結財務諸表（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は第九十三条の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、四半

、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第二条の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第二条の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

○ 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）（第十一条関係）

改正案	現行
（適用の一般原則） 第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項又は第二十四条の五第一項（これらの規定のうち法第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用する場合並びに財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（第三十八条の三に規定する特定信託財産について作成するこれらの財務書類に相当するものを含む。）又は第七十四条第二項の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において指定国際会計基準により作成が	（適用の一般原則） 第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項又は第二十四条の五第一項（これらの規定のうち法第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用する場合並びに財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（第三十八条の三に規定する特定信託財産について作成するこれらの財務書類に相当するものを含む。）又は第七十四条第二項の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求めら

求められる中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、第二条を除き、この章から第六章までに定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2・3
(略)

れる中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、第二条を除き、この章から第六章までに定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2・3
(略)

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）（第十一条関係）

改正案	現行
（適用の一般原則） 第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）<u>第五条、第七条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項又は第二十四条の五第一項</u>（これらの規定のうち法第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用する場合並びに財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）<u>第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）</u>）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書（中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書又は第八十七条の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）<u>第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。</u>以下同じ。）により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本	（適用の一般原則） 第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）<u>第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項又は第二十四条の五第一項（これらの規定のうち法第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用する場合並びに財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）<u>第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）</u>）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）</u>の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書又は第八十七条の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）<u>第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。</u>以下同じ。）により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本

主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第二条の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2・3
(略)

等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第二条の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2・3
(略)

○ 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）（第十一条関係）

改正案	現行
（監査証明を受けなければならない財務計算に関する書類の範囲） 第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第百九十三条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条の十七第一項第十号（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第五条の十において準用する場合を含む。）及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第十五条の十二第一項第十一号（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第十七条の四において準用する場合を含む。）に掲げる事項の注記を除く。）とする。 一〇十四 （略） 十五 法第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十四条の二第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）の規定によ	（監査証明を受けなければならない財務計算に関する書類の範囲） 第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第百九十三条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条の十七第一項第十号（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第五条の十において準用する場合を含む。）及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第十五条の十二第一項第十一号（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第十七条の四において準用する場合を含む。）に掲げる事項の注記を除く。）とする。 一〇十四 （略） 十五 法第七条、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十四条の二第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出

り提出される訂正届出書又は訂正報告書において、前各号の書類を訂正する書類

十六 (略)

十七 法第二十七条において準用する法第七条第一項（法第二十七条において準用する法第二十四条の二第一項、法第二十七条において準用する法第二十四条の四の七第四項及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）、法第二十七条において準用する法第九条第一項（法第二十七条において準用する法第二十四条の二第一項、法第二十七条において準用する法第二十四条の四の七第四項及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）又は法第二十七条において準用する法第十条第一項（法第二十七条において準用する法第二十四条の二第一項、法第二十七条において準用する法第二十四条の四の七第四項及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出される訂正届出書又は訂正報告書において、前号の書類を訂正する書類

される訂正届出書又は訂正報告書において、前各号の書類を訂正する書類

十六 (略)

十七 法第二十七条において準用する法第七条（法第二十七条において準用する法第二十四条の二第一項、法第二十七条において準用する法第二十四条の四の七第四項及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）、法第二十七条において準用する法第九条第一項（法第二十七条において準用する法第二十四条の二第一項、法第二十七条において準用する法第二十四条の四の七第四項及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）又は法第二十七条において準用する法第十条第一項（法第二十七条において準用する法第二十四条の二第一項、法第二十七条において準用する法第二十四条の四の七第四項及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出される訂正届出書又は訂正報告書において、前号の書類を訂正する書類

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）（第十二条関係）

改正案	現行
（リース契約の要件） 第十三条の二の四 法第十条第二項第十八号イに規定する内閣府令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間（同号イに規定する使用期間をいう。以下この項において同じ。）の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであつて、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。 2 法第十条第二項第十八号ロに規定する内閣府令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。 （算定割当量の取得等） 第十三条の二の五（略） （同一人に対する信用の供与等） 第十四条（略） 2・3（略） 4 令第四条第四項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に	（新設） （算定割当量の取得等） 第十三条の二の四（略） （同一人に対する信用の供与等） 第十四条（略） 2・3（略） 4 令第四条第四項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に

掲げるものとする。

一〇五 (略)

六 貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの（法第十条第二項第十八号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。）

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三 (略)

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇二の二 (略)

三 法第十条第二項に規定する業務（同項第八号、第八号の二及び第十八号に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三の二〇十 (略)

十一 機械類その他の物件を使用させる業務（金融庁長官が定める基準により主として法第十条第二項第十八号に掲げる業務が行われる場合に限る。）

（削る）

掲げるものとする。

一〇五 (略)

（新設）

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三 (略)

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇二の二 (略)

三 法第十条第二項に規定する業務（同項第八号及び第八号の二に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三の二〇十 (略)

十一 機械類その他の物品又は物件（以下この号において「リース物品等」という。）を使用させる業務（次に掲げる要件をすべて満たす契約に基づいて、金融庁長官が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。）

イ リース物品等を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の開始の日（以下この号において「使用開始日」という。）以後又は使用開始日から一定期間を経過した後

(削る) (削る) 十二～三十九 (略) 3～9 (略)	当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができ旨の定めがないこと。 ロ 使用期間において、リース物品等の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品等の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。 ハ 使用期間が満了した後、リース物品等の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。 十二～三十九 (略) 3～9 (略)
--	--

○ 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）（第十三条関係）

改正案	現行
（営業の免許の申請等） 第一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。 一・二 （略） 三 当該株式会社が子会社等（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号。以下「令」という。）第五条において読み替えられた法第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第三条第六号、第四条の二第一項、第四条の二の五第二項第三号、第四条の二の八第二項、第四条の三第五項、第四条の五第二項第十八号、第五条の六第二項、第二十五条の二の二第三号、第二十五条の二の四から第二十五条の二の十五まで、第二十五条の十六第四号、第二十五条の二十二第二項及び第二十六条の二の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」という。）第十三条第二項前段に規定する子会社等又は銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。）を有する場合に	（営業の免許の申請等） 第一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。 一・二 （略） 三 当該株式会社が子会社等（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号。以下「令」という。）第五条において読み替えられた法第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第三条第六号、第四条の二第一項、第四条の二の四第二項第三号、第四条の二の七第二項、第四条の三第五項、第四条の五第二項第十八号、第五条の六第二項、第二十五条の二の二第三号、第二十五条の二の四から第二十五条の二の十五まで、第二十五条の十六第四号、第二十五条の二十二第二項及び第二十六条の二の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」という。）第十三条第二項前段に規定する子会社等又は銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。）を有する場合に

は、次に掲げる書面 イ、ホ (略) 四 (略) 2・3 (略)	は、次に掲げる書面 イ、ホ (略) 四 (略) 2・3 (略)
(リース契約の要件) 第四条の二の四 法第六条第三項第十三号イに規定する内閣府令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間(同号イに規定する使用期間をいう。以下この項において同じ。)の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであつて、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。 2 法第六条第三項第十三号ロに規定する内閣府令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。	(新設)
(外国銀行代理業務に係る認可の申請等) 第四条の二の五 (略) (外国銀行代理業務に係る届出) 第四条の二の六 (略)	(外国銀行代理業務に係る認可の申請等) 第四条の二の四 (略) (外国銀行代理業務に係る届出) 第四条の二の五 (略)

(委託契約書の案の記載事項)

第四条の二の七 第四条の二の五第一項第八号及び前条第二項第七号に掲げる委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 八 (略)

(外国銀行代理業務の内容及び方法)

第四条の二の八 第四条の二の五第一項第九号及び第四条の二の六第二項第八号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

2 (略)

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第四条の五 (略)

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 二の二 (略)

三 法第六条第三項に規定する業務（同項第五号、第五号の二及び第十三号に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三の二 十 (略)

十一 機械類その他の物件を使用させる業務（金融庁長官が定める

(委託契約書の案の記載事項)

第四条の二の六 第四条の二の四第一項第八号及び前条第二項第七号に掲げる委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 八 (略)

(外国銀行代理業務の内容及び方法)

第四条の二の七 第四条の二の四第一項第九号及び第四条の二の五第二項第八号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

2 (略)

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第四条の五 (略)

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 二の二 (略)

三 法第六条第三項に規定する業務（同項第五号及び第五号の二に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三の二 十 (略)

十一 機械類その他の物品又は物件（以下この号において「リース

基準により主として法第六条第三項第十三号に掲げる業務が行われる場合に限る。）

（削る）

（削る）

（削る）

十二～三十九 （略）

3～9 （略）

（同一人に対する信用の供与等）

第十三条 （略）

2・3 （略）

4 令第四条第四項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～五 （略）

物品等」という。）を使用させる業務（次に掲げる要件をすべて満たす契約に基づいて、金融庁長官が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。）

イ リース物品等を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の開始の日（以下この号において「使用開始日」という。）以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができ旨の定めがないこと。

ロ 使用期間において、リース物品等の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品等の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物品等の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十二～三十九 （略）

3～9 （略）

（同一人に対する信用の供与等）

第十三条 （略）

2・3 （略）

4 令第四条第四項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～五 （略）

六 貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの（法第六条第三項第十三号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。）	（新設）
---	-------------

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）（第十四条関係）

改 正 案	現 行
（信用金庫の付随業務） 第五十条 （略） 2ゝ8 （略） 9 法第五十三条第三項第十七号に規定する会員に準ずる者として内閣府令で定めるものは、令第八条第一項第二号に規定するものとする。 10 法第五十三条第三項第十七号イに規定する内閣府令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間（同号イに規定する使用期間をいう。以下この項及び第五十三条第十項において同じ。）の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであつて、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。 11 法第五十三条第三項第十七号ロに規定する内閣府令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。 （信用金庫連合会の付随業務） 第五十三条 （略）	（信用金庫の付随業務） 第五十条 （略） 2ゝ8 （略） （新設） （新設） （新設） （信用金庫連合会の付随業務） 第五十三条 （略）

2 8 (略)	9 法第五十四条第四項第十七号に規定する会員に準ずる者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
	一 当該信用金庫連合会の会員たる信用金庫の会員
	二 当該信用金庫連合会の会員以外の者（前号に掲げる者を除き、法第五十四条第三項の規定に基づき同条第二項第三号に掲げる業務に関する認可を受けて貸付けができる者に限る。）
	10 法第五十四条第四項第十七号イに規定する内閣府令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであつて、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未經過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。
	11 法第五十四条第四項第十七号ロに規定する内閣府令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。
	12 (略)
	(金庫の子会社の範囲等) 第六十四条 (略)
	2 4 (略)
	5 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（
	2 8 (略)
	(新設)
	(新設)
	(新設)
	9 (略)
	(金庫の子会社の範囲等) 第六十四条 (略)
	2 4 (略)
	5 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（

信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一・一の二（略）

一の三 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の五に掲げる業務を除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（第一号の五に掲げる業務を除く。）又は農林中央金庫の業務（第一号の五に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の四一の六（略）

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの（第一号から第一号の三までに掲げる業務を除く。）

二の二（略）

三 法第五十三条第三項又は法第五十四条第四項に規定する業務（法第五十三条第三項第七号及び第十七号又は法第五十四条第四項第七号、第七号の二及び第十七号に掲げる業務、有価証券関連業務その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三の二一の十（略）

十一 機械類その他の物件を使用させる業務（法第五十三条第三項

信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一・一の二（略）

一の三 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（次号に掲げる業務を除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（次号に掲げる業務を除く。）又は農林中央金庫の業務（次号に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の四一の六（略）

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの（第一号及び第一号の二に掲げる業務を除く。）

二の二（略）

三 法第五十三条第三項又は法第五十四条第四項に規定する業務（法第五十三条第三項第七号又は法第五十四条第四項第七号及び第七号の二に掲げる業務、有価証券関連業務その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三の二一の十（略）

十一 機械類その他の物品又は物件（以下この号において「リース

第十七号又は第五十四条第四項第十七号に掲げる要件を全て満たす契約に基づき行われる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。）

(削る)

(削る)

(削る)

十二(三十九) (略)

6(12) (略)

13 第五十三条第十二項の規定は、第九項から第十一項までの場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。

(同一人に対する信用の供与等)

第百十四条 (略)

2・3 (略)

物品等」という。)を使用させる業務(次に掲げる要件をすべて満たす契約に基づいて、金融庁長官が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。)

イ リース物品等を使用させる期間(以下この号において「使用期間」という。)の開始の日(以下この号において「使用開始日」という。)以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができ旨の定めがないこと。

ロ 使用期間において、リース物品等の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品等の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物品等の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十二(三十九) (略)

6(12) (略)

13 第五十三条第九項の規定は、第九項から第十一項までの場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。

(同一人に対する信用の供与等)

第百十四条 (略)

2・3 (略)

4 令第十一条第五項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 五 (略) 六 貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの（法第五十三條第三項第十七号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。）	4 令第十一条第五項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 五 (略) (新設)
(信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項) 第百三十八條 (略)	(信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項) 第百三十八條 (略)
2 (略) 3 第五十三條第十二項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において銀行法第五十二條の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第五十三條第十二項中「第百四十七條第一項又は第百四十八條第一項」とあるのは「第百四十七條第一項又は第百四十八條第一項（これらの規定を同法第二百二十八條第一項、第二百三十五條第一項、第二百三十九條第一項及び第二百七十六條（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。	2 (略) 3 第五十三條第九項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において銀行法第五十二條の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第五十三條第九項中「第百四十七條第一項又は第百四十八條第一項」とあるのは「第百四十七條第一項又は第百四十八條第一項（これらの規定を同法第二百二十八條第一項、第二百三十五條第一項、第二百三十九條第一項及び第二百七十六條（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

○ 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）（第十五条関係）

改正案	現行
（信用協同組合等の併せ行うことができる事業） 第一条の二（略） 2～9（略） 10 信用協同組合連合会が法第九条の九第六項の規定により行う法第九条の八第二項第二十一号に規定する会員に準ずる者として内閣府令で定めるものは、当該信用協同組合連合会の会員たる信用協同組合の組合員とする。 11 法第九条の八第二項第二十一号イに規定する内閣府令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間（同号イに規定する使用期間をいう。以下この項において同じ。）の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものである場合、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未經過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。 12 法第九条の八第二項第二十一号ロに規定する内閣府令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。 13 第四項から第九項まで及び前二項の規定は、信用協同組合連合会が法第九条の九第六項の規定により行う法第九条の八第二項第十号	（信用協同組合等の併せ行うことができる事業） 第一条の二（略） 2～9（略） （新設） （新設） （新設） 10 前五項の規定は、信用協同組合連合会が法第九条の九第六項の規定により行う法第九条の八第二項第十号、第十号の二、第十五号の

14 (略)	、第十号の二、第十五号の二から第十八号まで及び第二十一号に掲げる事業について、これを準用する。
11 (略)	二、第十六号、第十七号及び第十八号に掲げる事業について、これを準用する。

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）（第十六条関係）

改正案	現行
（信用協同組合等の子会社の範囲等） 第四条（略） 2、4（略） 5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 一・一の二（略） 一の三 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（<u>第一号の五</u>に掲げる業務を除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会の行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（<u>第一号の五</u>に掲げる業務を除く。）又は農林中央金庫の業務（<u>第一号の五</u>に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介 一の四、二の二（略） 三 中小企業等協同組合法第九条の八第一項第四号及び同条第二項各号に規定する業務（<u>同項第十二号又は第二十一号</u>に掲げる業務	（信用協同組合等の子会社の範囲等） 第四条（略） 2、4（略） 5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 一・一の二（略） 一の三 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（<u>次号</u>に掲げる業務を除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会の行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（<u>次号</u>に掲げる業務を除く。）又は農林中央金庫の業務（<u>次号</u>に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介 一の四、二の二（略） 三 中小企業等協同組合法第九条の八第一項第四号及び同条第二項各号に規定する業務（<u>同項第十二号</u>に掲げる業務及び有価証券関

及び有価証券関連連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三の二～十（略）

十一 機械類その他の物件を使用させる業務（中小企業等協同組合法第九条の八第二項第二十一号に掲げる要件を全て満たす契約に基づき行われる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。）

（削る）

（削る）

（削る）

十二～三十九（略）

6～11（略）

（同一人に対する信用の供与等）

第五十一条（略）

連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三の二～十（略）

十一 機械類その他の物品又は物件（以下この号において「リース物品等」という。）を使用させる業務（次に掲げる要件をすべて満たす契約に基づいて、金融庁長官が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。）

イ リース物品等を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の開始の日（以下この号において「使用開始日」という。）以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができ旨の定めがないこと。

ロ 使用期間において、リース物品等の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品等の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物品等の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十二～三十九（略）

6～11（略）

（同一人に対する信用の供与等）

第五十一条（略）

2・3 (略) 4 令第三条第五項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 四 (略) 五 貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの（中小企業等協同組合法第九条の八第二項第二十一号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。）	2・3 (略) 4 令第三条第五項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 四 (略) (新設)
---	---

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）（第十七条関係）

改正案	現行
（法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限） 第四十八条の三 法第九十七条の二第二項に規定する保険会社の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。 一 総資産のうち同一人に対する運用に係る次に掲げる資産の額（<u>その他の有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。</u>）を合計した額 イゝホ （略） へ 当該同一人に対する法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務に係る運用資産（貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの（同号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。）に限る。） 二 積立勘定を設ける場合においては、積立勘定資産のうち前号に掲げる資産の額を合計した額 2 法第九十七条の二第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場	（法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限） 第四十八条の三 法第九十七条の二第二項に規定する保険会社の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。 一 総資産のうち同一人に対する運用に係る次のイからホまでに掲げる資産の額（その他の有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。）を合計した額 イゝホ （略） （新設） 二 積立勘定を設ける場合においては、積立勘定資産のうち前号イからホまでに掲げる資産の額を合計した額 2 法第九十七条の二第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場

合は、この限りでない。

一 前項第一号に規定する資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 同一人自身に対する運用に係るもの（ハに掲げるものを除く

。） 総資産の額に百分の十を乗じて計算した額（前項第一号

ロに規定する貸付金、同号二に規定する債務の保証及び同号ヘ

に規定する法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務に係る運

用資産（以下この条及び第四十八条の五において「貸付金等」

という。）にあつては、総資産の額に百分の三を乗じて計算し

た額

ロ、二 （略）

二 （略）

3 （略）

（リース契約の要件）

第五十二条の三の二 法第九十八条第一項第十二号に規定する内閣

府令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち

使用期間（同号イに規定する使用期間をいう。以下この項において

同じ。）の中途において契約の解除をすることができない旨の定め

がないものであつて、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途に

において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場

合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこと

とされているものとする。

合は、この限りでない。

一 前項第一号に規定する資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 同一人自身に対する運用に係るもの（ハに掲げるものを除く

。） 総資産の額に百分の十を乗じて計算した額（前項第一号

ロに規定する貸付金及び同号二に規定する債務の保証（以下こ

の条及び第四十八条の五において「貸付金等」という。）にあ

つては、総資産の額に百分の三を乗じて計算した額）

ロ、二 （略）

二 （略）

3 （略）

（新設）

2 法第九十八条第一項第十二号に規定する内閣府令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 （略）

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 （略）

五 法第九十八条第一項に規定する業務（同項第一号及び第十二号に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官が定める業務に該当するものを除く。）

五の二～二十二の二 （略）

二十三 機械類その他の物件を使用させる業務（金融庁長官が定める基準により主として法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務が行われる場合に限る。）

（削る）

（削る）

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 （略）

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 （略）

五 法第九十八条第一項に規定する業務（同項第一号に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官が定める業務に該当するものを除く。）

五の二～二十二の二 （略）

二十三 機械類その他の物品又は物件（以下この号において「リース物品等」という。）を使用させる業務（次に掲げる要件をすべて満たす契約に基づいて、金融庁長官が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。）

イ リース物品等を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の開始の日（以下この号において「使用開始日」という。）以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができ旨の定めがないこと。

ロ 使用期間において、リース物品等の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品等の見積残存価額を控除し

(削る)

二十四～四十七 (略)

3～10 (略)

(法第九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限)

第四百十条の三 法第九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する外国保険会社等の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。

一 日本における総資産のうち同一人に対する運用に係る次に掲げる資産の額(その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。)を合計した額

イホ (略)

ヘ 当該同一人に対する法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務に係る運用資産(貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの(同号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。)に限る。)

二 積立勘定を設ける場合においては、積立勘定資産のうち前号に

た額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物品等の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二十四～四十七 (略)

3～10 (略)

(法第九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限)

第四百十条の三 法第九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する外国保険会社等の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。

一 日本における総資産のうち同一人に対する運用に係る次のイからホまでに掲げる資産の額(その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。)を合計した額

イホ (略)

(新設)

二 積立勘定を設ける場合においては、積立勘定資産のうち前号イ

2 法第九十九条において準用する法第九十八条第一項第十二号ロに規定する内閣府令で定める費用は、第五十二条の三の二第二項に	2 法第九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。 一 前項第一号に規定する資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ 同一人自身に対する運用に係るもの 日本における総資産の額に百分の十を乗じて計算した額（前項第一号ロに規定する貸付金、同号二に規定する債務の保証及び同号へに規定する法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務に係る運用資産（ロにおいて「貸付金等」という。）にあつては、総資産の額に百分の三を乗じて計算した額） ロ (略) 二 (略) 3 (略) (リース契約の要件) 第四百四十二条の三の二 法第九十九条において準用する法第九十八条第一項第十二号イに規定する内閣府令で定めるものは、第五十二条の三の二第二項に規定するものとする。	2 法第九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。 一 前項第一号に規定する資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ 同一人自身に対する運用に係るもの 日本における総資産の額に百分の十を乗じて計算した額（前項第一号ロに規定する貸付金及び同号二に規定する債務の保証（ロにおいて「貸付金等」という。）にあつては、総資産の額に百分の三を乗じて計算した額） ロ (略) 二 (略) 3 (略) (新設)	2 法第九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。 一 前項第一号に規定する資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ 同一人自身に対する運用に係るもの 日本における総資産の額に百分の十を乗じて計算した額（前項第一号ロに規定する貸付金及び同号二に規定する債務の保証（ロにおいて「貸付金等」という。）にあつては、総資産の額に百分の三を乗じて計算した額） ロ (略) 二 (略) 3 (略)
2 法第九十九条において準用する法第九十八条第一項第十二号ロに規定する内閣府令で定める費用は、第五十二条の三の二第二項に	2 法第九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。 一 前項第一号に規定する資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ 同一人自身に対する運用に係るもの 日本における総資産の額に百分の十を乗じて計算した額（前項第一号ロに規定する貸付金、同号二に規定する債務の保証及び同号へに規定する法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務に係る運用資産（ロにおいて「貸付金等」という。）にあつては、総資産の額に百分の三を乗じて計算した額） ロ (略) 二 (略) 3 (略) (リース契約の要件) 第四百四十二条の三の二 法第九十九条において準用する法第九十八条第一項第十二号イに規定する内閣府令で定めるものは、第五十二条の三の二第二項に規定するものとする。	2 法第九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。 一 前項第一号に規定する資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ 同一人自身に対する運用に係るもの 日本における総資産の額に百分の十を乗じて計算した額（前項第一号ロに規定する貸付金及び同号二に規定する債務の保証（ロにおいて「貸付金等」という。）にあつては、総資産の額に百分の三を乗じて計算した額） ロ (略) 二 (略) 3 (略) (新設)	2 法第九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。 一 前項第一号に規定する資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ 同一人自身に対する運用に係るもの 日本における総資産の額に百分の十を乗じて計算した額（前項第一号ロに規定する貸付金及び同号二に規定する債務の保証（ロにおいて「貸付金等」という。）にあつては、総資産の額に百分の三を乗じて計算した額） ロ (略) 二 (略) 3 (略)

規定するものとする。

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）（第十八条関係）

改正案	現行
（投資信託約款の記載事項） 第七条 法第四条第二項第十八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～五 （略） 六 委託者から運用の指図に係る権限の委託を受けた者が当該権限の一部を更に委託する場合においては、当該者がその運用の指図に係る権限の一部を更に委託する者の商号又は名称（当該者が適格投資家向け投資運用業（金融商品取引法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。以下同じ。）を行うことにつき同法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び所在の場所 七～九 （略） （投資信託約款の記載事項） 第七十八条 法第四十九条第二項第十九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～四 （略） 五 受託者から運用に係る権限の委託を受けた者が当該権限の一部を更に委託する場合においては、当該者がその運用の指図に係る	（投資信託約款の記載事項） 第七条 法第四条第二項第十八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～五 （略） 六 委託者から運用の指図に係る権限の委託を受けた者が当該権限の一部を更に委託する場合においては、当該者がその運用の指図に係る権限の一部を更に委託する者の商号又は名称及び所在の場所 七～九 （略） （投資信託約款の記載事項） 第七十八条 法第四十九条第二項第十九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～四 （略） 五 受託者から運用に係る権限の委託を受けた者が当該権限の一部を更に委託する場合においては、当該者がその運用の指図に係る

権限の一部を更に委託する者の商号又は名称（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び所在の場所

六〇八（略）

（規約の記載事項の細目）

第百五条 法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一〇五（略）

六 法第六十七条第一項第十四号に掲げる事項 成立時の一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社となるべき者の全てについて、それぞれ次に掲げるもの

イ 氏名又は名称（当該資産運用会社となるべき者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び住所

ロ これらの者との間の契約において定めるべき事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の内容の変更に關する事項、これらの者に支払う報酬又は手数料の額（具体的な金額又はその計算方法）並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項（成立時において資産

権限の一部を更に委託する者の商号又は名称及び所在の場所

六〇八（略）

（規約の記載事項の細目）

第百五条 法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一〇五（略）

六 法第六十七条第一項第十四号に掲げる事項 成立時の一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社となるべき者のすべてについて、それぞれ次に掲げるもの

イ 氏名又は名称及び住所

ロ これらの者との間の契約において定めるべき事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の内容の変更に關する事項、これらの者に支払う報酬又は手数料の額（具体的な金額又はその計算方法）並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項（成立時において資産

運用会社となるべき者と締結すべき契約に、資産の運用に係る権限の一部の再委託に関する規定を設ける場合においては、当該規定の内容（資産の運用に係る権限の一部を適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者に再委託することを内容とするものであるときは、その旨を含む。）を含む。）

七
(略)

(資産運用委託契約の概要として記載する内容)

第百三十六条 法第八十三条第二項に規定する内閣府令で定める細目は、全ての資産運用会社につき、それぞれ次に掲げるものとする。

- 一 名称（当該資産運用会社が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び住所
- 二 それらの者との間の契約において定める事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の変更にに関する事項、それらの者に支払う報酬又は手数料の額（具体的な金額又はその計算方法）並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項（これらの者との間の契約に、資産の運用に係る権限の一部の再委託に関する規定を設ける場合においては、当該規定の内容（資産の運用に係る権限の一部を適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を

運用会社となるべき者と締結すべき契約に、資産の運用に係る権限の一部の再委託に関する規定を設ける場合においては、当該規定の内容を含む。）

七
(略)

(資産運用委託契約の概要として記載する内容)

第百三十六条 法第八十三条第二項に規定する内閣府令で定める細目は、すべての資産運用会社につき、それぞれ次に掲げるものとする。

- 一 名称及び住所
- 二 それらの者との間の契約において定める事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の変更にに関する事項、それらの者に支払う報酬又は手数料の額（具体的な金額又はその計算方法）並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項（これらの者との間の契約に、資産の運用に係る権限の一部の再委託に関する規定を設ける場合においては、当該規定の内容を含む。）

受けた金融商品取引業者に再委託することを内容とするものであるときは、その旨を含む。）を含む。）

（資産運用委託契約の承認に関する議案）

第百五十一条 執行役員が資産運用会社との資産運用委託契約の承認に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、当該資産運用委託契約を締結しようとする資産運用会社（法第二百七条第三項に規定する承認については、資産運用委託契約を締結した資産運用会社）の名称（当該資産運用会社が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）、住所及び沿革並びに当該委託契約書の内容を記載しなければならない。

（信託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第二百七十二条 法第二百二十三条の三第五項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 （略）

三 当該信託会社の親法人等又は子法人等が有価証券の引受け等（金融商品取引法第二条第八項第六号から第九号までに掲げる行為をいう。次条第二号において同じ。）を行っている場合において、当該親法人等又は子法人等に対する当該有価証券の取得又は買

（資産運用委託契約の承認に関する議案）

第百五十一条 執行役員が資産運用会社との資産運用委託契約の承認に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、当該資産運用委託契約を締結しようとする資産運用会社（法第二百七条第三項に規定する承認については、資産運用委託契約を締結した資産運用会社）の名称、住所及び沿革並びに当該委託契約書の内容を記載しなければならない。

（信託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第二百七十二条 法第二百二十三条の三第五項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 （略）

三 当該信託会社の親法人等又は子法人等が有価証券の引受け等（金融商品取引法第二条第八項第六号から第九号までに掲げる行為をいう。次条第二号において同じ。）を行っている場合において、当該親法人等又は子法人等に対する当該有価証券の取得又は買

付けの申込み（当該親法人等又は子法人等が金融商品取引法第二
条第六項第三号に掲げるものを行っている場合にあっては、同号
に規定する新株予約権を取得した者による当該新株予約権の行使
の額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しない
と見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受
けて、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う
業務に関して当該有価証券（当該親法人等又は子法人等が同号に
掲げるものを行っている場合にあっては、当該新株予約権の行使
により取得される有価証券）を取得し、又は買い付けることを内
容とした運用を行うこと。

四〇六 （略）

（金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第二百七十三条 法第二百二十三条の三第六項の規定により読み替え
て適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二に
おいて準用する金融商品取引法第四十四条の三第二項第四号に規定
する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 （略）

二 当該金融機関の親法人等又は子法人等が有価証券の引受け等を
行っている場合において、当該親法人等又は子法人等に対する当
該有価証券の取得又は買付けの申込み（当該親法人等又は子法人
等が金融商品取引法第二條第六項第三号に掲げるものを行ってい
る場合にあっては、同号に規定する新株予約権を取得した者によ

付けの申込みの額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額
に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等
の要請を受けて、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の
運用を行う業務に関して当該有価証券を取得し、又は買い付ける
ことを内容とした運用を行うこと。

四〇六 （略）

（金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第二百七十三条 法第二百二十三条の三第六項の規定により読み替え
て適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二に
おいて準用する金融商品取引法第四十四条の三第二項第四号に規定
する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 （略）

二 当該金融機関の親法人等又は子法人等が有価証券の引受け等を
行っている場合において、当該親法人等又は子法人等に対する当
該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該親法人等又は子
法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当
該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う委託者非指図

る当該新株予約権の行使）の額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して当該有価証券（当該親法人等又は子法人等が同号に掲げるものを行っている場合にあつては、当該新株予約権の行使により取得される有価証券）を取得し、又は買い付けることを内容とした運用を行うこと。 三〇五（略）	型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して当該有価証券を取得し、又は買い付けることを内容とした運用を行うこと。 三〇五（略）
--	---

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下この条において「新開示府令」という。）第十七条の三第二項から第五項までの規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る外国会社報告書（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第八項に規定する外国会社報告書をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る外国会社報告書については、なお従前の例による。ただし、平成二十三年十二月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に終了する事業年度に係る外国会社報告書について適用することができらる。

2 新開示府令第十七条の十七第二項から第五項までの規定は、施行日以後に終了する四半期会計期間（企

業内容等の開示に関する内閣府令第一条第二十二号の四に規定する四半期会計期間をいう。以下この項において同じ。）に係る外国会社四半期報告書（金融商品取引法第二十四条の四の七第六項に規定する外国会社四半期報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する四半期会計期間に係る外国会社四半期報告書については、なお従前の例による。ただし、平成二十四年二月十六日から同年三月三十一日までの間に終了する四半期会計期間に係る外国会社四半期報告書について適用することができるとができる。

3 新開示府令第十八条の三第二項から第五項までの規定は、施行日以後に終了する中間会計期間に係る外国会社半期報告書（金融商品取引法第二十四条の五第七項に規定する外国会社半期報告書をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間会計期間に係る外国会社半期報告書については、なお従前の例による。ただし、平成二十四年一月一日から同年三月三十一日までの間に終了する中間会計期間に係る外国会社半期報告書について適用することができる。

（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第三条の規定による改正後の外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（以下この条にお

いて「新外債府令」という。）第十四条の三第二項から第四項までの規定は、施行日以後に終了する会計年度又は事業年度に係る外国者報告書（新外債府令第六条の二第二項第一号に規定する外国者報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する会計年度又は事業年度に係る外国者報告書については、なお従前の例による。ただし、平成二十三年十二月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に終了する会計年度又は事業年度に係る外国者報告書について適用することができる。

2 新外債府令第十五条の三第三項及び第四項の規定は、施行日以後に終了する中間会計年度（会計年度が開始した日以後六月間をいう。以下この項において同じ。）又は中間会計期間に係る外国者半期報告書（新外債府令第十五条の二に規定する外国者半期報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間会計年度又は中間会計期間に係る外国者半期報告書については、なお従前の例による。ただし、平成二十四年一月一日から同年三月三十一日までの間に終了する中間会計年度又は中間会計期間に係る外国者半期報告書について適用することができる。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第四条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（次項において「新特

定有価府令」という。）第二十七条の三第三項から第六項までの規定は、施行日以後に終了する特定期間（金融商品取引法第二十四条第五項において読み替えて準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。）

以下この条において同じ。）に係る外国会社報告書について適用し、施行日前に終了する特定期間に係る外国会社報告書については、なお従前の例による。ただし、平成二十三年十二月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に終了する特定期間に係る外国会社報告書について適用することができる。

2 新特定有価府令第二十八条の三第三項から第五項までの規定は、施行日以後に終了する中間特定期間（特定期間が開始した日以後六月間をいう。以下この項において同じ。）に係る外国会社半期報告書について適用し、施行日前に終了する中間特定期間に係る外国会社半期報告書については、なお従前の例による。ただし、平成二十四年一月一日から同年三月三十一日までの間に終了する中間特定期間に係る外国会社半期報告書について適用することができる。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この府令の施行の際現に適格機関投資家等特例業務（金融商品取引法第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。第三項において同じ。）を行っている特例業務届出者（同条第三項に

規定する特例業務届出者をいう。以下この項において同じ。）は、施行日から起算して三月以内に、第九条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（以下この条において「新金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）別紙様式第二十号に準じて作成した新金融商品取引業等に関する内閣府令第二百三十八条第二号及び第三号に掲げる事項を記載した書面に当該書面の写しを添付して、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた特例業務届出者にあつては金融庁長官、それ以外の特例業務届出者にあつては当該特例業務届出者の本店等（新金融商品取引業等に関する内閣府令第一条第四項第一号に規定する本店等をいう。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に提出しなければならない。

2 前項の書面には、登記事項証明書（個人であるときは、住民票の抄本）又はこれに代わる書面を添付するものとする。

3 この府令の施行の際現に適格機関投資家等特例業務を行っている金融商品取引法第六十三条の三第一項の規定による届出を行った金融商品取引業者等は、施行日から起算して三月以内に、新金融商品取引業等

に関する内閣府令別紙様式第二十一号に準じて作成した新金融商品取引業等に関する内閣府令第二百四十
四条第二項に定める事項を記載した書面に当該書面の写しを添付して、所管金融庁長官等（新金融商品取
引業等に関する内閣府令第一条第四項第四号に規定する所管金融庁長官等をいう。）に提出しなければな
らない。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合にお
けるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○ 保険業法施行規則の一部を改正する命令（平成十年 ^{総理府令} 大蔵省令第四十五号）（附則第七条関係）	
改正案	現行
附則 （経過措置） 第二条 この命令による改正後の保険業法施行規則（以下「新規則」という。）<u>第四十八条の三第一項第一号ホ及び第四百十条の三第一項第一号ホの規定については、当分の間、適用しない。</u>	附則 （経過措置） 第二条 この命令による改正後の保険業法施行規則（以下「新規則」という。）<u>第四十八条の三第一項第一号へ及び第四百十条の三第一項第一号への規定については、当分の間、適用しない。</u>